

中大法營

創立四十周年紀念特集

1992. 5

中央大學法曹會

No 13

中央大学元総長・理事長

林 頼三郎先生書

松色古今
竹存上下
節

「松に古今色無く

竹に上下節存す」梅堂

昭和五十五年から四十周年

までの歴代幹事長



第十八代幹事長

木戸口久治先生

昭和55年度

(昭和55. 5 ~ 56. 5)



第十九代幹事長

瀧澤國雄先生

昭和56年・57年度

(昭和56. 5 ~ 58. 5)



第二十代幹事長

信部高雄先生

昭和58年・59年度

(昭和58. 5 ~ 60. 5)



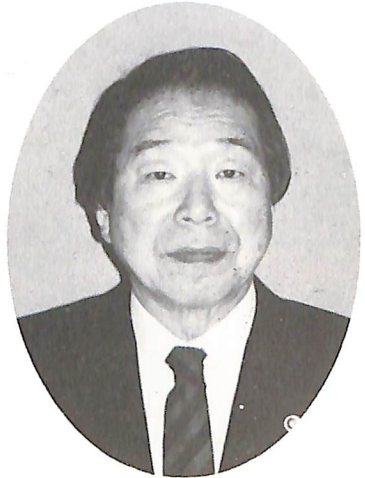
第二十二代幹事長
赤坂正男先生

昭和62年・63年度
(昭和62. 5 ~ 平成1. 5)



第二十一代幹事長
坂本建之助先生

昭和60年・61年度
(昭和60. 5 ~ 62. 5)



第二十三代幹事長
設楽敏男先生

平成1・2年度
(平1. 5 ~ 3. 5)



記念式典・祝宴会







小島武司先生記念講演



序

中央大学法曹会幹事長 野宮利雄

一九五一年（昭和二十六年）在京の判・検事、弁護士等を結集して創立されて以来、中大法曹会は四〇周年を迎えた。創立以来、今日まで格別の御尽力と御奉仕を賜って法曹会の発展と母校中央大学の興隆に大きな貢献をされた先輩役員・会員の各位に深甚なる敬意と感謝の誠をささげながら、「創立四十周年記念特集号」が刊行されることは慶びに耐えないところである。

私たちは、常に自分達が歩んできた足跡を振り返りながら、将来への道を探る。そこには母校創立一〇〇年余の歴史があり、法曹会結集して四〇年の回顧がある。法曹会は、一〇年前に「創立三十周年記念特集号」を発行しそれまでの記録の概要をまとめた。この度は、その後の一〇年間の流れをまとめて俯瞰することは、中央大学の第二世紀を展望しながら、法曹会としても二十一世紀への発展を期するため、当面する諸問題の本質を掴みとる上からも必要であり、極めて意義深いことである。

中大法曹会は、この一〇年間に、学校法人中央大学に直属する教育機関である「法職講座」の運営に役員（委員）を出し、「答案ゼミ」講師として弁護士登録一、二三年の精鋭会員四〇名を派遣し、その情熱ある指導により所定の

効果を挙げている。また、これからの一〇年間には、「魅力ある中央大学法学部」へのカリキュラム改正では、一九九三年度から、「司法コース」の特別講義に多くの非常勤講師の派遣の必要があるときく。このように、法曹会の目的活動は、具体的問題につき提言から行動へと、積極的な姿勢へと転換して行くのである。そのためにも、推進力となる活性力と、よき後輩の育成を希う情熱が欲しい。

「松に古今色無く

竹に上下節存す」 梅堂

林 頼三郎先生の昭和二八年七月二四日書を坐右に、この特集号刊行のために努力を傾注された執筆者各位をはじめ委員会関係各位の御苦労に対し、深く感謝の意を表して、序の言葉の結びとしたい。

「中大法曹」No 13 創立四十周年記念特集号

目次

序	中央大学法曹会幹事長	野宮利雄
開会の辞	中央大学法曹会創立四〇周年	
式辞	記念行事実行委員会式典部長	設楽敏男(3)
挨拶	中央大学法曹会幹事長	野宮利雄(5)
	中央大学法曹会創立四〇周年	
祝辞	記念行事実行委員会委員長	松井宣(8)
	学校法人中央大学理事長	山本清二郎(10)
表紙揮毫	中央大学学員会会長	堂野達也先生
表紙写真	中央大学八王子校舎全景	(中大広報課)
「書」	林梅堂先生	(野宮利雄提供)
歴代幹事長	(昭和55〜平成3)	写真
記念講演、記念式典、祝賀会写真		

祝 辞……………中央大学総長・学長 高木友之助 (13)

祝 辞……………中央大学学員会会長 堂野達也 (17)

祝 辞……………学校法人中央大学評議員会議長

国会白門会会長 内海英男 (19)

祝 辞……………南甲倶楽部副会長 波多野龍吉 (20)

祝 辞……………国会白門会代表 広瀬秀吉 (22)

祝 辞……………中央大学学員体育会名誉会長 野村権之亮 (24)

祝 辞……………中央大学學術研究団体連合会委員長 竹村照雄 (26)

開宴の辞……………祝宴部長 内山弘 (28)

挨拶……………記念講演会部長 川上正俊 (30)

講演「中央大学法学部の改革」……………中央大学法学部教授 小島武司 (32)

「法学部改革の課題——大学における法曹教育のあり方について——」

懇談会・説明と質問と意見……………中央大学法曹会大学問題委員会 (48)

大学の評価と魅力ある大学の復活……………中央大学理事 猪股喜蔵 (76)

座談会「中央大学法曹会の現状と将来」……………記念特集号編集部会 (82)

幹事長経験者の回顧

幹事長懐古……………第十二代幹事長 松井宣 (132)

「中大法曹会」四〇周年を回顧して……………第十八代幹事長 木戸口久治 (134)

三十周年記念行事の頃を回顧して……………第十九代幹事長 瀧澤國雄 (138)

創立四十周年記念雑感……………第二十代幹事長 信部高雄 (142)

私が幹事長の頃を追想して	……………	第二十一代幹事長	坂本	建之助	(146)
創立四十周年記念雑感	……………	第二十二代幹事長	赤坂	正男	(149)
私が幹事長の頃を追想して	……………	第二十三代幹事長	設楽	敏男	(152)
財務部会の報告(収支決算報告)	……………	財務部長	縄稚	登	(156)
中央大学法曹会立四〇周年記念行事等報告	……………	中央大学法曹会事務局長	中津	靖夫	(159)

中央大学法曹会創立四〇周年記念行事実行委員会活動報告(明細)

中央大学法曹会創立四〇周年記念行事実行委員会委員名簿

学校法人中央大学役員名簿(中大法曹会関係)

中央大学学員会役員名簿(中大法曹会推薦)

中央大学法曹会役員名簿

中央大学法曹会各種委員会委員名簿

関係諸規程(資料)

学校法人中央大学基本規定(寄附行為)

中央大学学員会会則

中央大学法曹会会則・諸規程

編集後記(編集部報告に代えて)……………編集部長 猪股喜蔵(196)



開会の辞

中央大法曹会創立四〇周年
記念行事実行委員会式典部長

設 楽 敏 男

本日の記念式典の式典部長を仰せつかった設楽でございます。開式の言葉として一言ご挨拶を申し上げます。

本日はこの式典に学校法人中央大学、教学関係の諸先生方、学員会本部、同支部、学研連、裁判所、検察庁、日弁連、関弁連、弁護士会、弁理士会、国会等各方面の先生方をお招き致しましたところ、この様に盛大な式典を催す事ができました、衷心より御礼申し上げます。

我が中央大法曹会が昭和二六年六月四日、中央大学学員である在京の裁判官、検察官、弁護士の親睦と、中央大学の興隆並びに司法の発展に寄与することを目的として発足して以来、早やくも四〇年を閲みしました。

この間の先輩各位のご努力に因り、現在会員数は概算二五〇〇名となり、所期の目的を着々と達成しつつあります。しかしながら中央大学を取り巻く多くの問題、例えば、財政、既存学部改革及び新学部創設、法曹養成、基本規定等の懸案があり、更に司法の問題、例えば司法試験改革、その他が山積しております。我が中央大法曹会としては、大学の興隆と発展、司法に寄与するため、更に一層の努力をしなければなりません。創立四〇周年を期し、心を新たにして創立の精神の維持、達成に邁進することを誓うものであります。

ご来賓並びに会員各位に対し、公私ご多端のおり、ご参列くださいます重ねて御礼申し上げて、開会の辞とさせていただきます。

有り難う御座いました。



式 辞

中央大学法曹会幹事長
野宮利雄

本日、ここに中央大学法曹会創立四十周年記念式典を挙行するに当たりまして、母校中央大学から、山本清二郎理事長はじめ多数の御来賓の御出席を得ましたことは、誠に光栄の至りに存じますとともに、本日、御出席の会員の皆様に、心から御礼申しあげます。

中央大学法曹会は、昭和二六年（一九五一年）中央大学出身の裁判官、検察官、弁護士を結集して創立され「会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と、司法の発展に寄与すること」を目的として、ここに、四十年を迎えた次第でございます。この間、法曹会は、昭和二八年には、中央大学学会の職域支部第一号としての承認を受け、他の学会支部と協力して、大学の興隆と司法の発展のため、たゆまぬ努力を続けて参りました。

顧みますと、当法曹会は、初代幹事長・学会支部長として、格別の御尽力を賜りました岡弁良先生、二代目大山菊治先生、三代目柴田武先生はじめ、歴代の幹事長その他の役員と会員各位の絶大なるご支援と御協力により、順調な発展を続け、現在では、幹事長は二四代目、会員の総数は、約二五〇〇名に達する組織となりました。そして、法曹各分野における会員の占める率は、（いわゆるシェアは）年々変動はありますが、概ね三〇%となっております。

ります。これはわが国司法部において、一つの大学の出身者として他に例を見ません。正に、わが国司法部の中核をなすものであると申してよいと確信いたします。私ども、会員一同は、法曹界において、このような絶対的地位を築かれました先進会員各位の御努力と、御功績に、改めて、深甚な敬意と感謝の念を捧げるものでございます。そして、不幸にして幽冥界を異にされた会員の御冥福を心からお祈り申し上げる次第でございます。

当法曹会は、申すまでもなく、今日まで、様々な分野に幾多の優秀な人材を送っております。在朝では、最高裁判所判事、高等裁判所長官、高等検察庁検事長をはじめ、多数の会員が枢要な地位についておられ、在野の弁護士会では、日本弁護士連合会会長はじめ各地弁護士会会長などの要職につき、また行政庁の各種委員として行政に参画し、公証人各位も、直接、国民に接して公証実務に力を尽くしておられます。

母校が、東洋一といわれる立派な校舎を多摩の地に完成して十数年、創立一〇〇周年を祝って五年余り、この駿河台記念館も記念事業の一つでございますが、法曹会は、母校の興隆発展と、わが国司法部における優れた後継者の育成のため、中央大学法学部の、これまでの法曹教育の伝統と、その強化発展を目指して、その緒につきつつある法学部改革への取組みに賛意を表し、協力を惜しむものではございません。既に、司法試験法は改正され、法曹三者間の司法試験制度改革に関する基本的合意（一九九〇・一〇・一六）に基づき、合格者の増員は、平成三年から六〇〇人程度に増員され、平成七年までの五年間に九〇〇人以上を目途とされております。この法改正の目的の一つが、法曹教育と大学における法学教育との関係を深めることにあることを考えれば、法曹会の会員は、誰でもが、新生、法学部に重大な関心を寄せざるを得ないのであります。司法試験合格者の数において、昭和二四年から四三年まで連続二〇年間、首位（トップ）を記録し続けた伝統と栄光を忘れることなく、法律家を目指して入学してくる優秀な学生が多く集まり、学生が法学を学ぶことによって、法曹への途を選択する環境を醸成する改革が

求められているのではないでしょう。大学としての存在価値を高からしめるため、教育、研究の一層の充実を期して、学科やコースの設定、カリキュラムの構成が検討されているのだと思います。このようにして、「魅力ある中央大学法学部」「特色ある中央大学法学部」への改革が期待されているのであります。さきほど、記念講演として小島武司教授に「中央大学法学部の改革」の演題で、お話を受け賜わった所以であります。

今日における司法の役割を思うとき、我々に対する国民の期待は大きく、かつ、その責任も重いものがあると存じます。

本日の記念式典に際し、私たちが、中央大学法曹会四十年の足跡を回顧し、中央大学の第二世紀を展望しながら、来るべき二十一世紀への発展を期することは、極めて意義のあることと存じます。

中央大学のますますの興隆発展と、ご臨席の皆様のお幸せご健勝を祈念いたしますとともに、中央大学法曹会に対し、今後とも、格段のご支援ご協力を賜わりますようお願いをしまして、式辞といたします。

平成三年一〇月八日



挨拶

中央大学法曹会創立四〇周年
記念行事実行委員会委員長

松 井 宣

本日は、皆様には公私ともにご多忙のところを多数御来会いただき誠に有り難うございます。

中央大学法曹会は、昭和二十六年創立以来四十周年を迎えました。わが会は三十周年の際、赤坂プリンスホテルで記念式典等を持ちましたので、今回も前例にならない、この節目でその後の歩みを回顧致しますと共に、将来を展望し励ましあい五十周年即ち二十一世紀への飛躍の踏み台としたいというのが本日の集まりの私共の心情でございます。

十年一昔と申しますが、私共は、この十年の間に母校中央大学と学会の百周年記念事業に参画して参りました。今日母校並びに学会が力強い歩みを続けて居りますことは御同慶の至りでございます。

本年七月に、わが母校は総合政策学部の新設許可申請を終わられました。又先程は別室で本日の記念講演として小島先生の「法学部の改革」についてのお話を伺いました。高木総長は、ご就任以来学部毎の改革推進を図り二十一世紀には中央大学を名実共に充実した日本一の大学にしたいとの覚悟を表明しておられるように伺って居ります。私共もその実現を念願して止みません。現在のような激動の時代に改革を推進するには必然的に生みの悩みを伴い、

法人の理事各位も教職の各位も御努力が大変なものと思存します。私共も、學員としてそのご労苦を分かち合おうではございませんか。

中央大学法曹会は、學員会の中核として活動し會員各位は日本の法曹界でそれぞれ重要な職責を果たしておられる次第であります。この會員の多数は中央大学が司法試験合格者のトップの座をしめて居た時代の出身者でございます。残念なことに現在はこのトップの座を東大に奪われて居ります。去る十月二日司法試験筆記試験合格者の発表があり、仄聞致しますに、一位が東大で百三十五名、二位が中大で八十四名、三位早稲田が八十三名と伺って居ります。中大の健斗については関係者各位に深く御礼を申し上げる次第でございますが、一層の御努力により再び栄光のトップの座を取り戻して頂きたいと祈念し御願ひする次第でございます。

本日の集まりに川口そごう開店のため出席出来ないということで中央大学顧問の水島廣雄先生からも私に電話があり、何事につけ一番が重要だ、二番三番では駄目だから中央大学も中央大学法曹会も司法試験合格が一番になるように努力して戴きたい、これを四十周年のお祝いと共に水島の言葉としてお伝えしてくれるようにとの事でした。四十周年に当たる本年は、国内ではバブル経済の崩壊、雲仙岳の噴火、國際的には湾岸戦争の終結、ソ連の民主化等の世界史上でも重大な事件の発生により、今後國際交流の緊密化と共に學員の一層の活動が期待されるようになりまして。

我が中央大学法曹会は會員相互の親睦をはかり、母校の興隆と司法の発展に寄与しなければなりません。この意味におきまして會員各位の御活動と参会賜りました各位の御健勝をお祈りして本日の挨拶といたします。どうも有り難うございました。



祝 辞

学校法人中央大学理事長
山 本 清二郎

今日は、中央大学法曹会四十周年記念式典の開催にあたりまして、大学関係者多数が、お招きいただき有難うございます。

中央大学法曹会が、昭和二十六年に本学出身の裁判官・検察官・弁護士先輩有志により設立され、本年で四十周年を迎えられましたことは、誠におめでたく衷心より、お祝い申しあげます。

中央大学法曹会は、設立以来今日まで「会員の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に多大の貢献」をしてこられました。

この間、多数の法曹会会員の方々が、大学の理事・監事・評議員等にご就任され、大学の管理運営に当たってこられましたことに対し、まずもって、学校法人を代表して、深く感謝申しあげるところであります。

なお、中央大学法曹会が、我が国法曹界において目覚ましい、ご活躍をなされ、我が国司法の発展に寄与せられておりますことは、誠に同慶にたえません。

一口に創立四十年と申しますが、これは大変長い歴史でありまして、中央大学法曹会が、ますます発展の一途を

迎っておりますことは、偏に、歴代の幹事長をはじめとして、役員の皆様方の多大な、ご尽力によるものと深く敬意を表する次第でございます。

また、会員の皆様のご活躍そのものが、母校「中央大学」の社会的評価を高め、本学発展の基礎となっておりますことに対し、心から感謝申しあげる次第でございます。

さて、この席をお借りいたしましたして、本学の近況を二点程ご報告申しあげたいと存じます。

第一点は、新学部設立についてでございます。

本学は、平成五年度の新学部開設を目指して、去る七月三十一日付で文部省に対し、「中央大学総合政策学部」の第一次認可申請書を提出し、その申請が受理されました。

今後は、今月の中旬から教育研究内容や教員組織について、文部省の審査が行われ、並行して財政問題や建設実地調査が行われます。

平成四年十二月に設置認可を受けるまでには、なお様々な問題を解決してゆかねばなりません。これらは、法人と教学が一体となった努力によって、必ずや克服できるものと確信しております。

第二点は、法学部の改革でございます。

先程、小島先生の講演で詳しい説明がありましたように、法学部内で鋭意検討が進められております。この検討の過程におきましても、法曹会関係者の方々の絶大なるご協力を得ておりまして、厚く感謝申しあげる次第でございます。

本学は、新学部設立等を含めた大学改革問題をはじめ、教育研究条件の一層の充実を期し、財政基盤確立のため不断の努力を続け、中央大学が一流大学として、その地位を不動にし、その名声を永久に維持していくため、渾身

の努力をいたしてまいる所存でございます。

どうか皆様におかれましては、今後とも母校発展のために倍旧のご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげ
る次第でございます。

最後になりましたが、法曹会の益々のご発展と会員皆様の、ご健勝で、ご活躍されますことを祈念いたしまして、
お祝いの言葉といたします。

以
上



祝 辞

中央大学総長・学長 高木友之助

ご紹介をいただきました高木でございます。総長、学長に命ぜられましてから、もう、そろそろ一年になろうとしております。先日らい、この一年の間、一体私は何をしたのかということを考えておりまして、謙遜でも何でもないのでありますけれども、それらしきものを余りしてないような気がいたします。先程、松井委員長のほうから、私も、いつも二一世紀に中央大学を日本の大学にしようではないか、又できるのだと、こういうことを申していると言われましたけれども、それは、ただ、言いつばなしではないかというふうな恐れもあるのではないかと考えたり、又、あの男あんなに大きなことを言っておるけれども、実際それができるのかなというふうに思われている。先輩の方々もおられると思います。私は、丁度一年前、一月一八日でしたか、ホームカミングデイの時にパネルディスカッションがございまして、先輩の方々が等しく、中央大学はこのごろ地盤が低下しているのではないかと、いろいろ批判がございました。これは、先程、堂野会長も言われましたように、決して悪意ではなくて、大学を思うが故のご批判であろうというふうな我々は受け止めております。そして、高木はどう考えるかという司会者のほうから話がございましたので、私は先程のことを申し上げたわけです。これは、何も私がこの大言壮語するわけでも

なし、言いつばなしで、その場を逃れようとした気持ちでは全くありません。それは、これを自分が宣言することによって私の心に撞をはめて天地神明に誓うという意味で、実は申したわけでございます。先程、小島先生の法学部の改革に関するお話の中でアメリカの理想的な法学部の教育というものは、一年生の時には恐れおののいた一年生で過ごす、一生懸命恐れおののいて勉強する、それが理想的だとおっしゃいましたけれども、私も実はこの一年間恐れおののいて参りました。今日お帰りに手にされると思いますが、猪股先生が大変ご尽力をなさって作りに上げられた、『中大法曹第十二号』がございませけれども、その中の、自分の写真を見てびっくりしたのです。今の顔よりは随分ひどく疲れておる顔をしております。それは今年の春頃の写真で猪股先生に撮っていただいたのですけれども、新学部の話が先程出ましたが、あの当時は今考えますと、こんなふうに行くと言っておかしいですけれども、順調に新学部の準備が出来るとは考えられなかった、本当に綱渡りをするような、そういう時期でございまして、一步誤れば二一世紀に日本一どころか、大学の存亡が今世紀のうちに問われるようになるのではないかと思われる程の大変難しい微妙な時期でございました。しかし、幸いに法人・教職員・学員の方々のご理解あるご支援とご鞭撻によって新学部がここで今生まれようとしております。そういうことを考えまして感慨無量の氣が致します。そして、ここに新しく新学部と共に法学部の改革案がほぼ出来上がったということを伺いまして、今、こういう明るい顔をしているわけでありませぬ。これからもいろいろ越えなければならぬ難関があると思ひます。どうぞ今後も引き続き、ご支援ご鞭撻をお願いしたいと思います。四〇年と申しますと、実は文学部が発足して今年で丁度四〇周年でございます。私もその当時、昭和二五年からでございますけれども文学部設立の要員として商学部の助手を命ぜられたわけでありませぬ。考えてみますと、四〇年というのは長い月日でございませけれども、文学部もおかげさまで苦難の道を歩きながら、どうやら他の学部と足並を揃えるようになりました。その間に支えて

いただいたのは、やはり法学部を中心とした既存の学部のご援助だというふうに思っております。実は、今日つい先程まで立命館大学の総長の大南先生といろいろお話をしておりました、立命館も歴史の古い一大総合大学ですが、たまたま法学部の話になりました、今日はこれから中大法曹会四〇周年ということで、記念館に行くのですと言いました、そして法学部も漸く改革が軌道に乗ろうとしていることを言いましたところ、立命館の総長は大変驚きまして、伝統ある中央大学の法学部が、まだこれから改革をして行こうと思っておられるのかと言うから、それは当たり前ですと申し上げたわけでありました。大南さんは中大の法学部は立派な先輩方がおられて大変羨ましい、立命館は法学部も古い伝統を持っているけれども、先輩の方々が余り法曹界で活躍をされてはいない、従って、後輩の司法試験の指導もままならない、実に中央大学は羨ましいということをおっしゃっていました。やはり、先程のお話にございますように、大学の評価というものは、卒業生の社会に対する貢献度いかにかかっているのでございます、特に法学部出身の法曹界の諸先生方のご活躍が中央大学の今日を支えている、今日までの本学の栄光を支えていただいているということをしみじみと感じたわけでございます。やはり、先程の小島先生の話にもございますように、特に法学部とは限りませんが、それぞれの学部ははっきりした目標を持たなければいけないと思えます。相撲では、はっきりとした決まり手を持たないと駄目だと言われます。右よつで寄り切りだとか、下手投げだとか、いろいろありますけれども、「なまくらよつ」という言葉が相撲界にございまして、これは右よつでも左よつでもどうでも相撲がとれる、それを「なまくらよつ」と言います。なまくらよつの力士は、ある程度まで行くけれども大成はしないのであります。中央大学が二十一世紀に日本一になれる、その決め手は、やはり、法学部の先輩の、特に法曹会の方々の今後のご活躍によらなければならぬというふうに思っております。相撲ではございせんけれども、中央大学が二十一世紀に大活躍をする決め手は、やはり、法学部の、特に法曹会の方々の益々のご

活躍によって、それを決め手としていただければと私どもは大いに期待しております。今日は学校関係の教員職員大勢お招きをいただきました上に、ご挨拶を述べさせていただく機会を与えられて大変有り難く思っております。何かと至りませんけれども、二年目にさしかかりまして、先生方のご指導を大いにいただきながら、目標は大きく、そして足下はしっかりと踏みしめて進んで行きたいと思えます。何卒宜しくご指導のほどをお願いいたします。以上お祝をかねてお礼を申し上げます。今日は本当にどうも有難うございました。



祝 辞

中央大学学員会会長 堂 野 達 也

本日は中央大学法曹会創立四〇周年記念式典にあたり、学員会会長として祝辞を述べる機会を与えていただき、非常に光栄に存じております。ご承知のように、中央大学学員会の最近の活躍は、中央大学の名声を高める上に於いては大きな力となっているのではないかと思うのでございます。これは自画自讃であるかも知れません。しかし、その根源をなすものは、法曹会の皆さんの力強いご協力ご支援があるからでございます。中央大学、法律の中央大学、この名前は天下にあまねしてございます。地方へ参りますと、中央大学は法律の大学であるという認識が非常に強いのでございますが、しかし、現実には、法曹界に進む者は法学部を出る者の何十分の一でしかありませんが、法学部出身ということが高く評価されているのでございます。今日の中央大学は総合大学で、法、経、商、文、理工の五学部を持ち、その卒業生は企業社会は勿論、各方面で華々しく活動しております。今や中央大学は法律だけの大学ではありません。ご承知のように、私立大学というのは、卒業生の諸君が活躍することによって、その名を高め、そして、又、それが社会の期待に添うものと思うのでございます。そういう意味で、中央大学に於ける中央大学法曹会の存在というものは非常に大きいのでございます。私が、学員会の立場から申し上げますならば、大学

には大学の改革、その他いろいろな問題がございます。特に今お話に出ましたように、法学部の強化ということは、中央大学でも大きな宿題でございます。しかし、この問題は、一般学員がいくら大きな声で叫んでも効果はない、中央大学法曹会の皆さんの経験からいって、或いは、いろいろ周囲の実情をみまして、中央大学法学部の改革をどうするかという問題を真剣に考えていただきたいと思うのでございます。勿論、学員、卒業生が大学に対してものを言うことはなかなか難しいのでございます。教学側は必ず、卒業生が出しゃばると、或いは、卒業生がいらぬことを言うというような感覚を持つのでございます。しかし、先程もお話がありましたように、中央大学の現在の司法試験の合格の関係をみますならば、一段の努力をしなければならぬ状態であるし、寧ろ、今後の行き先を憂い得るといのが実情ではないかと思うのであります。その意味では、先程、理事長の言われる法学部改革というのは、どういふことを言われるのかよく知りません、聞いてもおりません。問題は、先程、小島先生が講演の中で言われるように、人にあるのであります。教育者にあるのでございます。その意味で、中央大学が戦後の、所謂、純血主義と申しますか、本学法学部出身者だけが教授になるといふような風潮の為に、いろいろと進歩が停滞しているというのが実情ではないでしょうか。研究、教育を任とする大学としては、即時、かかる方針を廃し、広く各方面に適材を求むべきであります。このことは、少なくとも法曹会の心ある諸君はよくご承知だと思っております。その意味におきまして、私は、この四〇周年記念を機会に、更に一層の力を中央大学法学部の改革について直言してもらいたいと、又、これを直言して言い得るものは法曹会以外にないのでございます。そういう趣旨で皆さんに対して、この機会に大きな期待をお願いして、そして、法曹会のいよいよの発展を祈念し、皆さまのご健勝をお祈りいたしました私の祝辞といたします。どうも有難うございました。



祝 辞

学校法人中央大学評議員会議長
国会白門会会長 内海英男

ここに伝統に輝く中央大学法曹会の創立四十周年記念式典が挙行されますことは、同門といたしまして、また、
本学の評議員会議長といたしまして誠に慶賀にたえません。心からお祝い申し上げます。

中大法曹会の皆様方が日夜研鑽に努められ目覚ましく御活躍しておられるお姿に接し、心強く感じますとともに、
日頃の御努力に対し心から敬意を表するものであります。

現在、司法の分野におきましては、法曹養成制度の改革問題、外国弁護士問題、裁判所の人的・物的な拡充問題、
法曹一元化問題等解決すべき幾多の困難な問題が山積していると聞き及んでおります。このような司法改革に当
り、中大法曹会が積極的役割を果たされることを期待しますと同時に、真に法曹三者の協同が実って、二十一世紀
に向けての司法の在るべき姿が確立されることを切に望むものであります。私ども国会白門会も国会議員の立場か
ら、皆様の意を踏まえつつ、御協力申し上げる所存であります。

中大法曹会が、学員会の中核としてその運営と、さらには母校の発展・興隆に尽力され、また、大学業務の推進
にも協力されておられますことに対し、心からお礼を申し上げます。

中大法曹会の益々の御発展と、今後とも我が国の人権の擁護、社会正義の実現のために御活躍されますことを祈
念し、併せて会員各位の御健勝と御多幸をお祈り申し上げ祝辞といたします。



祝 辞

南甲倶楽部副会長
波多野 龍 吉

中央大学法曹会創立四十周年、誠にお目出とうございます。

法曹会が設立された昭和二十六年は、朝鮮戦争が勃発した翌年にあたっており、日本経済が、この戦争をきっかけに荒廃と混乱の中から立ち上り、復興に向って一步を踏み出した時期であります。

中央大学広報部の記録によると、この昭和二十六年は、——中央大学の司法試験合格者が東大を抜き、初めて首位に躍進した記念すべき年でもあります。

この事は、学徒出陣や復員による一時的増加などの影響もあると考えられますが、以後、昭和四十五年まで二十年間も、首位の座を確保し続けて来た——ことは、法科中央の——伝統ばかりでなく、法曹会による物心両面に亘る激励があったればこそと思う次第であります。

実業界の団体である南甲倶楽部は、戦後の学制改革と総合大学化によって増大した卒業生の受皿として、翌二十七年に発足しております。

しかし、当時の実業界においては、早稲田、慶応に比べると残念乍ら一段と見劣りすることは認めざるを得ない

状況でありましたが、——法科の中央を象徴する法曹会の健在と活躍振りによって中大卒業生たちは大いに力づけられたのも事実であります。

十年一昔と言いますが、今年、ニクソン・ショックから数えて二十年目になります。一ドル〓三六〇円の固定レート制から問もなく総フロート制になったわけですが、これを契機に日本は、製造業を中心に合理化、省力化を進め、今日の輸出大国に成長しました。

顧みますと、この四十年間に中央大学は、法学部を始め経済学部、商学部、理工学部、文学部など五学部で、合計約二十万人近い卒業生を世に送り出しております。

これらの卒業生は、現在、政界、法曹界、地方自治体ばかりでなく、新しく中央官公庁や製造業、流通、金融、報道関係など広く、産業界のあらゆる業種に進出し活躍しており、母校、中央大学の名を大いに高めております。

最近におけるわが国経済は、自由化国際化の進展と共に、日米構造協議——やバブル経済の崩壊による金融証券不祥事防止策など、解決すべき問題が山積しておりますが、その対応策は、法律学者や法律専門家など、学術経験者に委ねる必要があります。

日本経済が、今後、これまで以上に国際化を進めて行く中で、法曹関係者に求められる役割もますます強まってくるといえます。これを機会に幅広いご活躍をご期待申し上げ、お祝いの言葉と致します。



祝 辞

国会白門会代表 広瀬秀吉

本日は、中央大学法曹会結成四十周年記念祝賀式典が盛大に開催されまして、誠に御目出度うございます。心からのお祝いを申し上げます。

私は国会白門会の広瀬秀吉でございます。

内海英男会長が止むを得ざる所用にて出席できませんので会長に代わりまして御挨拶申し上げます。母校中央大学も開校以来百年余の歴史を経て第二世紀に入って居ります。

この百年余にわたる中央大学の歴史は法学を中心に発展し、「法科の中大」としてその名声を馳せて参りましたことは天下周知の事実でありました。

その結果、裁判官、検察官として在野の弁護士先生を数多く輩出し、法曹界においては各大学をおさえて、ダントツで第一位の名誉ある地位を築き上げて居られるのであります。

残念ながら立法府たる国会は、衆参合わせて中大出身議員五十八名であり、東大、早大に次いで第三位であります。

法曹界に集う多士済々の皆さまの中からどしどし国政の分野にも乗り出して下さるようこの際お願い申し上げます。

四十周年という一つの歴史の節目に当り、今日まで中央大学の発展を支えられて来た皆さまの御功績を心から讃えますと共に、今後とも中大学員会の最大・最強の組織として一層の御活躍・御発展をお祈り申し上げます。祝いの御挨拶といたします。



祝 辞

中央大学学員体育会名誉会長
野村 権之亮

本日は中大法曹会創立四十周年の祝賀会にお招き頂き有難うございました。

本来ならば、高木会長がお伺いして、御挨拶申上げるべきところでございますが、会長には、よんどころない所用の為め、私が代理で御挨拶させていただきます。

今度中大法曹会におかれましては、創立四十周年の輝しき記念日をお迎えになり、心よりお祝い申し上げます。

法曹会は四十年の長い伝統の下に、幾多の優秀なる人材を輩出し、我が国法曹会に於て確固たる地位を占められ、中央大学の名声を大いに顕揚されて居り、心から敬意を表する次第でございます。又司法試験の成績も過去二十年の長きに亘り、常にトップの地位を維持されておりました。最近は、二位、三位の成績の様でございますが、是非往年の栄光を取戻して頂き度いと存じます。

我が体育会も箱根駅伝では六連勝の輝かしき実績を有して居りますが、最近は三位に止って居ります。

法曹会と体育会は、車の両輪の如く、共に相携えて、トップの座を目指して頑張っ行き度いと思えます。

又硬式野球部もこの二、三年二部を低迷して居ります。

御蔭様で野球場が多摩校地に、平成五年の完成予定でございます。立派な野球場と合宿所が出来れば、全国より優秀な選手も獲得出来ると思います。

どうか体育会に対しても皆様の御援助と御指導の程を御願い致しまして、私の御挨拶と致します。



祝 辞

中央大学学術研究団体連合委員長
竹村 照雄

只今ご紹介いただきました平成三年度学研連委員長の竹村でございます。

伝統ある中央大学法曹会四〇周年記念祝賀会において、御祝辞を申し上げる機会を与えられましたことをまことに光榮に存じます。まずもって法曹会四〇年の輝かしい実績を称え、今や我が国法曹界にその重きを誇る存在となつた中大法曹会の今日の御隆昌を心からお祝い申し上げます。

私ども学研連は、若き有為の人材を数多く法曹会に送り込むべき使命を担っております。この機会に若干のご報告をさせていただきます。

1 本年の司法試験は、制度改革の手初めとして、合格者数を約一〇〇名増加させることとされ、その一〇〇名にどれだけ従来の実績から向上していくか注目されておりました。過日の論文式の合格者発表によりまずと、昨年度五〇六名が六一六名と一一〇名増加しておりますが、これを大学別にみますと、

東 大が三七名増 九八名から一三五名に

中 大が一名増 七三名から八四名に

早 大が一三名増 七〇名から 八三名に
京 大が一三名増 五〇名から 六三名に
慶 大が一名減 四〇名から 三九名に
明 大が一三名増 一三名から 二六名に

なっております。東大の躍進が目立ち、早大、京大、明大の増加も注目される中で、中大については聊か期待外れの感がないでもありません。ただ、私ども学研連六会は昨年一六名が一四名増の三〇名となり、ほぼ倍増の好成果を示しました。なお学研連以外の会を含めると、研究団体では、本年度論文式合格者は三六名で中大全合格者八四名に対し、その比率は四二・八五パーセントとなっております。

もっともまだ、口述試験を控えており、昨年の口述試験失敗者を含め、心をひきしめて頑張っているところがあります。

2 次に学研連各会におきましては、真法会が従来どおり独自に答案練習会を実施することとしておりますが、他の五会は、本年度から全面的に法職講座の答案練習会に参加する体制をとることとなりました。学研連と法職講座との連携が一層緊密となるわけで、その協力関係の発展が、司法試験合格者増加に向けての重要な鍵になるものと考えております。

私ども学研連はこのような情勢の下で、自らの使命に思いを致し、協力の実を挙げ、母校中央大学の、特に法科の中大の名をかつての栄光の座に回復すべく努力を重ねて参りたいと存じます。

中大法曹会の今後の一層のご発展を心から祈念し、学研連の使命を深く心に刻み、ここに皆様方の御叱正と御支援をお願い申し上げて御祝辞にかえさせていただきます。



開宴の辞

中央大学法曹会創立四〇周年
記念行事実行委員会祝宴部長

内 山 弘

私は、只今御紹介を頂きました中大法曹会創立四〇周年記念行事実行委員会祝宴部長の内山弘であります。一言、簡単に御挨拶を申し述べさせて頂きます。

本日は中大法曹会創立四〇周年記念祝賀会を開催しましたところ、先生方には御多様のところ、しかも鬱陶しい雨の中を学校法人側より山本理事長殿、教学側より高木総長・学長殿、学員会側より堂野会長殿を始め、多数の御来賓の御臨席を賜わり誠に有り難うございました。更にまた中央大学評議員会副議長赤坂正男殿を始め、国会白門会より廣瀬秀吉殿、南甲倶楽部より波多野龍吉殿、学員体育会より野村権之亮殿、中央大学学研連より竹村照雄殿その他多数の御来賓並びに会員の皆様の御列席を賜わり、誠に感謝に堪えない次第であります。また、この記念祝賀会がこのように盛大に行われましたことは、皆様方の中大法曹会に対する深き御理解と御支援の賜であると心より感謝申しあげる次第です。

ところで、中大法曹会が創立されたのが御高承の通り、昭和二十六年六月であります。昭和二十六年と申しますと司法試験法による司法試験合格者数が既に東大を抜いて我が母校中大が首位となっております年でありました。

省みますと中大は前後二十年間の長期に亘り、連続してその首位を確保し「法科の中央」の名をほしいまゝにしたのであります。しかるに、近年に至りやゝかげりが見え始めた如く感ぜられますので、先生方の一層の御指導と御尽力により「法科の中央」としての住年の栄光を是非取り戻して頂きたく念願するものであります。

それはさておき、本日は記念講演会、そして記念式典と緊張した雰囲気の中に記念行事を行って参りました関係上、嘸やお疲れのことゝ御推察申し上げます。どうか、この祝宴会で緊張感を解きほぐして頂き、時間の許す限り御懇談の程をお願い申し上げます、誠に簡単ではありますが開宴の辞といたします。

「記念講演会」挨拶



記念講演会部長 川上正俊

中央大法曹会四〇周年記念講演会を開催するに当たり一言ご挨拶を申しあげます。

この講演会は、前回三〇周年の例に従い、裁判所側幹事が実行を担当することになりましたが、もとよりその手に負えるものではなく、弁護士会所属の幹事諸先生の御助力を得て開催の運びになったのでありますが、このように多数の会員皆様の御参会を得ましたことはまことに嬉しく、厚く御礼申し上げます。

考えてみますに、中央大法曹会四〇年の歩みは、まさに、我が国に民主主義が定着し、成熟してきた年月でもあります。改めて申し上げるまでもなく、民主主義社会は法の支配する社会であり、私も法曹に課せられた責任もまた極めて重大であります。特に、最近における目ざましい経済発展と、急激な国際化により法曹の活躍すべき領域は拡大し、職務内容は複雑困難になっており、このような事情のもとに法曹の大幅な増員と、一層の質的向上が求められていることは皆様ご承知のとおりであります。

わが中央大学はこれまで長い間、我が国における法曹の供給母体として、常に主導的役割を果たしてまいりました。大学が、社会のこのような要求に対して引き続きその役割を果たしていくためにはこれに即応した教育体制の

充実が図られる必要があると考えますが、大学におかれましても、このような事態を十分に理解されて、来春新学年度を期して法学部の改革を実施されると聞いております。

本日は、このような点について、皆様とともに認識を深めたいと思い、中央大学法学部教授小島武司先生に「中央大学法学部の改革」と題して御講演をお願い致しましたところ、先生には大変お忙しいところ本会の趣旨をご理解頂き御快諾頂きました。

先生は我が国有数の民事訴訟法学者で、御高名な方でいらっしゃいますので、ご経歴、ご業績の一々について申し上げますことは控えさせていただきますが、ごく概略を申し上げますと、先生は本学ご出身で本学法学部の助手、助教を経て教授にご就任になり今日に到っております。その間、司法修習生の課程を修了し、法学博士の学位を取得され、ミシガン大学、フィレンツェ大学、ケルン大学で御研究になり、マルセイユ大学客員教授であり、日本比較法研究所長も務められました。ご経歴の示すとおり、研究者としても豊富な学識とご経験を有しておいでの上、法学部の改革にも深くかかわっておりますので、貴重なお話が伺えるものと確信いたしております。

御静聴をお願いして、ご挨拶とさせていただきます。

中央大学法曹会創立四十周年記念講演



司 会 舟 橋 定 之

講 演 中央大学教授 小 島 武 司

悪天候でございます中をご出席いただきまして有難うございます。この講演部会は、三〇周年記念の時にも私も裁判所の者が進行司会等に携わってまいりまして、今回もその例にならって、担当することになりました。私は東京地方裁判所八王子支部に勤務しております舟橋と申しますが、進行係をさせていただきます。講演に先立ちまして実行委員会の講演部会長でございます東京高等裁判所民事部総括の川上正俊から挨拶がございます。

講 演 「中央大学法学部の改革」

中央大学教授 小 島 武 司

一 はじめに

ご紹介いただきました法学部の小島でございます。ここに立ちますと非常に話しづらいという気持ちがいけません。と申しますのは、日ごろ法曹会でご指導いただいている諸先輩や友人が法曹会から多数いらっしゃっておりますし、又、大学からは、法学部改革の責任者としてまた細部の作業の面で今回の改革にご苦勞されている方々もいらしておられるわけですが、その前で、中央大学法学部の改革ということを語ることは、私の力に余ると思っておりますわけでございます。実は、ご依頼がありました時に、法学部の改革と理解しておりまして、後で中央大学という言葉が付いていることを発見しまして大変衝撃を受けたわけです。つまり、恐らく舟橋判事は、法学部と言えば中央大学、それ以外ないという信念を持っておられる、そういう我が法学部に対する絶大な評価というものを、私は見逃したわけでありまして、この不明を、まず冒頭に於いて深くお詫びしなければならぬと思っておりますわけです。中央大学の法学部は、中央大学を背負ってきた学部でございますし、これからもほぼ永遠に中央大学のフロント・ランナーとして中央大学の名声を決定する存在であり続けることに、いささかの疑いも持っておりません。ところで、お手元に「ちゅうおう」の最近号がお届けしてありますが、この改革案については、現在法学部の教授会に於ける討論、作業委員会による集中的な討論、その後の各部会に於ける検討、更に又、法学部での検討と、

今検討プロセスのさ中にあるわけであり。私が今回の具体案について幾つかの強い疑問を持っておりますが、内部討論に先立ってこの場で問題点をお話することは適当でないと思ひます。

二 アナーバーとコインブラの衝撃

次の世紀に我が法学部が日本国の看板学部となる為、つまり法学部と言へば中大が付かなくても中大法学部のこゝとであるという存在になる為には、どうしたらよいかということの日頃考へておりましたところ、私はこの夏休み
に外国へ二回にわたつて海外旅行をしまして、その折、法学部の在り方について鋭い衝撃に似たようなものを受け
たのであります。それは、中央大学だけではなく日本の法学部というものが余りにも貧弱なものではないか
という実感でありまして、我々は単に隣を見て改革を論じるのではなく、広く世界を見渡して上のほう、本来の理
想に向けて改革を進めていかなければならないのではないかと思ひます。今回の改革は、一歩上に出ようとした改
革でありますけれども、終局的な目的から言えば一歩を進めようとしているものであるにすぎないという自覚が必
要です。現在の法学部が不本意な状態にあり、そして、今後の理論は我々の手の届かない殆ど絶望的に遠い所にあ
るのではないかと私は思ひつゝいます。

そこで旅のことですが、私は、八月にポルトガルのコインブラという所で国際会議がありましてこれに参加し、
そこで手続的公正と弁護士について報告書を提出し、九月にはミシガン州デトロイトから三、四〇分の所にありま
すアナーバーという所に参りました。これら二つの旅で感じたことを申し上げますと、まず、ミシガン大学は、先
程ご紹介いただきましたように私にとつて第二の母校でございますが、二十数年振りに——アメリカには何度もそ
の後行つておりますが、デトロイトはちょっと不便でありまして、ついでに寄るといふわけにはいかないというこ

とで訪れる機会がなかったわけでありませんが——今回、同窓会出席というだけの目的で参りました。そこで私が感じましたのは、図書館の問題でございまして、学生にとつて図書館は本籍地のようなものでありまして、図書館がどういう状態にあるかということが、その大学の法学部の水準を物語るのではないかと思うわけです。例えば、これはミシガン大学に限ったことではありませんが、ロー・スクールの図書館は、大体朝の七時八時から夜半過ぎまで毎日開いており、そして終夜運転になる時もあるのです。学生の多くは、数時間、時には二〇時間近くもそこで過ごすわけです。そういうことで文字どおり図書館の中に学生生活があり、学生生活というのは図書館生活であるということとなります。

ところで、ミシガン大学では最近、図書館を増築するということになりました。この図書館は、ゴシック様式の見事に美しい図書館なのです。その増築となつて、隣に近代的高層ビルを建てるとか、道をはさんで反対側にもつと大きなビルを建てるとか、いろいろな案が出ましたけれど、最後に、特にOB達の強い意向で実現した案は、その図書館脇の空き地に地下三階建の図書館を建てるというものでした。こうすれば、上に芝生がありますから、図書館のオリジナルな美しさをいささかも損なわないこととなります。つまり、図書館というのは美しくなければならぬということがOBのまず第一の決意であつたわけです。そして、地下に建てるということになりましたので、牢獄のようであつては困るわけで、第二の決断は、閲覧室は最も快適な場所でなければならぬというものでありまして。ここに写真がございしますが、図書館の建物のわきにV字溝を掘りまして、一方側はコンクリートで建物の倒壊を食い止め、他方の側にガラスを張りました。これを光の井戸（ライトウエル）と呼んでおります。このV字溝で日の光が燦々と入り込む、これは普通の自然光よりもずっと明るく、眩いばかりの光が入ってまいります。そして、閲覧室から見上げるとゴシック様式の美しい建物が目に入って来ます、光と緑とゴシック建築、それに輝く

青空、これらが学生達をレフレッシュするわけです。ですから、地下にありながら天上の輝きに満ちた美しい光景が目に入ってくるわけです。これを造り出したのは、光を貴重なものとしていとおしむ北欧出身の建築家でありました。しかも、図書の配置が分かり易くなっており、フリー・アクセスということで、使いたい本はすぐ傍にあって自由に取れるようになっております。いろいろな本を集めてきて論文を書きたいとなれば、キャロルという小部屋があり、学生全員の為に用意されています。実際は合い部屋もありますが、その内部の様子はこんなふうになっております。これもあとでご覧いただきたいと思えます。法律を勉強する者が、美しく快適な環境の中で思い切り効率的に勉強が出来るような配慮が十分なされているわけです。中央大学は勿論、日本のどの大学でもこういうことを実現していないのに対し、アメリカの大学の殆どがこれを実践しているのです。

ここに、第一の衝撃があります。日本の大学の将来を考えた場合に図書館を何とかしなければならぬ、学生達が勉強し語り合える快適な場を作りあげなければならないのです。来年や再来年に出来ることではないにしても、いつの日か作らなければならないという信念が必要なのではないか、その為に一生懸命努力する気持ちだけは失ってはならないとつくづく感じたわけでありました。これが図書館から得た強い印象でございました。

いま一つは、リーガル・マインドということです、これは日本の法学部教育の目標としてリーガル・マインドの養成ということが語られて久しく、これに異議を挟む者はいないほどであります。しかし、今回二十数年振りにミシガン大学に行つて、そのプログラムの中で、授業参観もしました。傍聴するだけかと思いましたが、あなた交渉をやってみるといわれたりしてびっくりしたわけでありました。また、ケース・メソッドの講義にも出席しました。出席した日本人仲間で、どのようなことをつぶやいたかと言いますと、アメリカの授業は、我々二十数年も実務をやつて、或いは、大学で研究して戻つて来て、まだ面白い、感動するのだから大したものだなということでありま

した。この調子ならば又聴きに来て、入学し直してもいいのではないかと、冗談も出たわけであります。そのように授業の中に独特の魅力があるわけです。その実体が何なのかということは興味ある問題であろうかと思えます。教授の力量ということだけではなくて、教育の方法もありますが、何にもましてよい環境の中で育てて行く学生達の熱気というものがあって初めて、こういう授業が生み出されてくるのではなからうかと思つたわけであります。そういうことで、私は、何か大学に独特の雰囲気ないし精神的エネルギーというようなものを育むことが、学部改革の根幹でもあり、大学というものを今後の世界に相応しいものに創造して行く際の第一の作業ないし努力目標ではないかと感じたわけであります。

第三番目は、ポルトガルの学会の時に感じたことにかかわります。この学会には、ドイツ、フランス、アメリカ、イギリス等の主要国は勿論、スペイン、ブラジル等から全部三〇〇ないし四〇〇人以上の学者が集まりましたが、その中でも英米法系と大陸法系という著しく違った法文化がしばしば衝突します。そして、今や学問の場ばかりでなく日々法律事務所、又国際会議で本当に切実な問題として法的調整の努力が展開されておりまして、国際的コミュニケーションの重要性が浮かび上がってきているわけであります。この動向の中で、中央大学の教育は、語学力はもとより、法比較と法政策にひいでた第一級の人材を生み出していかなければならないのではないかと、しみじみ感じたわけであります。

三 法学部の要諦

A 法学教育の要素

そこで本題に入りまして、法学部がカリキュラムを改革して現代の法学教育の要請に応えそのプレゼンスを示す

にはどうしたらよいかであります。この問題は、中央大学の改革の問題としても論議が重ねられておりまして、私も啓発されることも少なくないのですが、外国の教授達と話をし、又、アメリカ、その他の国の法学改革の失敗と成功を身近に眺め、さらに我が国の他大学の法学部や教育機関の改革などにもかかわりを持ったこともあり、これらの経験から学ぶところが多いわけでありまして。そういうかかわりを前提にして、もし私が法学部を新たに作るとしたら、どのようなものを作りたいかということを考えて、その要素というものを考えてみたいと思います。

まず、法学部は、その目標がはっきりしていないという問題をかかえています。現に、法学部の卒業生の進路は極めて多様でありまして、アメリカやドイツの法学教育のような明確な目的がないという指摘が多いわけでありまして。しかしながら、日本の法学部ではビジネス界に入って営業等を担当する人も圧倒的に多いのだということに余り感わされないほうがいいのではないかと私は思うわけでありまして。我々の追求すべき目標は、判検事、弁護士、弁理士というような法律家、それに準ずるものとしての企業内法律専門家や行政内法律専門家、更に税理士、司法書士の養成があります。こうした夢があつて志のある若者が中央大学に集ってくるのです。偏差値が少しばかり低くても、志があり可塑性のある若者は何パーセントかはいるものです。中央大学の法学部は四年間でこれらの人材を全国トップに引き上げてきた実績があり、この伝統を堅持すべきです。企業内でも日常生活でも、どこに行つても法的な判断が必要になってくるわけでありましてから、本当の意味でのプロフェッショナルな判断の原型をしっかりと擱んでおくことは普遍的有用性をもつのです。三島由紀夫の例を引くまでもなく、小説を書くにも一見無縁な訴訟法さえ大いに役立つのであつて、「法律家のように考える」という基本的な考えかたの修得は進路にかかわらず必要ではないかと信じます。法学教育の目的はプロフェッショナルな思考法の習得というところに置くべきではないかと思ひます。これを前提として、法学教育の要素は四つに要約されるのではないかと思ひます。一つは常に

言われる精密な事案分析であります。ケース・メソッドないしソクラテイスの方法は正にこの目的に奉仕するわけです。第二は政策、つまり、政策的な判断が出来るということだと思えます。第三は法比較ということであろうと思えます。そこで、事案を要素を発見して峻別して行く個別分析を法律を適用しつつ行い、それを更に政策と法比較の観点から再評価するというのが出来るようにしなければならぬのではないかと思われます。そして、この作業をやる主体は、法曹倫理ないしプロフェSSIONナル・エシクスによって統制されなければならない。これら四つの要素をきしつと今後の法学部は取り込む必要があるのではないかと思えます。異質な国法が衝突し、しかも法律が流動する、グローバル社会では、このことが非常に重要になってくるのではないかと思われます。従来の法的な思考でしたら第一の要素、法的分析で事足りたかも知れませんが、今やこれを超えるものが必要になってきているのではなからうかと思えます。そういう角度から見ますと、今度の法学部の改革にも、その要素の幾つかが顔を出してはいるが、必ずしも十分でないと思えます。

B カリキュラムの構成

カリキュラムを作る際には、二カテゴリ、六法律ということを考えておいたほうが良いのではないかと思えます。これは全く伝統的で基本的なことではありますが、やはり、これを見失ってはならない点ではないかと存じます。二カテゴリというのは手続法と実体法であり、六法律とは六法でございます、これの要素をきちっと押えてない法学部の法律学科ないし司法学科は基本的な要素を欠くものであり、そういうカリキュラムは一流の法学部を目指す場合に於いては有り得ないだろうと思えます。勿論、いろいろな目的を持った多様な大学がございますから、或る種の大学ではそれを崩すということも充分可能であり、それは各大学にとっての選択の問題ではなからうかと思えます。我々は「個性ある選択」を前にしているのであり、いわば五大ナショナル・ロー・スクールの上位にこのまま

留まろうとするのか、三大インタナショナル・ロー・スクールのトップを目指すのかの岐路に立っているわけです。いずれにせよ、天下分け目の関ヶ原合戦に近いのであり、総力をあげて積極策にうつて出なければならぬと思うのです。中央大学法学部の前途には暗雲立ちこめているように見えますが、目を凝して見れば大いなる好機が到来しようとしているのであり、敵前逃亡的な愚策に逃げ込むことのないよう腰を据えて難局に臨むべきかと考えます。個人主義の進展とともにプロフェッショナル志向が高まり法律家の増大が急速に進みつつあり（司法試験合格者増大、企業法務の高度専門化など）、女性法曹の進出化などによる法律業務の変容も進行しています。パワーアップして中央大学の伝統を活かす道へとまい進すべきだと信じるものです。

C 教育方法の検討

次は、教育方法の面であります。第一に、先程のように分析の他に政策や法比較というものをも取り込んだ学問的に水準の高い講義をする必要があります、この点が受験予備校とは違うところであり、ここに学部教育の汎用ということがあろうと思います。第二は、今まで演習というものがありませんでしたが、演習だけではなくて実習など多様な小人数教育を徹底的に導入して、車の両輪として位置づけていく、これが講義活性化の刺激剤になると思うのです。この小人数教育では、学生達が主体的に意見表明をしかつ行動することが要素となっております。つまり、模擬裁判とか模擬交渉、ディベート等を置き少なくとも一科目ぐらいは必須にしていく必要があると思うわけであり、そうしますと、一種の相乗効果で学生達が他の講義やゼミに興味を持つようになるのです。自分がやってみることで、焦点深度の深い問題意識が生まれるわけです。そこで、少なくとも三つの要素がカリキュラムに組み込まれる必要があるのではなからうかと思えます。今度の改革案でも、この三つの要素がある程度入っていますが、まだ不十分なところもあるわけであり、

D 学理と実務の連携

いま一つ重要なのは、学理と実務とのコミュニケーションということだと思います。結合の仕方はいろいろあり、ここで詳しく触れる余裕はありません。私は、学理と実務を安易に結付ければよいと考えているものではありません。学理のほうは深く、実務のほうは現に動いているものを教えるべきで、焦点は全く異なるものにしたほうがいいと思います。これで私が思い出しますのは、会社法務部で活躍されている方で、専任ですと何年か教えていると講義が面白くなって来ます。現職で兼任講師の時は素晴らしく臨場感のある講義をされるのですが、そのうち段々魅力が薄れて行くのです。大学に実務家をスポイルする空気があるのかも知れませんが、やはり、動く現場の活力ある問題意識と教室とが結付いた時にこそ最良の姿になるのではないかと思います。だから、実務との結付きをというのであれば、現に活躍中の第一線の実務家に来ていただくのがよいし、又、我々の教員も、例えば、研修期間というのを何年かに一遍ぐらい設けまして実務実習の機会を持つてみるのがよい。安易な結びつきを越えて本当に考え抜かれた形態で本当の意味での実務と学理の交流を実現すべきではないかと思うわけがあります。

四 学園文化ないし伝統の創造

次に、こういうことをやって行こうとしますと、何といっても大学の魅力を生み出すものは人だと思えます。大学に土地があり建物があり、そこに教室が造られているわけですが、それ以外価値あるものといえば、人間をおいて他にない。個々人が素晴らしくても駄目です、学部が独自の魅力を持つためには、それがアカデミアとして統合されて、一つの学園文化ないし伝統というようなものが形成されなければならないのではないかと思うのです。

アメリカの法学部、つまりロー・スクールなどを見ますと、それぞれ独自の個性を持って、いわば学園文化というものを築き上げているわけでして、これを維持し発展させようと思つて非常な努力をしているのです。大学は不動産ではなくて航行している船みたいなものでエンジンが止まれば方向を失い難破してしまふという類のものでありまして、この不断の努力が必要ではなからうかと思つてあります。学園文化を築いて行く為に、どういふことをやっていかなければならないかとなると、二点が重要ではないかと思つています。一つは、最近の文部省の審議会などの意見も出ておりますが、教育評価をきちつとやつて行く必要がある。自己評価にするか、それを超えるものにするかは別として、何らかの形で評価をやつていくことが要請されています。もう一つは大学オンブズマンなどを創設して、中正な立場から学生の苦情に耳を傾けて、それを反映させて行く必要があると思つています。これは、一般的に行政の非違是正の為のオンブズマンの大学への応用でありまして、アメリカやフランスの大学にも導入されているわけでありまして、有益なものではなからうかと思つています。

ところで、一〇月二日、三日に、この記念館で裁判所の役割に関する国際シンポジウムをやりまして、今年はいアメリカの裁判官と教授が六人見えて意義深い報告やディスカッションができたわけですけれども、その際、アメリカの第二巡回区連邦上訴裁判所の前長官の方で、現在シニア・ジャジのフィンバークさんが講演されました。この裁判所はアメリカで最も栄光ある上訴裁判所でありまして、一つだけ証拠を挙げますと、もし連邦最高裁判所の判事に忌避事由があつて全員裁判ができなくなつたらどうするか、この場合、選択は二つだけなのです。どんなに不公平でも無よりはよいから、ルール・オブ・ネセシテイで、連邦最高裁判所が自ら裁判をするというのが一つの方法です。もう一つは誰か代りをする特別の機関を設けるという方法です。他に同等のものがあれば、第二の代案もよいわけでありまして、実はそういう場合には、正しくこの第二巡回区が裁判するという伝統がアメリカにはあ

るのだそうです。そのくらい、第二巡回区のこの裁判所は権威あるものであります。そこで、長官がどんな裁判運営をされているかを私はフライング判事に伺ったのです。怠惰な教授と同様に怠惰な裁判官も避けがたいものですが、問題はそれをどうコントロールするか、その方法いかんです。確かに、カリフォルニア州のように判決を書くまで月給を払わないと法律で定めている所もあるわけです。しかし、これは実際の運営をみるとうまく行っていないのです。それでは、第二巡回区はどうしているかと言いますと、向う三か月の事件リストに、判決予定を各判事は自分で書き込んで出します。そうすると、大抵の裁判官がリストに書いた以上は遅れないように努力します。誇りある最良の人々であれば、制裁や月給支払停止のような強行手段に訴えなくても、とてもうまく動いて行くのです。それは智慧だと思いますが、智者がいれば、この問題解決は必ずしも困難ではないのです。

我々が知恵を出し合って、法学部のあり方について誤りのない判断をして行くためには、発想の共有が大切であります。日本の法学部は蛸壺文化の最たるものでありまして、すぐ隣のことも殆ど分からないという所になりかねません。その理由の一つは、外国法を少なくとも二つは勉強しなければいけないということでありまして、余り広い守備範囲を持ち得ないという宿命的な条件があるわけです。しかし、その分野にかかわらず我々は等しくプロフェッションの一員なのでありまして、自由な討論の場を設けて徹底的論争をして行く必要があるのではないかと思えます。ミシガン大学の留学生時代にも、また、コロンビア大学でのセミナー担当の時も、このことを強く感じたわけであります。

五 法学部の生命線

さて、大学改革を進める際に留意しなければならない幾つかの点があるはずで、成功例だけではなく、つぶれ

かけている大学は何をやったか、ということに目をつけて、これから学ぶことも効果的です。失敗については、日本の例は話にくいので、アメリカの例について申し上げたいのです。まず、カリフォルニア大学ロサンゼルス校の副学長のシュウォーツ教授と最近お話ししましたが、この方は、アメリカの法学教育改革についてキャーリントン・レポートという有名なものがごさいますが、その委員会の中心メンバーの一人であり、その後この構想を具体化する案を出した方です。その対話の中で非常に印象的だったのは「グッド・ファースト・イヤー」ということでありまして、第一年目が素晴らしく魅力的ならば、もう、その大学教育はオーケーであると言うのです。第一年目が駄目ならば後とはとりかえしができない、グッド・ファースト・イヤー、これをまずかみしめるべき言葉だと、私も痛感しております。第一年目に全力を傾けることが必要だと思えます。例えば、全教員が学生との間に幸福な出会いを持てる機会を造るべきなのです。

次は司法試験などの合格率であります。アメリカの場合も、これは決定的であり、ある州の某ロー・スクールは苦境にあるのですが、このロー・スクールは非常に魅力的なカリキュラムを作ったわけです。しかし、司法試験の合格率が悪いという結果が知れるや、たちまち人が来なくなってしまうのです。やはり何をやるにも、そこを外したら無意味というツボがあり、どんな素晴らしいプランもつぶれてしまうという教訓が、ここにあると思うのです。第三点は、カリキュラムの豊饒化ないし多様化に限度があるということであり、重要なものは、カリキュラムをやたらに横に広げるのではなくて、重点課題に力を注ぎ、学生の関心と時間をまずそこに集中させるといふことであります。基本科目のインテンシヴな学習は、不可欠の基礎工事であり、この前提があつてはじめて、多様な現代的科目を学ぶ用意がととのうわけです。

こうした大局を見失わない限り、多様性も大切です。中央大学のスタッフだけではバラエティという点でどうし

でも足りないことから、例えば、新たな集中講義制を導入してみたらと思えます。従来の集中講義制ではなくて、二集中プラスアルファと私はよんでいるのですが、そういう集中講義制を導入すれば、他大学の特色ある学者による魅力ある集中講義を年に何回か組むことができ、我々教員にとっても勉強になります。この集中講義制は今までの、スタッフがいないから他大学から来てもらうという消極的なものではなく、もつと積極的な意味での集中講義制なのです。

ところで、アメリカのロー・スクールにこういう言葉があると言われます。「学生達は一年目におびえて死にそうになる、二年目に一生懸命勉強して死にそうになる、三年目に退屈で死にそうになる」と。つまり、二年間一生懸命集中的に勉強をすれば法律の基本は全部終えてしまい、後は横歩きを続けて、あの法律も必要だ、この法律も必要だと、知識修得に励んでも退屈極まるわけです。個々の法領域は実際の事件が来て勉強すればこそ、よく身につくわけで、このほうがより効果的なわけです。横に蟹のように歩いて行っても駄目で、一度富士山頂まで登ったならば、後は自力でやれるのであってガイドはいらないと言うことです。ある真実が、そこに含まれているのではなからうかと思ひ、私も基本的にはこの考え方に賛成であります。結局のところ、まず基本を学び、そして、多様な専門領域のうちからいくつかを学生の知的興味で選び、専門分野の熟練は依頼者や職務で相当程度まで決まるのであると思ひます。

六 結びの言葉

最後に一つだけ言わせていただきますと、中央大学は国際化を旗印として外国大学との提携などを進めており、法曹会の方々から絶大なご支援を受け、日本の大学としては最右翼の大学の一つとして定評を得ているわけであり

ます。しかしながら、もう一歩進め、新鮮なインパクトということから言えば、夏期分校を、どこか魅力的なところに開いて、そこで現地の学生達と一緒に勉強する方途も考えたほうがよいと思われます。留学もありますが、一年進級が遅れるので、人生の時間は非常に貴重で一年無駄にするのは考えものと思う人もいられるかも知れません。こういう選択ないし考え方は、優秀な学生の場合、案外多いわけです。こういう選択も尊重すべきです。夏期分校を作って、必須にはしないまでも、相当数が外国に行く位のことは考えたほうがよいのではないかと、そういう感じがしております。

以上、雑駁な話でございましたけれども、私が強調したいのは、法学部の力の源泉はカリキュラムでなくて人間であり、人間にどうやって活力とパッションを育むかが、第一の課題ではなからうかということでございます。学生達に良い環境が与えられて、活力ある燃えるような大学の雰囲気を作られて行くよう努力しなければならぬ。こうすれば、中央大学法学部は、荒削りだが可塑性を秘めた志ある若者を大きく生長させる「育成力」ある教育機関として日本の社会に大いなる貢献をすることになるでしょう。こういう視点から見れば、ミシガン大学の図書館の例を見ても、われわれは長い階段の第一段目を登りはじめただけだぐらいに考える必要があるのではないかと、そのように旅の感傷の中で思いましたので、そのことを是非皆様にもお考えいただきたいと思うわけでございます。どうもご静聴有難うございました。（なお、私自身の基本的考え方については平成三年八月のジュリスト九八号をお読みいただければ幸いです。）

舟橋

どうも有難うございました。極めて限られた時間でございまして、本来ですと、時間をいただいて皆さんのご意見をお聴きして、先生に、もう少し突っ込んだところのお答えも期待しておりましたが、ご承知のように六時三〇



舟橋定之

分から記念式典が予定されておりますので、今回の講演会は、これで終りにさせてただきたいと思えます。先程お話をございましたように、先程「白門ちゅうおう」という雑誌が配られてございますが、このカリキュラムをご覧いただきますと、いかにして学生の一、二年の時期に自分の興味のあるものを見付けさせ、それに打ち込ませられるかという点に配慮がなされているように、私なりに理解できます。一、二年が肝心な時期であることは、私ども常々感じていることでございますし、その時期に、おそらく、これから新しいカリキュラムを実行するに当たっては、先輩及び皆さん方のご協力が期待されることだと思えます。この講演会を機会にいたしまして、その辺の関心をいっそう深めていただきまして、極力、学園の新しいプログラム、カリキュラムの実現に努力していただければ幸いです。これもちまして講演会を終りとさせていただきます、有難うございました。

座談会

中央大学法曹会の現状と将来

日時 平成四年一月十八日

会場 中央大学駿河台記念会館

出席者 (敬称省略・順不同)

- | | | | |
|-------------------------------|--------|-------------------|-------|
| 中央大学法曹会創立四十周年
記念行事実行委員会委員長 | 松井 宣 | 中央大学法曹会副幹事長 | 深沢 守 |
| 同 式典部長(中央大学理事) | 設楽 敏男 | 同 財務部長(中央大学監事) | 縄 稚登 |
| 中央大学法曹会前幹事長 | 依田 敬一郎 | 中央大学法曹会副幹事長 | 増田 浩千 |
| 創立四十周年記念誌
編集部 委員 | 野宮 利雄 | 同 中央大学法職講座運営委員会委員 | 鈴木 康洋 |
| 中央大学法曹会幹事長 | 猪股 喜蔵 | 同 大学問題委員会委員 | 稲田 寛 |
| 同 編集部長(中央大学理事) | | 同 中央大学法曹会事務局次長 | 中津 靖夫 |
| | | 同 事務局次長 | 北村 忠彦 |
| | | 同 編集部会委員 | 神 洋明 |
| | | 同 中央大学法曹会事務局次長 | |



■はじめに

猪股 本日の司会を担当させていただきました猪股でございます。中央大学法曹会は、昨年

創立四〇周年を迎えまして、いろんな記念行事を実行して参りました。その一つとして座談会を持つこととされております。この座談会の内容は、記事にして機関誌「中大法曹」の第一三号に掲載することにしており、そのために本日の座談会を持った次第でございます。本日は「中大法曹の現状と将来」についてということテーマにしております。ご協力をお願いいたします。

初めに四〇周年記念行事実行委員会委員長であります松井先生にご挨拶を頂戴します。

■挨拶

松井 四〇周年の記念行事では、大変お世話になりました。ありがとうございました。今日



はまた、土曜日のところを、皆様方のご来席いただきまして誠に有難うございます。資料

をいただいで見ますと、われわれが母校のために非常にみんな真面目にやってきましたという感じが強いわけです。そしてまたこの資料を通して見ますと、こうした座談会をやつて、更に資料を残していくということが非常に重要ではないかと思っております。どうぞ今日は忌憚のないご意見をたまわりますして、座談会を盛り上げていただきたいと思ひます。

猪股 それでは、幹事長の野宮利雄先生にご挨拶をお願いいたします。

野宮 今日はお集まり有難うございます。創立四〇周年記念式典の行事は平成三年一〇月八日に、お蔭様で盛大に行われたことはまことに有難く会員の先生方のお力添えであることを厚く御礼申し上げます。そして本



日は、四〇周年記念行事実行委員会の記念誌編集部会の担当する座談会でございまして、十分ご意見をご発表いただきまして、記念特集号を飾っていただきたいと思いますわけでございます。短い、限られた時間でございませうけれども、宜しくお願ひをいたします。有難うございました。

猪股 有難うございました。それでは、前幹事長で、この四〇周年記念行事を計画、立案されていた、現在、法人の理事でもございます設楽敏男先生に、同じくご挨拶を頂戴します。

猪股 有難うございました。それでは、前幹事長で、この四〇周年記念行事を計画、立案されていた、現在、法人の理事でもございます設楽敏男先生に、同じくご挨拶を頂戴します。



設楽 記念祝賀会 はほんとに盛大に、皆様のご協力をいただきまして有難うございました。

今日は急にお呼び出しを受けまして、どういふ話になるか分かりませんが、資料を拝見しましてまず暫見をした感じでは、中央大学法曹会が出した意見のほとんどが最近実現されているのです。いろいろ議論が出てくると思うのですが、これには誠に驚いております。今後、ますます法曹会が

活発な論議を通じて、大学に貢献されることを期待しお願ひしたいと思います。以上でございます。

■自己紹介

猪股 有難うございました。それでは、皆さん、全部御存じの方でございますけれども、繩稚先生から順次自己紹介をお願いします。



繩稚 私は四〇周年記念行事委員会財務部長を担当させていただきます。

す。中大法曹会には大分前からいろいろ関係をお願いしておりますけれども、現在、学校法人中央大学の監事をやっておりますので、収入並に支出等につきまして、何かとお手伝いさせていただいたわけでございます。東京弁護士会に所属しております。期は一期でございます。

北村 大学は三五年の卒業でございます。一七期で東京弁護士会に所属しております。北村忠彦でございます。編集のほうのお手



伝いをする事になつておりますが、大したお手伝いもしておりませんが、宜しくお願いし

す。



鈴木 鈴木康洋でございます。私は法職講座運営委員会の運営委員を仰せつかつておりま

して、過去、五年ちよつと経過しました。東京弁護士会所属で期は一五期になりますけれども、中大法曹の関係につきましては、今迄、法職教育検討委員会に所属しておりましたが、今回、大学問題委員会のほうへ行けということで、これからいろいろと勉強さしていただきたいと思っております。宜しくご指導いただきたいと思



稲田 稲田寛でございます。昨年の四月から中大法曹の事務局次長と

から参加させていただいております。宜しくお願いいたします。



増田 増田浩千と申します。第二東京弁護士会所属で、研修所は一五期でございます。法曹

会の副幹事長を仰せつかつております。大学問題委員会を担当しております。どうぞ宜しくお願いいたします。



中津 中津靖夫でございます。所属は第二東京弁護士会でございます。現在中大法曹会

の事務局長を仰せつかつております。中は三六年に卒業しまして修習は一七期でございます。宜しくお願いいたします。



依田 依田敬一郎でございます。第一東京弁護士会所属で、期は四期でございます。中大

法曹会の関与は、昭和四六年に事務局長、

四八年が事務局次長で、そのときの局長は木戸口久治先生でございます。それから五

〇年が副幹事長で、このときの幹事長は後藤英三先生でございます。五一年も同じく副幹事長ですが、このときは後藤先生が東弁の会長になられて、幹事長は小池金市先生でございます。五二年から法学部のなか

にありました法職特別コースの協力委員をやり五六年と五七年はその委員長でございます。それで司法試験関係の仕事が終わって、その後は、大学問題検討委員会に顔

を出させてもらっているということです。今度は編集委員になりましたけれども、何のお役にも立たなかつたのでございますが、今日出席させていただいたということでござ

います。**神** 神洋明と申します。所属は第一東京弁護士会です。昨年の五月の幹事



会で、中大法曹会

の事務局次長ということで仕事の一端を手伝わせていただいております。この顔ぶれを見ますと一番若いような状況でございま

すけれども、ひとつ宜しく願います。



深沢 一弁選出ということで、副幹事を仰せつかっております深沢でございます。副幹

事を仰せつかる以前は、純粋な法曹会の平の会員でありまして、いきなり副幹事長ということ、とまどつていうということが実情でございます。それだけにいろいろ感じることもあるし、意外な面もあるし、いろいろ思うところはないのですけれども、こういう座談会で話をするといふのはあまり得意じゃありませんので（笑い）ひとつ宜しく願います。

■この座談会の趣旨・概要説明

猪股 最後が司会を担当する猪股喜蔵です。私と、中大法曹会との関係を申し上げますと、一昨昨年、事務局長をやり、中大法曹会では常任幹事をやっております。大学では一昨年から理事に就任しております。そのような関係から、中大法曹会についてはいろいろ関心を持っております。本日のテー

マについてですが、三〇周年の記念特集号の座談会のテーマが「中大法曹のあゆみ」ということで編集されました。その後の会報の座談会は、法学部教育、法職関係を中心課題として取り扱っております。また、配布した資料にもございますように、これに関連するいろんな意見書も出してきております。ところで、中大法曹会の内部の関係については、いま深沢先生もおっしゃるように、いろんな意見もあろうかと思えます。そういう意味で、中大法曹自体の活性化を図らなければならないのではないかと、いうことで四〇周年記念行事実行委員会にもお諮り申し上げて、今回の座談会では、中大法曹会の現状を分析し、将来のあり方を模索しようということでのテーマを選んだ次第でございます。

この点について、かいつまんで申し上げますと、今回は四〇周年ということで、去る三〇周年の「中大法曹のあゆみ」に続くものとして、その後の十年間の現状を点検し、その将来を語るということに絞つてみたいわけでございます。学員会でも、運営と活動についての点検と、会則や規程につい

て、見直し作業が行われております。いま、常任幹事会で、小委員会ごとに検討作業が進められております。また、学校法人中央大学評議員会においても、同じように基本規定、寄付行為について、また評議員の選考、選任についての意見も出されておられ、毎回の評議員会で話題に供されております。そういうことを受けまして、大学理事会では、理事会の中に基本規定検討懇談会を設置して、来週一月二日に第一回の懇談会を開くことになっております。ここでは学校法人中央大学の基本規定全体についての見直しをすべきかどうかということを検討して、理事会としての考え方、意見を出そうということになっております。

一方、本日の資料にございますように、中大法曹会は大学の法職問題を初め、四・五回にわたって意見書を提出して参りました。それは大学の改革、教学面の充実についでの問題を含むものです。それを受けまして、法人、教学では総合政策学部の創設について準備を進め、平成五年四月、新学部が設置されることになっております。一方、法学部に、国際法律学科の新設という

ことも取り上げられ、過般一月一三日の理事會において承認され、これも平成五年四月の新学科創設に向けて作業を進めることになっております。同じように経済学部、文学部、理工学部についても、学部の改革、充実、改善策が進められております。

他方、会内の実情を見ますと、本会の運営については、役員あるいは幹事を中心とした活動に終始して、一般の学員、法曹については、開かれたもの、あるいは組織的なものとしては、そんなに活動して来なかったのではないかと意見もございませう。そしてまた中大法曹会は、学生、司法試験受験生に対する指導も必要ですが、さらに、全学生に対する啓発、交流ということもすべきではないか。また、教職員との交流、対話についても、一歩を進めて、もう少し強化を図らなければならぬのではないかと意見もございませう。あるいは学員會の他の支部、南甲俱樂部、学員體育會などとの交流についても意を配るべきではないかという意見もお聞きしております。そのようなときに、本会についての現状を分析して、本来の會活動はいかに在る

べきか、その活性化のために、どのようなことをしなければならぬのかということと本日の主要な課題にしてみたいと思います。

さしあたり、依田先生が携わった頃の、三〇周年の前、また、その後の中大法曹會の状況というものについて、述べていただきたいと思います。

依田 私 が事務局長になったのは四六年で古い話ではありますが、それ以前に大学騒動が各大学で始まっていてご他聞に漏れず中央大学でも、全学封鎖というようなことがありまして、そのときに、その対策ということで評議員會の中に常置委員會というものが設けられましたが、それに對して大学教授のほうが反対しまして、その結果常置委員會は廃止されたんですが、そんなことから学員側と教授側とがしばらくの間、意思疎通を欠いておったという時代でございます。それで、その後、常置委員會が無くなった後、大学改革をどうするかということで、大学の基本規定の改正の問題が出てきたということであります。松井先生はそのときの幹事長でご苦勞をなさつ

たのでありますが、その際の大きな問題は、総長を置くというのが学員側の考えであつて、教授側のほうは、総長というのは要らないということで、大分議論をしたわけです。

私は、自分が事務局の立場ですから、自分の意見ということをとほとんど差し控えて様子を見ておりましたが、結局、亡くなられた向江璋悦先生の向江私案というのが出まして、それは総長は置くけれども、総長は教授か名誉教授から選ぶという案でそれが受けいれられて現在の基本規定ができたということなんです。それで基本規定の問題が終わりまして、教授側と学員側との意思の疎通もできるようになりました。学員側の組織の中でも常に主導権を取つたのは法曹会でしたから、法曹会と言ってもいいんですけれども、教授側と法曹会とが如何に円満にやつていくかということを考えるようになりました。ちょうどその頃の昭和四六年に司法試験で東大に抜かれるということがありまして、それからしばらく、この問題で法曹会と教授側との間で今度は協力的に話合が行われました。それについて

も法曹会は、意見書を出しましたが、その意見書も教授のほうの意見を聞かないでやったということはございませんので、教授ともいろんな座談会をやって、その結果、意見書を出して、先程設楽先生がおっしゃったように、教授側でもその意見を受け入れてくれたということです。法学部のなかに法職特別コースができた、法学部から独立して法職講座が設けられたのはその結果ということ。私が関与したというのは、そういう経過でございます。

猪股 刷物の「資料1、中大法曹第七号、座談会」そのときの、テーマが「中大法曹のあゆみ」ですが、そのとき発言され、その後も非常に鋭い目ですと見てきておられる、松井先生から、中大法曹の三〇周年から四〇周年にかけての一〇年間について、中大法曹の会活動がどうだったか、その点についてお伺いしたいと思います。

■中大法曹三〇年から四〇年にかけての一〇年間の活動について

松井 今の話の中で、先程依田先生から話の出した、全学封鎖云々というのは、今は若

い方（笑い）はご存知ないが、先輩たちがその問題を解決するために、たとえば、栃木の大貫先生は、向こうからこちらに通われまして、そのために健康を害されて亡くなったといったようなことがあるんです。だからその段階は、非常に厳しいものがあったわけです。それで先程常置委員会論が出しましたが、常置委員会は潰れたけれどもということなんですが、その常置委員会の意見を出されたり、そういうところに関連された方は、やや棚上げされたと申しましようか、他の評議員とか、表に顔を出すところへ、正確な話ではないですが、常置委員会なんてものは要らないという説を為している人達の反対論があるために、顔を出さなかつたと申しましようか、一例で申しますと、いわゆる中大法曹の名物男と言われた馬越旺輔先生、資料1にも前のほうにちよつと名前が出ていますけれども、そういう先生方なんかで、常置委員会論なんかを出しておられた方は、学校に対する意見を十分出せないような状況が続いたわけです。それからその次の問題として、学長、総長問題というのが、先程の説明のように、

向江君、向江君というのは私の同期生なのですがああいう意見が出て、制度としての総長というのは設けられたのですが、その後、現在の総長が実現するまで、結局実現できなかった。これはわれわれ法曹会が、そのことについて推進すべきだということのような意見を出さなかつたわけではないのですが、出してみても、進むということがなかつたわけです。それから依田先生が言われたように、しばしば委員会を作って、これは教授側何人もの方においていただいて、何回も夜の集まりを持って研究会を重ね、委員の方が勉強の上、まとめて大学のほうに意見を出したということだったわけです。あと、私どもの過去に書いたものでも、まずと、若い諸君が法曹会に入ってきて、厳しい意見を出されて、われわれのほうにやや親睦団体説に傾いた意識を持っているものから言うと、今の若い人達は強いなあという、驚くような状態で、本間君を初め、ああいう人達が意見を出されて、それに伴って法曹会の会則の改訂が行われたわけです。それがやっぱり物を言うようになるのですね。規定を変えて、委員会を作

って、その委員会ですらいろいろやれというところが段々実現するようになって、それまで低調であった会合の数についても一定数増やして進んで行くという状態が続いてきた。

猪股 中大法曹会の会則の改正については本間崇先生が「中大法曹第七号」に「中大法曹会会則改正をめぐる思い出」を書いておられます。松井先生の発言にあるように、非常に厳しい見方から、執行部に対して、会の活性化を図るために、若手の意見を取り上げなければ駄目じゃないかという提言をしております。松井先生はその頃は若手の意見については、かなり慎重に、あるいは厳格に受け止めてやってきていたのでしょうか。

松井 その意見というものは、いい意見だと思えました。しかし、発言が厳しいですね（笑い）。

鈴木 言い方が悪かった（笑い）。

松井 その前の状態で言いますと、われわれは先輩に対してあんまり思い切った意見を必ずしも言わなかったと言いますか、そういう状態で動いておったということはないかっただすね。大体柴田先生を中心として

の関係で言いますと、法曹会の会員は幹事長に頼っておったと言いますか、会合をやったって会費を取るじゃなし、幹事長が自分のポケットマネーを出して、それで一席設けてくれるというような形で運営されておったのですね。だから幹事長やなんかでいいですよ、非常に近い線にまでわれわれがおるといふ関係でも、やっぱり先輩になると、そういう見方のほうが強い時代がずっと続くわけです。それが段々自分の親しい人が幹事長をやるようになって参りますと、親近感がずつと出てまいりますから、まあ、六代の富田先生あたり、それから後で言いますと、近藤、今井両先生、二弁でございませうからしよっっちゃう顔を拝ませてもらっているものですから、そんなに遠慮は無くなっておったのですが、その先の時代と言いますと、やっぱり一種の遠慮が付いて回っていたような感じをもっておるわけです。

■会則改正に伴う幹事一〇名増員の背景について

猪股 会則については、平成三年五月に一

部改正がありまして、幹事は二〇〇名以内とあったのを三〇〇名以内と一〇〇名増員いたしました。この背景になった事情について、前幹事長設楽先生に、ご説明していただきたいと思います。

設楽 これは私自身が法曹会に入るまでは、松井先生がおっしゃられたように、怖い先生ばかりいまして、出ても発言する余地もないし、後ろのほうで小さくなっていました。それになるまでにかなりまた時間もかかったわけです。ところが私が今度特に痛感するようになりましたのは、例の、この会館で大学が自主経営と申しますか、直営の法曹養成ということになりまして、その段階で法曹会の若手の先生方が、いわゆる教員と言いますか、ゼミの指導員として積極的に参加されて、それを高窪先生が非常に高く評価され、事あることに喧伝されてと言おうと語弊がございますが、あらゆる会合で感謝の意を表されておったということなんです。ところがそういう先生のお名前を聞いても、法曹会にいるのかいないのか分からないのだという人が大部分です。これじゃいけないじゃないかと、その前に

一〇年ぐらい続いておった、正式の名称はちょっと忘れましたが、法職養成講座という講座がありましたね。その講座でも既に若い先生方が努力しておられたということから学びまして、やはり若い先生方に法曹会の幹事という、結局、これは会費を払うという負担が付くので、それはまずいのではないかというご意見もありましたけれども、それよりも何よりもやっぱり、先生方に法曹会の役員としての自覚とプライドを持っていただきたいというようなところから、若い方を中心に入れていくということが真相でございます。幸いにして、円満に人数の割振りもできました。一〇〇名増員という経過でございます。先生方のご協力にはほんとに感謝しております。

■若手幹事登用について

猪股 いま設楽前幹事長から話が出まして、深沢先生の場合は副幹事長に就任するまで平会員だったとおっしゃいました。私が一般の会員に尋ねたりしても、中大法曹会というのは、役員すなわち幹事中心の会運営

がなされていて、若手会員の登用はもちろん、一般会員さえもなかなか中に入れないという批判がかなりあるように思っています。だから深沢先生の、今までは外から見えていた方が、内に入ってきて、どういうふうなこれを考えてやるべきなのかという問題がありますね。

深沢 その点は神先生にお話していただければと思うんですが。こういう事実があるんですが、うちには三七期出身の娘がいるんという話をしましたら、私の顔を見まして、「馬鹿ねえ」って言うんです。(笑い) どういうことなのか、それ以上言いませんでしたけどね(笑い)。

恐らくこれはご苦労なことだという意味ではなくて、「年寄りの冷水みたいなこと」という意味で言ったように受け取れました。若い先生方とお話をしていても、確かに一部の若い先生が一生懸命やって下さっており、尊敬する若い先生もいますが、大方の若い先生方は、どうもあまり魅力を感じない、というよりも、これは中央大学卒業生の固有の問題かも知れませんが、何

となく同志的な結合関係とか連帯感というようなものが薄いんじゃないかという気がするんです。ぼくは副幹事長になって中身を見せていただいで、初めてこれは一生懸命やらなければならないということを感じたんですが。若い人にはその認識が行きわたっていないように思います。

■法曹会の会員数とその現状について

猪股 中大法曹会の会員は、資料に載せておきましたけれども、現在、東弁が一一〇名、一弁が四四六名、二弁が三八二名、この前発行された「中大法曹第一二号」に掲載された追加名簿によると、裁判所一八三名、検察庁二二三名、公証人二六名となります。合計して二三八〇名という人員を擁しております。会則第四条は、「会員」について、都内に住所又は勤務場所を有する者、そして本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織すると、規定しております。弁護士会員については、東弁、一弁、二弁所属の弁護士は全部掌握できていますが、それ以外の弁護士は現在の名簿には載っていません。もと裁判官・

検察官であった者で退官後弁護士に登録しているが近県に居住し、かつ、近県に事務所をもっている方はこの名簿には載っていないわけです。弁護士会員が「会」ごとにブロック構成をとっているという現状で、このような法曹をどのように掌握していくのかという問題もあります。次に、検察庁と裁判所についていえば、現在は裁判所、検察庁におられる方は全部名簿に載せています。これは研修所は東京都内にあるわけですし、少なくとも東京に赴任した経験をもった裁判官・検察官で、その後地方に勤務されている方ということでもできます。これがしかし、名前だけ載っていて、本当に活動をしているかといえますと、特に最近、この四、五年、裁判所、検察庁の会員の出席があまり芳しくありません。三〇周年の回顧のときの座談会を見ますと、創立当時は、裁判所、検察庁のほうが、在野よりもより積極的に参加して引つ張っていたように思えるのですけれども、現在そうでなくなっていることも問題とされてよいだろうと思います。それから、役員中心で、いま深沢先生が言われたように、一般の会

員がなかなか参加・出席できないという現状について、会則の趣旨が十分に生かされていないということもあろうかと思えます。その点についても一度深沢先生ご発言をお願いいたします。

深沢 確かに生かされないと思います。結局、我身に引き替えて申し上げますが、会員は法曹会の活動自体を知らないのですね。中身が理解されていないんです。よく分かっていると、それなりにそれぞれ中大法曹の活動について非常に関心を持つのでしようけれども、知らないということがあるのでですね。だからいろいろご議論があるかと思うのですが、まずあれこれ改革のための総括的な議論をするよりも、まず何をやっているかということが分かるように広報活動にかなり重点を置いてやらなければいけないだろうと思います。しかし、そのための広報活動を事務局にやっていると欲しいと言っても事務局は大変だということ、私もやっと分かりました（笑）。先程お話が出たように、中大法曹というのは東京三会を中心に機能しているという部分が強いと思うんです。そうならば、各会に

それぞれの広報を担当する組織をつくって、場合によってはそれに必要な予算も設けて、それで広報活動をやるといふ試みは如何なものでしょうか。

■ 広報活動について

猪股 有難うございました。その点で平成元年五月に発行の「中大法曹第一号」の編集について、会員の声を新しく収録しましたが、野宮先生の当時の考え方というか基調がどの辺にあったのか、ご意見を述べていただきます。

野宮 「中大法曹第一号」は、私が、昭和六二・六三年度に会報編集委員長を仰せつかって、各先生方のお助けを借りて、赤坂幹事長、猪股事務局長と、非常に強力な執行部のおかげでできた会報でございます。その中で今ご質問のアンケートを取ろうではないかというアイデアは、委員会の中で、特に執行部からのサゼッションがありまして、協議して実行に移したのであります。往復葉書による最少限度の一口原稿でございます。非常な反響がありまして、今までこういう機会がなかったからというよ

うな強い反響がありまして、これを全部会報に載せました。これは会報第一一号を御覧いただければお分かりいただけます。会報第一二号も同じようにやっておられるのでございます。半面回答のない方もあります。これが中大法曹会の、ある意味での、今日話題に出ている関心の度合を示すバロメーターになろうかと思えます。しかし、回答のありました中にも、いま言った非常に強い関心度、司法試験合格者の割合が少ないではないかとか、司法試験改革についても意見を出すべきではないかとか、積極的な提言もあります。このように会員に、前向きに、関心をもってもらうような方向で、中大法曹会も考えていかなくちやならないだろうと思えます。

もう一つは、会報第一一号を編集、発行した昭和六三年度は、中大法曹会名簿を八年ぶりに編集しようということで、三〇周年の昭和五五年以来八年ぶりに編集しました。そういう会員名簿の整理という目的もあって、全会員に往復葉書による御意見の蒐集となったわけでございます。これはお蔭様でいい名簿も作っていただきま

したので、成功したのではないかと思います。

ただいま司会者がおっしゃった会員の範囲について、私が執行部を担当してからいろんな話題を聞きますと、弁護士は東京三弁護士会の会員だけでやっておりますが、これは会則第四条に、本会の趣旨に賛同する学员たる法曹をもって組織すると規定され、学员たる法曹であればよろしいのじやないかということもあります。現在の諸情勢からみて、最小限度、この近県、神奈川県、埼玉県、千葉県に住所もしくは事務所のある公証人も含めて、判事、検事、弁護士は会員になっていただいて、大いに関心をお持ち頂き、法曹会の目的達成の方向でご協力願えればよろしいのではないかと思います。私もそのほうがよろしいのではないかと思えます。任意加入でもよろしいので、具体的にはご意見を確かめて、良かったら、第四条を改正しなくてもできるわけです。常任幹事会の議を経て会員とすることができるといふふうに、第四条二項はなっておりますので、そういう点も考えていいのではないかと思われま

す。

もう一つ、学会に東京検察支部というのがございます。中央大学の学员で東京高検管内に在籍する検事、管外に転出した場合は、本人の希望により、又は、退職者で支部長の推薦する者で組織され、平成三年六月現在の会員数は、三―三名程おられる由であります。昭和三八年二月の学会支部設立で（初代支部長山本清二郎東京地検次席＝当時）、以来、約三十年間の古い伝統と結束、先輩と後輩とが交流を図っておられるわけです。私はご招待を受けて、昨年の六月に検察支部総会に出席させていただきました。七十数名出席しておられました。当時の仙台高等検察庁検事長の水原敏博さんが支部長、事務局長は二六期的小林域泰君がやっておられます。総会の当日の出席数も相当あり、若手の方も大勢出席された。たいへん盛り上っております。裁判所のほうは詳しく分かりませんが、ほとんど積極的にやっていただくほうがよろしいかと思えます。

■会員への通知、掌握はどうか

猪股 いま野宮先生がおっしゃった東京三弁護士会以外の弁護士についてこれを一つにまとめる場合には、どういうふうにするべきかという問題も出てくるだろうと思いません。通知をどうするか、掌握をどうするかという点ですが、この点について事務局長はどういうふうにお考えになりますか。

中津 私も事務局長を承りまして、噂には聞いておりましたけれども、会員数が二千何百人ということになりますと、通知を一つ出すだけでもえらいことでございます。事務局長は事務員さんを一人、特別に頼まなければ駄目だよということ先輩から言われたのですけれども、本当でした。ですから会員が増えるということは結構なんですけれども、会員を全て掌握することは大変難しいわけです。そうであれば、むしろ部会ごとの掌握をきちんとして、東弁部会、一弁部会、二弁部会、裁判所部会、検察庁部会というような形で部会活動を中心にして、その上に法曹会全体の活動ののって行くようにした方が、本当の活性化ができて

るのではないかと思います。

猪股 その場合、たとえば、横浜・埼玉弁護士会、に所属している方について、これは執行部だけでやるのか、何かまとめるには、どうするかという問題があるわけですね。

中津 仮に、埼玉・横浜の方も加わるということであれば、部会とは別途に考慮する必要があります。

猪股 だから東京三会以外の弁護士会員については、これから検討をしていかなければならない問題かも知れませんがね。

野宮 総会、その他でコンセンサスができましたら、執行部も具体的にそのように対応し検討に入ることになります。数としては事務局は大変になりますけれども、事務処理の問題はまた別に考えなければなりません。たとえば、従来、東京三弁護士会の会員で構成する東京都弁護士健康保険組合に横浜・千葉・埼玉の三つの県の会員がいまは一緒になっていますね。東京都弁護士健康保険組合となって、もう二年になりますか、一緒になっています。今までは一緒でなかったのが、新しく加入してきたと

いうことでございます。そうでございますので、三つの会員数のうち、中大のOBがどれぐらいかという把握はできるのじゃないでしょうか。ただ、事務的にはちょっと大変だと思えます。

中津 それは把握はできます。問題は、会活動を活性化するためにどうするかということだろうと思えます。

猪股 繩稚先生も前に事務局を担当して、現在常任幹事ということでございますが、如何でしょうか。

繩稚 中大法曹第七号とお手許の資料を見ますと「歴代幹事長」の系譜がございます。第九代の石田寅雄先生とあり、同幹事長は昭和四三年から四五年とありますけれども、おなりになったのが四四年の五月の総会ですね。お辞めになったのが四六年五月の総会までですから正確には昭和四四年度、四五年度ということになるわけですが、私は石田寅雄幹事長、ここにいらつしやる松井先生や現在大学の評議員会副議長の赤坂先生が副幹事長、私が阿部三郎事務局長の後任事務局長を担当しました。

私は本日、「中大法曹第一号」（創刊号）

を持って参りましたがこれは石田幹事長のときに山本忠義編集委員長の下で作られまして、石田幹事長が巻頭言の中で「本会のために赤坂、松井両副幹事長、繩雅事務局長、本間、亀井、中津各担当の方々をはじめ、委員各位のご努力の成果として敬意を表するものである」と書いていらっしやいます、その後第一八代木戸口幹事長の、昭和五四年、五六年は副幹事長をやらせていただきました。思い返せば、昭和四四年ですと、もう二十何年になります。私の次が一弁のほうに行きまして依田先生がおやりになって、依田先生と事務の引継をやったことなんかが昨日のことのように思い出されます。

それはさて置きながら、四二年、四三年のときには、今でも思い起こすのは、第一弁護士会の三階の委員会室に、富田喜作幹事長に面会を申し込み、中大法曹会を改革しなければならぬんだというようなことで、意見を具申したようなこともありまして、現在の会則は整備されておるとはいいいながら、前の会則は不備なところがございまして、当時は学園紛争がございましたから、

非常に混沌とした世情で、中大法曹会の則改正が承認されて、丁度石田幹事長が昭和四四年の五月に新（現）会則での初代の幹事長にられました。そのとき幹事が五〇人から倍増の一〇〇人に、常任幹事も二五名にふやした時代でございます。大学問題委員会を作ったり、意見書を出したり、いろいろ今から考えると、随分あの当時は忙しかったように思います。

それから「在京の法曹」ということにつき、会則改正ではいつも問題になることがあります。それは第二条の「親睦をはかるとともに大学の興隆と司法の発展に寄与する」という問題と、「法曹会の組織」との関係ですが、東弁、一弁、二弁、それから検察、裁判、が組織化されている。そのブロック制で成り上がっている中大法曹会の現状と、それから財政的な問題、そのことを考えますと、一つの意見具申を出すについても、政策団体的なきちつとした意見が出てくるのだろうかとか、選挙をして公平に選ぶべきじゃないかとか、ブロックを廃止しろという案が出たり、いろいろ論議がございましたが、在京の問題、特に第四条

の「在京の法曹」と「本会の趣旨に賛同することについては、千葉、埼玉、神奈川県を含むべきじゃないという議論はいつでもあるんです。最近では消えています、その後、改正しろと、会則改正問題では必ず問題提起になるわけです。ところがその範囲が、じゃ、千葉といえは館山まで含むのか、あるいは神奈川だったら小田原まで、熊谷のほうまで埼玉は含むのかというような問題などがあって、まず在京並びに本会の趣旨に賛同する者の申出により常任幹事会の議を経てということと絞りをかけています。徐々にやっつけていこうじゃないかということ、確かに私が事務局長になった昭和四五年当時は一七〇〇名でした。現在は二三八〇名です。つまり五〇〇名ぐらい増えていきます。そういうふう段々増えていきますが、関心度と、それから中大法曹会の将来と展望を考えました場合に、親睦団体に徹するためには、ある程度の限界はやむを得ない。強制加入させて中大法曹会として引つ張り回すわけにもいきませんし、そうかと言って、単なる親睦団体化してしまえば、これはそのままでもよいわけです

し、また中大を出た学生の資質とか、大学自体として一〇〇年をふり返って見たとき、質実剛健なところは結構ですが人を集めて大いに司法問題にばかり議論したり、あるいは親睦団体以上のことをやっていくために関心を持ってくれといつても、また、会則だけ改正しても集まるわけでもございませぬが、会則を改正して、強制的な方法で人集めをしない限りは、なかなか限界がありますから、親睦団体でいいじゃないか、司法の発展に寄与するといったような抽象的な目的を加味しておけば、いざというときにはいいのではないかとというようなことで、ずうっと二〇年間やってきたのではないかと考えておるわけでございます。

■会員への通知はどの範囲にするか

猪股 繩稚先生が事務局長をやっていた頃、総会案内の通知は、どの範囲まで出したのですか。

繩稚 総会については、会員全員に通知を出しました。しかし、幹事会は新会則によって、年間最低限度四回開くことになりました。それで、常任幹事会、幹事会、ある

いは執行部会はその都度、今と同じように通知をしておりました。財政的な問題については、確かあの頃には、石田幹事長、その他副幹事長の方々に負担をいただいたりして、やっておったような状況です。

■会報の頒布状況について

猪股 それでは当時、会報の頒布について、どのぐらいの範囲でやられておられたのですか。

繩稚 「中大法曹」創刊号は昭和四六年五月に発行されたのですが、会報は全員に送しようというわけで、全員に発送したのではないかと思います。

依田 していいのですよ。

中津 発送費というのが大変なんです。

依田 編集費だつて大変ですよ。

中津 発送費のほうが格段に高いです。

依田 ぼくのときには送ろうとしたが、会費をもらっていない時代で金がなく、送るのをやめちゃって、総会の時に渡して、そのほかは各弁護士会の控室においてもって送らうことにしました。裁判所や検察庁には配布を頼むということでしたね。

猪股 野宮先生が編集委員長のときには、全会員に対して頒布しようということになりました。ただし、各会の実情によってやりましょうと。そこで、一弁は一弁で頒布する。東弁・二弁、裁判所、検察庁は全会員に対して発送しました。東弁と二弁は、会報代を支払ってもらうことにして、印刷文を同封しました。昨年も確かそういうふうをやったのではないかなと思います。設楽先生、どうですか。

設楽 一弁のほうはどうしましたかねえ。

深沢 うちのほうでは全員には送りません。それで機会あるごとに持って行きまして、そういう会合で、まだお受け取りになっていない方に頒布しました。

設楽 お金はいただかないわけですか。

深沢 受け取らないんです。

猪股 東京弁護士会での会報頒布について、

稲田先生からお話を伺いたいと思います。

稲田 昨年度の「中大法曹第一二号」ということになりましたが、猪股先生などが中心になって一生懸命作っていただいたものだからということ、お金が集まるかどうか心配でしたけれども、多少部会の子算があ

ったものですから、一一号に做って一応全員に送ってみようということで、約一〇〇〇部を会員に送りました。金額については各会に任せるといってお話でしたので、三〇〇〇円を振り込んで欲しいという依頼書、振込用紙を全部添付しました。その結果は、思ったより回収率が良く、約四割ちょっとの方から振込がありました。送料が一〇〇〇部で確か三〇万円前後でしたので、それに対し一二〇〇三〇万円の振込があったということになり、十分ペイしてお釣が来ました。ちょっと私ごとで付言させていただきますと、深沢先生がおっしゃられてたように、私自身ノンポリで、あまり関心がなかったのですが、赤坂先生が幹事長るときに、初めて幹事ということで名前を出されました、幹事は何をやるのかと伺いましたら、会費を納めるのだと(笑い)というご指示でして、野宮先生の下で編集委員ということで一時的に入ったのですが、個人的な事情で中座し、今度は事務局次長ということで狩り出されたという経過があります。そういう経過からしますと、一部の先生方に財政的な負担をしていただくより、各人

がみんな会費を納めることのほうが、私に関心が持てるんだろうと思うんです。そのかわり会費を納める見返りと言いますか、それに対してどう応えていくのかということではないかと思うんです。会報の配付をして感じたことですが、中大法曹というのは何をやっているのか分からない人が大半だと思のですが、会報が送られてきてみると、やはり母校に対する意識、同窓意識はみんな持っておられるのだということだけはつくづく感じたわけです。たとえば、正月の箱根駅伝を見ると、やっぱり夢中で応援してしまうのと同じような部分があるだろうと、そうするとそれは何に求めたらいいんだろうかということについて、私はもっと若い人達に参加してもらうことが必要なのだと思います。それで深沢先生が言われたような広報活動もどんどんやっていく、そのためには、今の事務局体制では、部会にしろ、東京三会を合わせたにしろちょっと無理だと思うんです。というのは、頭ばかりで、そう言うっては何ですが(笑い)、事務局は局長と次長の一人ずつしかない。だから各会に分かれてしまうと次

長一人なんです(笑い)。副幹事長と次長二人でやれといっても無理なことなんです。むしろ事務局長、局長を中心として、若い人達の事務局員を沢山置いて、その人達にある程度任せて、自分たちが何を期待し、何を求め、何を作ろうかということを、もう少し任せて御覧になったらどうかということ、先輩にお考えいただきたいと思えます。

猪股 第二東京弁護士会では二弁部会を、どのようにやっていますか。

鈴木 東弁では「ブロック」といっています。東弁ブロック、一弁ブロックといううな位置づけをしております。

増田 二弁部会としては、その年度の法曹会の副幹事長が二弁部会の総会を招集しまして、年に一回、昨年は九月に開催して、大体四〇人ぐらいの先生方が出席されました。本日ここに配付されております資料に、二弁は三八二名と載っていますが、全般的には法曹会に対する関心が薄いように感じます。では、関心が薄い、あるいは中央大法学法曹会のほうに目を向けてもらうのにはどうしたらいいか。実は私が副幹事長にな

つてから気が付いたことは、今日、生涯教育などと叫ばれております。法曹会が中心となって、何か皆さんが集まって勉強する機会を作るべきではないかと思ひます。先般セントラル野球連盟会長で、先輩の川島廣守先生の「野球と人生」というタイトルの文化講演会が開催されました。また、ドイツの何というタイトルだったか忘れませんが、本学文学部教授の小塩節先生が西ドイツケルンに日本文化会館があつて、その館長をやつておられたということから、ここで、法曹会と南甲倶楽部との合同での文化講演会をやられたのですが、この二つの講演会は実に内容の面白い文化講演会だったんですね。しかし、出席されている方を見ますと、法曹会もあまり人数は出ていないし、それから南甲倶楽部からも、内容がいいのにかかわらず出席者としてはあまり出ておられない。確か合計で一〇〇人ぐらいだろうと思うのですけれども、こういう文化講演会をもつとやるべきじゃないかと思ひます。ちょうど堂野先生がおられたから、先生、こういう会を年に二回じゃなくて、少なくとも四回はやるべきではな

いかと申し上げました。その講演会が終わった後に、今度はパーティーがこの記念館で、行われました。そのときに、また感じたことは、法曹会の人は一まとまりになつて、ビールを飲んでいる。南甲倶楽部の方は、また向こうのほうでビールを飲んでいる(笑)。私などは顔が狭いものですが、南甲倶楽部の方はもちろん存じ上げない。そうすると初めて、ああ、こういう先輩がおられたのかという方が向こうにいて、こちらはいつもパーティーで一緒になる先生方とビールを傾けると。これはやつぱりいけないなあということが強く印象に残つたんです。ですから、もしやるのであれば、南甲倶楽部も法曹会もそれから税理士会とか弁理士会とか、支部の名簿を見ますと、会計人会などというのがあつてですね。そういう人達も含めて講演会をできるだけ多くやると。それで、それには若い人も、生涯教育ということで出席されると。それによつて母校に対する愛着というものも生れるし、また、出席する機会が増えれば、次も参加しようということになるだろうと思ひます。たまたま一昨日一月一六日に、こ

こで南甲倶楽部の賀詞交換会というのが開催されました。実は野宮幹事長が午後一時からの講演会、私はこれをどうしても聞きたいという気があつたものですから、お呼びをされたいのに行つて行つたんですけれども(笑)。受付に行つて、呼んでないんだから帰れなんていうことは言うわけはないから(笑)かまわなと思つて、受付で名刺を差し出し、法曹会のこれこれと名乗つて、出席したいと申し入れたら、いやあ、それはもう実に有難いことですというので、早速出席者の名札をその場で作ってもらひまして、講演会に出させていだきました。それで、また二時からのパーティーを、この二八〇号室でやりましたら、何人かの法曹の先生が来賓として来ておられました。あとは全部南甲倶楽部の方で、もちろん顔も見ることがない方ばかりでした。私は南甲倶楽部だけで賀詞交換会をやるのはいつたいたうことなんだと。過去のいきさつは私は全然分らないものですから、感じまして、早速幹事長に、先生、南甲倶楽部が賀詞交換会をやる

のなら、何で法曹会も一緒にやらないのだと。実業界の人と法曹会とが交流して、一緒にやってやるのが一番いいのじゃないかと。是非、これ考えましよう。で、私たちの平成三年・四年の現在の執行部として、も、考えていることは、できるだけ他の支部会と交流を深めようということが一つ、それからまた文化講演会というような会を何とかもつと開催して、皆さんに大学へ来る機会を設けて、そういう大人の勉強してもらおうという話を、執行部ではしているんです。

神 今の増田先生の考え方は、私も賛成です。実は同じことを言わせていただこうと思っていたんです。その理由が二つありまして、一つは、私は、事務局次長になって、中大法曹会がこういうことをやっているということをはじめて知らされたわけで、他の先生と全く同じような立場でした。ただ、弁護士会に関しては一弁の中とか日弁連の中でいろんな仕事をさせていただきまして、いろんな先生といるんな知已を得ることができたのですが、そういう中で弁護士さんのいろんなグループを見ていて、

特に若い、登録一〇年未満の先生方は、いろんな派閥で何かをしようとしても、すぐその派閥には入ってきません。だから来て下さいという形でまず派閥・部会に入っていたと、それにはまず関心をもたせる。そうすると、参加されるというタイプの方が多いように思われます。そういう意味で、講演会、そういうイベントを中大法曹会が中心になってやれば、若い人達が入ってくるだろうと思います。

それからもう一つは、これは南甲倶楽部ではないのですが、南甲倶楽部の方々も大分入っている、ある中大の先生を囲む一つのグループがあります。これには法曹も何名か入っていますし、実業界の方も幅広く入っているのですが、一年に一遍だけの会合です。そこでは必ず講演会をやりまして、その後に懇親会をやっています。これは中大の出身者ばかりの集まりなんです。講演をされる方は、その中でそれなりのトッパへ昇り詰めた方です。いろんな話をしていただく、自分たち中大の先輩にはこういう立派な人がいるのだということが分るわけで、そして、交流する機会をもてるの

ですが、これが毎年盛況でして、約一〇〇名ぐらい必ず出てきます。これは中大法学部の教授なんです。いわゆる専門の関係ではなくて、法学をやっていた方を中心に集まったグループが、今から五年ほど前に作って、これは毎年少しずつ増加する形で進められています。その中でいろんな人名刺を交換したりして、仕事に繋げていって、しゃる方もいて、そういう意味で、いろんな講演会をやっていく。当面は中大の出身者を講師、講演者にお迎えして、そこで若い人達を呼び込んでみたらどうかというふうな、私は思っているんです。

■活性化を図るための 企画・行事について

猪股 有難うございました。今、各会における活動がどのように行われているか、ということに関連して、文化講演会、座談会、それから他の支部との交流についての意見も出されました。本会の会則の第三条によりますと、研究会、講演会、座談会の開催を事業としてうたっております。これは、私たちが年一回やっているような講演会や

座談会ではないと思うんです。少なくとも新しいものを開拓し、創造していくという意味で恒常的であり、さらにより高尚なものであるべきだと思います。会の活動についても、そうした文化講演会というようなものを、あるいは学会と一緒に積極的に進める。それも何回もやっていくということにして、活性化を図っていく必要があります。毎年五月の総会には、新入会員を招待して、パーティーをやりませう。新入会員が、中大法曹会に参加する最初ですが、そのうちに、自然に足が遠のいて、会に対する意識が薄く、遠のいてしまうというのが現在の実情じゃないかなと思うんです。やっぱりこれを結び付けていくには、そうした催しをやる。そして大学に関心を持たせる、法曹会に関心を持たせるということがどうしても必要だろうと思います。そういう意味で、法職講座に関して、法職講座のチューターとして参加されている会員の意識はどうですか。

鈴木 その前に、先程各ブロック、部会とこの前ですか、総会案内をどうしたとか、それから会報の頒布の問題ですね。実は私

は二一代坂本幹事長の下で、東井のほうからの次長をやらしていたいた経緯があるのですけれども、その前は、恐らくその前の一時期ぐらいじゃないかと思うのですけれども、総会の案内を会員全部に出してはなかったことが現実にあったようです。要するに幹事にだけ出すのだということです。ということ、全員に出すということ

は事務的にも大変なことだし、費用的にも会としては大変な負担になるので、運営上、そのような取り扱いをしていたのではないかと思います。ですから会報なども、せっかく相当部数印刷をしながら、死蔵している部分が相当にあるのが現状だったのではないかと思うのです。それで、先程、稲田先生がその間の事情を申し上げておりましたとおり、個人的には、事務局としてはたった一人の執行部ですから、非常に悩みになった経緯があったようだけれども、

「まあ、やってみなければ分かんない」ということで、やってみていただいた結果、お話しのような結論が出ているということです。やはり総会の開催は全員に通知すべきであると考えますが、名簿の

把握が非常に大変なんです。そして名簿がある程度整備されたのが、ここ三、四年ぐらい前にやっとなこと、その前は名簿自体がはつきりしていなかったわけです。この名簿の整備が大変だったということが前提になったと思いますけれども、やっぱり総会は総会ですから、きちんと全員に招集のご案内を差し上げるべきであると思います。それから総会に出た方は、会報は、会費を払って、その場でいただけるのですけれども、その余の方々には全然行っていないということでは困るわけですから、事務的には大変だと思えますけれども、若手の方々を事務局員としてお願いし、無理のない、円滑な運営を図るべきであると考えます。そして又、これが若手の方々に対して中大法曹会に対する関心を持っていただく一つの大きな要因にもなるかと思えます。

今回、幹事の定員を、若手の登用ということを主眼におきながら、二〇〇名から三〇〇名にしていたいたわけですが、このことは各種委員会の活動を活性化するという意味からも非常に結構なことであろうかと考え

ております。ところが、その実態を見ますと、私は一五期なんですけれども、私クラスがまさに一番の下っ端クラスぐらいの感じの(笑い)幹事会なんですな。

そういう実態からいたしますと、若手、若手といいますが、全部が全部じゃないかも知れませんが、一般的には弁護士登録、或いは、任官いたしますと、ことさら入会申込みなどなくても、当然、中大法曹会の会員なんだということで、総会などの案内だけが行くわけですけれども、組織の実態が分らないことも多分に影響しているとは思いますが、いずれ、顔を出すことと自体が容易じゃない。たまたま先輩からのお話があったりして、総会などに、出て行きましたも話相手がない。それでやっぱり先程の増田先生のお話じゃございませんけど、みなさんとは離れて、隅っここのほうでコソコソやっているといるというふうな感じが非常に強いわけです。各種委員会の委員をお願いをして、そしてその中でいろいろとご協力いただいているような方々は、比較的意識もありますし、仲良くもなるのですけれども、それ以外の方々はほとんど

出てきたこともないわけです。相当年月、十何年ぐらいキャリアを積んでこない、幹事でもなかなか出にくいといいますが、出られないという実態があるわけです。そういうような中で、実は法職講座のほうで、実際にいたしますと若手の方々を中心に○○名以上動かしているわけです。チューターの派遣、答案ゼミや公開答練の添削やら、それから駿河台記念館の中にある研究室員の指導、大変なサイクルで動いているわけですから、そういうときにもいろいろとお願い事ばかりでございます。これも従前は大学のほうと運営委員のほうとで手分けして、個別に一本釣みみたいな格好で、何とか協力してくれ、頼む、頼むという形でいろいろやって参りまして、ご苦労ばかりかけていながら、少なくとも中大法曹会という名において若手の方々に対して、何らかのことをして差し上げたことは、従前はまずなかったのではないかとという反省がございます。ですから、若手の方々には中大法曹会全体に関心を持っていただき、また、多数の参加をいただく、それから、司法試験受験指導の問題、その

他、法職講座を含めていろいろと協力いただくという意味におきましても、やはり平素の運営上、いろいろと配慮していかなければならぬ問題があるのではないかと感じます。また、これは昨年から初めて、お願い申し上げてご配慮いただいたのですが、中津先生がたまたま法職教育検討委員会の委員長をしておられまして、私は法職講座の運営委員をずうっとやっていたものですから、やはりそういう閉鎖的なものじゃなくて、東京三会でそれぞれ新登録をした若手の会員をリストアップし、これを指導員として、確保する、そして大学の要請があったときには、随時派遣できるようにシステムといいますか、体制作りをお願いいたしました。これは正式に執行部としての機関決定の下になされたわけではなかったんですけれども、とりあえず、法職教育検討委員会としてやってみようということで、これは昨年に実現しました。今年もそういう意味で新合格者を含めて、若手の方々の協力者リストを作成し、法職講座のほうから協力要請があった場合に、こういうメンバーがおりますということで、大学

側の要請に的確に対応できるようなシステムを制度化しようということで、検討を行っている最中なんです。若手の方々は、中大法曹会それ自体に対しては確かに関心がないのは事実と思いますが、後輩の育成指導といえますか、チューター、その他、講師的な立場での協力につきましては非常に熱心でございますので、こちらが見ておられます、ほんとに涙が出るほどに一生懸命やっていたいております。ですから、やはり中大法曹会として各方面からいろんな知恵を絞って、若手の方々との接触を多くしながら、若手の方々の立場をもう少しお考えいただければ有難いと思います。

それからもう一つ、ついでですから申し上げておきたいのですが、法職講座のほうで、入学式が終わった翌日あたりの、法学部のオリエンテーションが終わった後に、開講シンポジウムというものを、例年行っております。今年も四月六日に予定しているのですが、そのときに、法曹とは何ぞやということ、裁判官、検察官、弁護士三者から、それぞれ講師をご依頼申し上げます、きわめて、限られた時間ではございま

すが、基調講演などをお願いしているわけですが。これも従前は中大法曹会の窓口を通さないままに、各人それぞれが「おい、俺、あれ知っているから、あれに頼んでみるか」とか、「じゃ、あれはどうだろうか」とかいったような形で、今まではやってきたのですが、こういうやり方では、どうしても、一部に偏ってしまう傾向が出てきます。それから継続性の問題もあります。そんなことで、今年度は、私が先任ということもあつたと思うのですけれども、法職講座運営委員会の委員長から事務室長を通じて、講師の推薦依頼があつたのですけれども、今回は、個人的に推薦するという方式をとらず、このことを即刻事務局長のほうに進達いたしました、検察なら検察、裁判所なら裁判所の各ブロック、あるいは弁護士会ブロックと協議していただいで、正式にご推薦をいただくということでお願いを申し上げます。そういうこと

のほうは決まっております。そういうことで、中大法曹会としても、親睦か、政策かという大所高所からの議論もあると思えますけれども、私も第一線にいる者とい

しますと、やはりいろいろとお願いすべきことが多くございまして、何とか先輩の配慮をお願いできれば有難いと思っております。

猪股 北村先生、その点について如何ですか。

北村 私はこの中大法曹会メンバーの中では、深沢先生以上に、ほんとにノンポリかも知れないんです。(笑い)というのは、関心を持っていても、今まで何のお手伝いもしてこなかったという意味でのノンポリということでございます。

先程来いような話が出ておりますが、幸いというか、中央大学では合格者が多いですよ。われわれのときの合格者は一四〇、一五〇名だったですね。その中で、中大法曹会の活動をしているのは、こんなことをやっているな、あんなことをやっているな、何をやっているなという具合で、これはほんの代表選手のつもりでやってもらっているの、安心してお任せしているという部分も、実はあると思うんです。しかし、関心は常にあるわけです。あるいは向こうが専門だということもあるわけです。そう

いう意味で贅沢な悩みというか、分母が大きいだけに、中大法曹会にどうやって関心を引き付けて、どうやってまとめるかという苦労が逆にあるんだろうと思いますね。小さいと言っちゃおかしいですが、子供が今年大学の入学試験を受けるのですが、いろんな大学から入学案内を取ったんです。たとえば、立教大学は、開校以来、法曹資格を持っている者が僅か七十数人しかいないのです。それで大学でゼミを持っているんです。ゼミの講師のメンバーに、私の知っている後輩が七、八名いるんです。そういう七十数名しかOBがいないと、その中からは非後輩を育てようということで、若手の弁護士が大学でゼミを持っているんです。そしてできるだけ多くの学生が受験するように、関心を持つようになるんです。ああいうところはまとまるんですね。大きいところは、人数が多い故の悩みなんです。従って私はいろいろ悩みはあるだろうけれども、そう深刻に考えなくても、誰か「代表選手」が出てやってもらってれば、また、いざというときに集まれと思うことであれば、そう心配することはないと思うん

です。ただ、頭だけが動いて下のほうに目を向けなくなっちゃうといけないので、常に関心を持って、先程の話にもあるように、中大の出身者の講師を招いて、講演会をやるとか、そういう努力は常になければいけないけれども、集まりが少ないからあるいは会員の人数が少ないからといって、私は決して悲観することはないと思っています。

ただ、昔は研究室では合格者が多かったために、そこらへんに声を掛ければ、ある意味ではパッと集まる。あるいは組織強化ができた時代があったと思うんです。今はそういうことが無くなって、むしろ出身予備校のほうに重きを感じるような時代になってきたことを考えますと、やはり最少限、中大法曹会として毎年一月初めに合格者の発表がありますが、予備校でも合格祝贺会を大々的にやっていますでしょう。あれの向こうを張って、中大出身者全員を招待する。この頃は研修所に入る前だからまだ喜んでいる。研修所に入る前に中大法曹会が合格祝贺会を主催してやる。住所は大学に聞けば分かるのでしょから。研修所を

終わってから、これは法曹として会員ですから歓迎会をやる。これは当然ですが、そういうふうにはやったらどうかと思います。

それから、ついですからもう一つだけ申し上げますが、どういう活動をするかという中で、やはり中央大学があって、中央大学から合格者が次々と出ることによって、この中大法曹も発展していくんです。それが一番の根本なんで、仲間のOBと懇親を図るといことは言わずもがなで、当然のことですけれども、その次に大切なのは、後輩からどういう形で合格者を出すかということ、先程の鈴木先生のお話の点ですが、やっぱりああいう事業に中大法曹会が力を貸す、そのために中大法曹会は発展すると思うんです。それが一番大きな分野でしょうね。大学の発展に寄与し、大学に対する発言力を持つためにも、それなりの人材を大学、その他に送るといことも、それも合わせて必要でしょう。われわれの中大、いわゆる法科の中大の名前を、益々伸ばすための努力を、中大法曹が率先してやるということが一番大切だし、一見無関心と思われていて、会合に來ない中大のOB

の法曹も、そのことを一番重要なことだと思っ
ているはずだし、そのことをやっぱり期待して
いるのじゃないでしょうか。それが大事だと私
は思うんです。普段何のお手伝いもしていな
い人間が勝手なことを言っ
て悪いのですけれども、それだけしかないよ
うな気がいたします。

■幹事は代表選手である

猪股 幹事は代表選手だという意識をもつて、
代表選手らしくやっていただきたいと思っ
ているのですが、この点について諸先生方如
何ですか。

鈴木 今の話しに関連して、参考までに申
し上げますが、ここ数年ぐらいだと思いま
すが、大学主催の司法試験合格者祝賀会が
持たれております。その前は大学のほうは
学研連は学研連で各会がそれぞれやってい
るだろうし、それでよかろうということ
で、大学主催の祝賀会は行われておりませ
んでした。昨年も大学主催の合格者祝賀会が
行われたのですが、そのときに八十何名の
合格者のうち、出席者が三十数名ぐら
いしか出席しないわけです。

増田 三五名だったです。

鈴木 例年、合格者の出席は大体その程度
なんです。そういうことも、やはり問題
があるのではないかと、それから、これは非
公式に中津事務局長に雑談的にお願いして
いることですけれども、執行部としても北
村先生がおっしゃったように、現実には、一
生懸命、薄謝、お車代、コピー代程度で
ご努力願っている若手に対して、中大法曹
会として、年に三、四回程度、若手中心の
会を主催して、そして現状報告をし、激励
するといいますが、頑張っ
て欲しいとお願
いをする、そういうことも含めてやってい
かないと、中大法曹会はあるけれども、私
とは関係ないやという感じを強くもたれる
のではないかとという印象を強くしておりま
す。

■法学部のカリキュラムの改正について

野宮 鈴木康洋法職委員のお話に関連して
お話ししようと思いましたが、いま北村先生
の発言の内容は、私の言いたいことを半分
以上言っていたいただきました。中大法曹会の

現在の法職教育検討委員会は、中村茂八郎
会員が委員長で、たまたま司法試験平成三
年度発表の直後でしたか、委員会を開きま
した。その席で、法学部のカリキュラムの
改正問題というのが、いま大きなテーマに
なっております。その過程で若手法律実務
家のマンツーマン方式に近い一クラス二〇
名程度の司法演習講座を考えているので、
是非法曹会から人材を送り出す準備をして
欲しいという申し出が、法学部のほうから
も来ております。現実には、本年一月二八日
に、大学問題委員会、法職講座運営委員
会が合同で、法学部長以下六名の教授のご
出席を戴いて、カリキュラム改正の問題につ
いての説明と意見の交換をする予定でござ
います。その過程で、法職検討委員会の
中では、鈴木康洋先生の報告を聞いて、現
在行われているチューターの派遣とか、講
師の派遣などについて、是非法曹会に協力
してもらいたいということでございまして、
その具体的方法を論議したところが、法曹
会というのは、司法研修所を出てからが法
曹会の会員なんです。ですから法曹会の潜
在的なメンバーではありますが、合格者は

会員外なんです。そこに一つの盲点があるわけです。それから現在までにチューターとか講師、それから駿河台記念館にある研究室の指導委員、いわゆる里親制度というのを考えようではないかということが具体的にしておるようですが、そういう指導者はどうやって探し、どうやって依頼をするかという問題がありまして、そうすると従来は一本釣ということで出来ましたが、その方法だと学研連六団体の合格者が先輩とも直結しておりますから把握しやすいということでもやってきたんです。それがもう限界に来ておると。というのは、平成三年は八一名の合格者です。そのうち四割の三二名が学研連の合格者です。五〇名は学研連以外の学生の合格者です。その中には学研連の会員である者を含めて、いわゆる予備校に行った人もいるのですね。それらの人達を、合格者をどのようにして大学が講師とかチューターということをお願いをできるかという点について論議しましたら、どうも中大法曹会が一つのパイプになって従来から手の及ばないところをアプローチしなくちゃいけないのだという方向になって、

いま執行部は考えております。一つの例として、早速いまお話の合格祝賀会というものが議論になりました、合格者を全員お呼びして、法曹会としてお祝の会をやったらどうだろうか、先輩や若手の者にてできるだけ集まってもらって、合格者祝賀会をやったらどうだろうか、これを現在考えております。丁度一二月四日中大法曹会の幹事会兼忘年会を実施しましたが、そこできただけお呼びしようと、これは実際に呼び掛けました。実際は、五名ほど出席されました。それからたまたま大学主催の合格祝賀会を多摩でやりました。私も猪股さんと一緒に行って諸君に話をしました。あのときは六〇名位来ていました。

猪股 前はですね。

野宮 私は、この諸君にも、挨拶の機会に、中大法曹会としては是非こういうことをやりたいから、そういうときには参加してもらいたいという発言をさせてもらったんです。タイミンがは具体的にいつやるかということを協議していますが、研修所に入る直後とかいうタイミンがいいのじゃないかというのが、中津事務局長ともご相談し

ながら、いま考えている一つの例でございます。そういうことでございますので、是非先生方の貴重なご意見をこの際出していただきたく、大学の法職講座、それから法学部カリキュラムの体制についての、指導員の派遣などについて具体的に協力いただければ有難いと思います。

松井 合格者の激励会、祝賀会の問題は、いろいろ経過がありまして、古い時代には中央大学自体がやっておったようなところですが、いわゆる法科万能主義といったようなものに対して、万能主義じゃないのだけれども、どこかに一種の嫌味みたいなものやなんかがあって、そのうちに大学自体が祝賀会をやるといような形態がずれてきたわけです。私が研修所の教官になったのが一六期の後期と、それから一七期、一八期、一九期を持つようになるのですが、一七期の教官になったときに、大学はお祝いの会をやっていないなかったから私は研修所の各クラスを連合させて、自らお祝いの会をやるような形を神田でやって、そこへわれわれは金一封を持って行って上げるといやり方をやりました。その後、今の状

態というのは、学研連がお祝いをやる。学研連がお祝いをやると三十何名とか、今年のあの状態です。それから大学でまた向こうでやる。そうしますと指導者になる法曹の先生方は、いわば法曹として中堅どころになって非常に忙しいわけですね。学研連がまとめてやろうといったのも、たとえて言うくと、学員会の副会長をやっておりまして、学研連の団体が幾つもあった、その一つ一つに回って行くのが大変だからというので、学研連でまとめてやるというので、やるのと、また、しかしそれはそれで、大学も研究室でもやるでしょう。だからそのお祝いの会のやり方というものは、よほど考えてやらないとすつきりかないのじゃないかと思えます。

それで研修所を終わって社会へ出て、社会の一般の人と手を握っていくという行き方が必ずしも(笑い)これは私だけかも知れないけれども、中大の人達はうまくないと言いますか(笑い)、それではみんながそうかと思っ行ってみると、やっぱり伸びている人は非常に上手にそういうことをやっている。その辺のところを研究室とその他で、研修所へ入った諸君に、本だけ読んでおるのが弁護士として、あるいは判事、検事でも同じだと思っのですが、大成することじゃないのだということを先輩が教え込まなければいけないのじゃないかと思っているんです。

しますといわゆる学研連が合同して祝賀会をやるにしましても、これは六団体だけなんです。そうしますと六団体以外の研究室に入っている方は、その各研究室独自に祝賀会をおやりになっておるかどうか分かりませんが、もし、独自に合格祝賀会をやっておられないとしますと、その関係の方と、広い意味での研究室と称されるものにも所属されていない方の合格者が全部欠落するわけです。それを全部含めていくのは中大法曹会しかないわけですね。ですからそういう意味も含めまして、執行部として真剣にご検討をたまわりたいと思っます。

猪股 関心を持たせて、継続さして参加させるということですね。

鈴木 そうです。

猪股 組織作りをしなければならぬということですね。

神 おっしゃるとおりですね。私は、実はどの団体にも属していないし、予備校にも行かなかったんです。言うなれば一匹狼の中大生なんです。弁護士会の中でいろんな仕事をする中で、いろんな方と知り合うことができ、そして弁護士先輩の先生と

話ができるようになって、今度は中大法曹会へ来なさいということでも来ました、うまく網に入れないと、いろんな会合が開かれても、一人ぼっちという状況になってしまわうわけですね。

稲田 今の話に関連しますが、合格直後の祝賀会も結構だと思いますが、弁護士になってからの二、三年ぐらいの人達に、PRを兼ねてそういうところに参加してくれという呼び掛けをやるのもいいと思うんです。一つは広報活動ですが、どのくらいの人が集まるかということはあるにしても、そういう活動の一環として若い人達を吸い上げる。そういう人達も、何かやってやりたいという気持は持っておられるはずですよ。法職過程もその一つですが、それ以外の一般学生に対して、文化祭であるとか、クラブでどういう活動をやっているか、たとえば町に出て法律相談をやるという企画も中にはあると思うんです。そういうところとタイアップして、若い人達に、こういう行事をやって、法曹会で後援しているから参加をしないよというような形で、広報活動をやる。全員に出さなくても、もうこれは

三年目までとかいろいろな活動であれば、そう金をかけなくてもやれる範囲は幾らもあるのじゃないかと思えます。

■ 広報誌の発行回数と横の連絡について

猪股 有難うございました。広報活動について、先程深沢先生のほうから、広報活動の強化という意見もありましたし、稲田先生から違った面から提案がありました。いま私たちの広報活動と言えば、二年に一回の「中大法曹」の編集を会報編集委員会でやっております。それ以外は格別のことをやっております。

学員体育会では、毎年一回、南甲倶楽部では機関紙を年四回も発行しています。私たちの広報活動が、会報編集委員会がやっているようなやり方だけで十分なのかどうか、世の中は目まぐるしく変わっていますし、大学のほうも変わっているから、そういうことのためには、薄くてもいいから木目の細かいものを頻りにやって行く必要があるのではないかなということを考えますけれども、これについて、幹事長は如何

ですか。

野宮 司会者の猪股先生は、会報発行の責任者をやりましたし、四〇周年記念行事実行委員会の記念特集号編集部長を担当しているわけですし、先生年来のご主張であることは承っており、趣旨としてはよろしいことだと思っております。差し当たり、当面、今年度は四〇周年記念で、今年五月をめどに特集号(第十三号)発行の計画がありますし、それから平成四年度は、平成五年の五月の総会に、通常の会報を第一四号として、これは一〇年前の三〇周年のときも同じだったわけでございます。今のご趣旨は、更にこれを強化する意味で、毎年発行、それから中間で薄くてもいいからお話でございますから、これは考えてもいいのじゃないかと思えます。いわゆる「中大法曹会ニュース」というような斬新な感じのものは考えてもいいのではないかという気はいたします。今後はこの辺の編集方針を、もう少し目的に沿ったコンパクトなものしながら、総合的に考え合わせて予算面でも関連して検討をしたいと思えます。

鈴木 毎年会報を出していくことになりま

すと、財政上の問題、委員会の構成問題とか、いろいろご苦労も多いと思うのですけれども、大学の現状がどうなっているか、学部改革の問題、それから大学院の改革問題も現実化しているわけです。そういうことについて中大法曹会・大学に関心が強い先生方でも、今どういうことが行われているのか、分からないというのが実態なんです。それで、大学の広報誌である「HAKUMONちゅうおう」に学部改革の問題について、まだ中間的なもので確定には至っておりませんが、広報的には出しているわけです。今度は大学院の改革問題が現実化するということで、高窪教授が大学院の法学研究科委員長に就任されて、即刻現実的検討を行い、平成三年一月六日付のものですが、討議資料として、「大学院制度の改革に関する問題点」のとりまとめを行っておられます。恐らく、これをベースにして、今後いろいろ大学院大学の構想を練って行くのではないかと思います。現実化に向っているようなこともありまして、そういったように大学の現状についても、会員の方々にご理解いただく意味で、特別

版を出すというのも一案ではないかと考えております。

猪股 増田先生、どうぞ。

増田 先程、神先生がおっしゃったのは、自分は一匹狼といえますか、いわば学研連出身ではないということなんでしょう。

神 はい。

増田 今までのお話で、法曹会の会員が多いのに、あまり参加しない会員が多いのは、学研連の出身の方でない人が、横の連絡がないとか、学生時代の仲間がいないということまで出席されないだけで、関心がないわけじゃないと思うんです。今日の出席者の先生方を見ても、みんなどこかの研究室の出身の先生なんです。だから研究室出身でない方も、何とか参加していただくような方法を考えないといけないのじゃないかと。去る一〇月八日の四〇周年記念行事などは、二〇〇人以上の会員のうち、一割程度の二四〇名ぐらいしか参加していない。あれだけ呼び掛けて一割というのは、困ったものだと思っっているんです(笑)。だから神先生のような人は貴重な存在で、できるだけ学研連以外の先生方にも参加するように

働きかけたほうがいいと思うんです。

中津 研修所を卒業して法曹になる人も、

中大在学中は横の繋りは少ないわけですから、研修所の同期生ということで、同期会を作ってもらって、それを法曹会でバックアップする。各期ごとに中大法曹会を作っていけば、別に研究会ということで繋っていない人達も、同期生として集めることができる。しかし修習生にただ任せておいたのではなかなかうまくいかないから、法曹会がバックアップするという形で、各期の会を積み重ねていけば、しっかりしたものができていくのではないかと思うんです。

鈴木 これは二、三年ぐらい前からみんな切れちゃったんです。実は先程の話に戻るけれども、指導担当の若手を糾合するという意味で、東京周辺の修習生に幹事役になってもらい、連絡を密にして、チューターの派遣に協力して欲しいということ、二期ぐらいまでは、うまくまとめ上げるような形で、いろいろやっておったけれども、その時々の人材といえますかね(笑)。

中津 大事ななのは世話人です。

鈴木 世話人になる人がいませんかのうま

くいかないんでね。そういうことですから、中大法曹会として、正式にバックアップ体制を取っていただいて、飲む話はあんまり健康的じゃないかも知れないけれども(笑い)、たまには寿司でもつまみながら、懇談するといったような機会の中で、うまく横の連絡を取っていくことも、現実的にやるべきではないかと感じております。

稲田 そのことに関連するのですが、松井先生が教官のときに、ぼくら一七期もお世話になったわけですが、先生のお話のとおり、私どもの時から大学主催の祝賀会が無くなってしまったんです(笑い)。それで憤慨しまして、一番多く受かった年でもありましたので、各クラスから代表委員を出して、委員会を作ったわけです。中津先生なんか旗ふりをやりました。松井先生が扇動したのかも知れませんが(笑い)、大学でやってくれないなら自分たちでやるという事になったわけです。そこで確か各クラスの委員会が協議をして、謝恩会という形ですることにしたんです。先生方のお蔭で受かりましたということで、総長以下全員に招待状を差し上げたわけです(笑い)

これで大変な金が集まったわけです。多分それまでの祝賀会の中では一番盛大なものになったと思います(笑い)。

松井 ぼくはY君に、君、連絡取って、やれって言ったんですよ(笑い)

稲田 それでいい意味での効果といえますか、副次効果が、今も話題に出た横の連絡がものすごく密になったと思います。今でも一七期は結束をしているのですが、そういうことを契機として、いま鈴木先生が言われたように、まとまっていく必要があるかも知れません。

■会則の目的を達成するため に若手が確保されているか

猪股 会則では「中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする」というたいへん高い理想・目的が掲げられております。最近の中大法曹誌には「発達」と書いてあるようですねけれども、これは「発達」が、いつの間にか「発達」になったので、間違いでございますので、訂正していただきたいと思えます。

いま大学問題委員会と、法職教育検討委

員会という二つの委員会が、この目的に向けて検討し実践活動をしているわけでございます。法職教育検討委員会では、法職講座を中心に法職教育について強力なバックアップをしているという評価ができるだろうと思えます。一方、平成五年四月には法律学科の授業科目が大幅に改正されようとしています。その中で、これは法律専門科目として、憲・民・刑の司法演習、それから七科目の特別講義に若手法曹に講師をお願いするという案が出されております。これについては、法職教育検討委員会でも検討されることになると思いますが、具体的にいうと、どのくらい若手が確保される見とおしですか。

鈴木 実は過般、カリキュラム検討委員会のほうで、大体の大筋の改革案は、教授会を通したらしいんです。ただ、細かい点になりますと、まだ正式に皆さんに配付申し上げる段階にない……。

依田 これはもう来ているでしょう。

鈴木 いや、いや。

依田 僕はみているけど。

猪股 それは「H A K U M O N ちゅうお

う」でしょう。九月二〇日に策定していただきます。

鈴木 策定して、それがまた変わるとかいふ話があるようなんです。そういう意味で申し上げたんですけれども、最終案としては、ほとんどそのとおりになるのではないかとということなんですけれども、カリキュラムの問題について、特にわれわれの一番の関心事である法学部法律学科のカリキュラムの中の、必修科目をどうするかということについての議論を早く詰めて、結論を出そうという段階にまで入っているようなんです。問題は、その中に司法演習という形で、OBに講師を依頼して、そして一年の後半から二年にかけて、半年ぐらいのペースでこれは、正式な単位になるわけです。単位は二単位をもらえるようですけれども、そういうようなことを現実的に、来年の四月から実施に踏み切ろうということで、大綱はほとんど決まっておるわけです。そういう意味で、法学部長のほうからも、内々、いづれ中大法曹会のほうに講師の派遣について依頼を申し上げることになるので宜しく、というお話をいただいているわけです。

ただ問題は、いわゆる若手法曹というような意味での位置付けだけなのか、司法演習といいますが、どういう演習をやるのか、憲・民・刑を全部取れるのか、あるいは憲法なら憲法、民法なら民法だけに絞って受講させるのか、そういう細かい議論がまだ正式に詰まっていないみたいなんです。ですからその辺のところが、大体ある程度はつきりした段階で、どの程度のクラスといえますか、どういう人材を派遣したらいいのか、その制度の趣旨に合った形で検討をしていきたいと思います。難しいのではないかとということで、具体的な議論に入っていないわけです。ただいえることは、少なくとも来年の四月から現実的に司法演習というものを、正式なカリキュラムの中で講座を持つということになりますと、夏場前にある程度講師の候補予定者を決めまして、それで教授会なり、しかるべき教授との間でいろいろと議論を詰めながら、どういう講義にしていくなのか、どういう位置付けでいくのかということ、検討をして行かなければいけないのではないかと思います。いきなり四月になって、「はい、お前行っていい」

じゃ、バラバラになってしまいますから、このような作業も恐らくは、大学問題委員会や法職教育検討委員などで正式に話が出ると思うんです。ですからその辺に対する中大法曹会としての司法演習取組についての意見なり、考え方をある程度集約していただいておりますと、いざ出発のときに非常に難しくなるのではないかと思います。

猪股 先程、北村先生が数が多い悩みだということを言われましたけれども、だから幹事なり、また選ばれたチューターは、代表選手という位置付けになるだろうと思います。代表選手というのは、常に、いつまでも代表選手じゃなくて、ときには後進に道を譲るといふ意味で変わってやらないと、マンネリズムがいつのまにか支配する、情性に流されることも配慮しなければいけない。特に法職教育検討委員会、法職講座については、有能な若手を全部網羅しながらこれを登録する。そして二年に一回、または四年に一回投手を交代して次をあてる、そういう組織づくりを検討する必要があると思われませんが、如何でしょうか。

松井 それは研修所の教官と同じじゃないですか。

猪股 はい。

松井 三年以上はやらせないで、一年では経験が足りないよ(笑)。

鈴木 大学側では実務法曹をお願いするわけですから、それぞれ大変お忙しいであろうから、二年、三年にわたってお願ひ申し上げることはとうていでき得ないだろうと、従って半年なら半年お願いして、投手交代しながら、あるいはむしろ一期ぐらいは留任でもいいんでしようけれども、サイクルで回していこうというのが基本的な考えのようなんです。ですから、やはり講師陣の裾野をきちつとしておきませんと対応できなくなってしまうので、これは非常に深刻な問題が出てくると思います。

これは後で議論になるのかも知れませんが、特に学部改革の中で、国際法律学科の定員を一六〇名にしたという原因が、従前の法学部の正式な定員が八〇〇名なんです。文部省の関係で臨時的に一六〇名増やして九六〇名になっているわけです。そうするとこれは臨定ですから放っておきま

すと、いつの日か八〇〇名に減らされる可能性があるということも背景にあるようにございます。それで新学科を新設して一六〇名にして、それで八〇〇名は従来どおりの位置付けになっておるようでございます。この八〇〇名を対象に司法演習を全部やるという事は、これは当然不可能なんです。従って、現在考えられているところは、大体八〇〇名の中の一五〇名程度、一クラスを一〇人か一五人にするか、多くても二〇人だと思っんですけれども、その程度の人数のクラス編成をして、司法試験合格に向けて強力なリードをしてもらいたいというのが、大きな趣旨のようです。

■若手は法職教育に協力する姿勢を持つているか

猪股 中津先生は昨年まで法職教育検討委員会委員長ですが、その場でやはり若手法曹は、法職教育について協力をしようという姿勢がありますか。

中津 基本的にはございます。現在中大法曹会の法職教育検討委員会が、法職講座の下請機関みたいな形になっておりまして、

今年度中村茂八郎委員長が就任しています。現在、丁度曲がり角みたいなどころになっていて、単に法職講座を応援するということを超えて中央大学における法職教育のあり方そのものをどうするかという高い次元の話に移っていくことになると思います。そういうことにどれだけOBが協力できるかという議論が中村茂八郎委員長の下で委員会活動としてグッと動いていくと思います。

鈴木 法曹養成大学として如何にあるべきかという位置付けで検討がなされているのではないかと。そうなりますと当然大学院の改革問題も視点に入ってくる可能性があるわけですね。

■大学問題委員会は諮問を受けて意見を出すだけでよいのか

猪股 さて、ここで大学問題委員会について触れましたけれども、元は特別委員会として、大いに関心を持って、松井先生などが中心になってやっていただいたわけです。その後「特別」を取って常置委員会になっ

て久しいのですが、これは諮問を受けて答

申するというふうになっているやに考えられますけれども、委員会が自ら大学問題について、調査したり検討したりして活動をし、機能を高めるべきではないかという意見もございます。当初の特別委員会の頃の活動を踏まえて松井先生にお話しいただきたいと思います。

松井 当時は諮問に応えるという形を取っていた。丁度その頃で言いますと、大学は問題をやらんでおって、例の学生騒動やこれを越えた問題で、これをどういうようにやっていくべきかという意味で、大学問題委員会ができたのです。そこで、諮問に応えると、そのためにはどんだん常置委員会を開いて、法学部の教授やいろいろな方に来ていただいて、実体を調査して、そして意見を出すという形だったのですが、それに尽きる問題ではないのですが、みんな忙しいわけです（笑）。要するに自分の仕事をこなしていくという立場と、そういうこととの関係で、どの程度にこなせるかという問題であって、もちろん目を光らして、諮問以外のことについても、委員会自身がこういう問題点についてどうだということ

で意見が言われるぐらいに構成されれば、もちろんそのほうがベターだと思うのですがね。

■今後の大学問題委員会のあり方について

猪股 今度二八日に大学問題委員会主催の会合がありますが、現在の執行部は、大学問題委員会に対して、どういうことを中心に諮問を出されたのですか、幹事長が考えておられる「これからの大学問題委員会」について、幹事長から発言をお願いします。

設楽 その前にちよつと発言させて下さい。

猪股 それでは設楽先生どうぞ。

設楽 私が引き継ぎましたときは、大学問題委員会は諮問を受けてやる、ということに引継を受けているんです。それは何故かと言うと、いま言われた大学の騒動問題の後、一〇〇周年事業があったでしょう。それに対する答申にかなり時間をかけていて、それがいつの間にか諮問を受けるという形で定着をしていたようなんです。ですから私も、先生方からいろいろな意見がありまして、既存学部の改革についていろ

う大学でやっているけれども、われわれはできるだけブッシュしようじゃないかと行って、当時法学部長の外間先生あたりに申入れても、今検討中で近くまとまる見込みなので、もう少し待ってくれと言われたんです。ですから大学問題の委員会は、やれないわけです。今度は、改革案がきまりましたから幹事長に大いにやってもらいたいと思います。以上でございます。

野宮 設楽幹事長から引き継いだときに微妙な時期でありまして、四〇周年記念事業のこともありましたので、時間としまして、頭がなかなか回リませんでした。副幹事長や事務局長がしっかりしておりますので出来ました。結論から言うと、現在の執行部は就任早々諮問を出しております。その問題点は三つございまして、(一)は「現在法学部が進めている学部改革試案について法曹会としての意見はどうか。」ということが一つであります。これは法学部の改革問題で、カリキュラムを中心とするテーマでございます。(二)番目に「大学が創設準備を進めている新学部(総合政策学部)の教育内容とこれに対する財政負担について、

法曹会としての意見はどうか。」これをや
ってもらって会員に新学部の普及をしたり、
ご意見があれば必要に応じて意見を具申す
る答申をして欲しいということでありまし

三番目は、冒頭で司会者がお話になりまし
たような「中央大学基本規定」、いわゆる
寄付行為に関する研究会を、小委員会を組
織してやっていただきたいということでご
ざいます。総長・常任理事・理事・評議員、
特にその選任方法についての問題が多いと
いう点も述べ、これについて、法曹会とし
て検討すべき点はないか。としております。
その中で、特に「法学部のカリキュラム
の改革問題」を中心として、就任早々、昨
年の何月でしたか。

増田 九月二〇日です。九月二〇日の第一
回委員会で、各委員会の委員長、副委員長
を決めるときに諮問したということです。
野宮 諮問の日はそのとおりでございま
す。それからいま申し上げようとしたのは、
就任早々七月九日に、駿河台記念館にて、
当時の、外間法学部長以下六名のカリキュ
ラム委員である教授の皆さんから、説明会、
意見交換をしたいというので、中大法曹会

の執行部と、合わせて司法研修所、現・元
弁護教官十五名が集まりまして、意見の交
換をしたことがあります。

カリキュラムについては非常に問題が多
いようで、後で詳しい方へ話をお願いした
いのですが、法学部内のカリキュラムの改
正検討委員会というのがあったのでしよ
うか。

鈴木 あります。

野宮 今でもあるのでしょうか。

鈴木 あります。

野宮 この中に法学部法律学科の学生、現
在は、臨時増員を含めて九六〇名のうち、
司法試験に合格するのは一〇〇名内外であ
り、その外の学生・卒業生は（就職のため）
企業のほうを向いている、あるいは行政庁
を向いているから、司法試験のコースばか
りを考えておられないというふうな、ご尤
もと言えどもですが、われわれは伝統
ある母校の後輩に法曹のよき後継者を求め
たいという法曹会の立場からすると、いさ
さか心細いようなご発言がありました。も
う少し鈴木康洋先生のおっしゃった司法コ
ースという面に力を注ぐ必要があるのじや

ないかという意見も申し上げたことがござ
いますので、その延長線で意見交換をやる
というのが、今度の一月二八日の意見交換
会ということです。

猪股 いま幹事長からお話ございました
けれども、中大法曹会が大学に提出した意
見書というのは、大分具体化されてきてい
るわけです。「母校創立百周年記念号」は
一九八五年（昭和六〇年）五月の発行にか
かるものでございますが、これは当時、大
学問題委員会が精力的にいろんな部会を開
いてまとめたものです。これが提出された
ときにはなかなかはっきりした対応とい
うか、反応がなかったわけですね。ところがそ
の後、教職側、法学部教授会で真摯に、真
剣に検討を重ねた結果、意見書のかんりの
部分を取り入れて、現在の新学部創立や法
学部改革に生かしているということが言え
ると思います。そこで、意見を出した大学
問題委員会とすれば、諮問に答えた意見が、
どのように生かされているか、どのぐらい
具体化されるのかを見守っていかなければ
ならないと思います。そのために、年に一
回以上教授との交換討論会をやらなければ

いけないというような意見もございます。

そういう意味で、大学問題委員会は、諮問ばかりじゃなくて、日常活動を通して積極的にすすめていく必要があるという気がするわけです。今度諮問された三つの問題が、

「法学部のカリキュラムの検討」、それから「総合政策学部の内容について意見交換をする」。それから「基本規定の改正についての問題」とくに「評議員の選任、それから選出方法」、ということなんです。

今たまたまこの中で二つが具体的に変わってきたわけです。三つ目が「中央大学基本規定」、つまり「寄付行為」の改正問題について検討することになり、いま、学校法人中央大学理事会のなかに、検討懇談会を設けましたが、繩稚先生、これについての将来的な展望といえますか、中大法曹会がまず検討をする前に、さわりの部分でも発言していただきたいと思えます。

繩稚 基本規定の改正問題についてこれから検討をしていくわけです。先程猪股先生が言われましたように法人理事会の中で、まず問題点を整理・検討して、そこから始めようじゃないかということになりました。

具体的には確かにいろんな問題があります。

評議員の数、選任の問題、あるいは決議機関か諮問機関か、その他収益事業のことについても、私立学校法は収益を目的とする事業を行うことができるとあり、基本規定は収益事業を行うと規定しています。早稲

田大学はホテルを建てて収入を上げるとかいらわれています。中央大学の入学金等の収入が約二〇〇億円あるが、人件費が同じぐらい出て行く。こういうような財政の不健全性を直さなければならぬ。そのため化を図るかという、いろんな問題もございまして、収益事業を出版業と生命保険業務に限定していることや、学校会計の予算は、別個の会計に区分せよとか、いろいろ細かなことも改正すべき点として多くあるわけです。それを何も手を付けないでほったらかすのはどうかということで、理事会の中に学校法人中央大学基本規定（寄附行為）検討懇談会（委員十一名）を設置してそこで検討していこうということ、本年一月二〇日の午後三時に、この記念館で第一回の会合をやるわけです。

なにをやるのかといいますと、まず問題を拾い上げるということで、それができたら、それをどうするか。概括そんなようなことで、これは猪股先生が説明されるのが筋だと思えますが、私から説明しました。

■評議員問題について

猪股 有難うございました。そういうことで評議員会についてもいろいろ問題がございまして。評議員の選任の問題についても、いちどなつたらなかなか辞めないということとで人事が停滞する。後進がやりたくても全然ポストがない。更に二〇〇名じゃ多すぎるという意見もある。どういうふうにこれを改革していくかと、これは大きな問題としてクローズアップされています。設案先生もそれについて意見もございまして、評議員の問題についてご発言いただきたいと思えます。

設案 評議員問題は学員会や評議員会でも出ております。地方の先生がおっしゃることは大学の入学試験問題がむつつかしく、二代続いて中央大学に入っている、三代目は駄目だと拘子定規にいわれてもそれは

困る、そういう場合はとにかく後で落っことしてもいいから入れてくれる制度がつくれないかというようなことで、大分ご不満のある向きもあります。しかし、いま編集委員長が言われたように変わらないうです。その点がやはり一番問題だろうと考えております。それから同時に新しく起きた問題は、各卒業年度の同期会といいますが、支部会ができて、最近、去年卒業ですか、一昨年と、一つ二つで始めました。かなり人数が多いわけですが、そういった人達の発言力、活動力の可能性を評価し、このようなグループを含み、若い働ける人が評議員になれるようにしたらいいんではないかというご意見があるんです。ところが現実ほとんど大きな支部会で、そのころはいつも指摘されておりますが、法曹会、南甲倶楽部、体育会といった大きな支部会が、握ってしまっているといわれているわけです。

しかし評議員の選任方法を改めるということは、事実上大変なことで言うべくして極めて困難といわれております。私が密かに考えておりますのは従来の方法を急変す

ることは無理として、地方の意見を吸収するため、地方の職域団体、地域団体を八ブロックなら八ブロックに分けて、そのブロックから何人かを交代で出す、たとえば、日弁連の副会長ですか、地域によりブロック別に副会長が選任されることがあります。そういうような何かルールを作りまして、万遍なく各地域の支部会から交代で出す、そうすれば案外公平感が持たれるのじゃないかという感じを持つわけです。そうなる」と既存の法曹会、南甲倶楽部、体育会、その他が、総員二〇〇名の枠内でやりくりしなければならぬ。これがまた大きな問題じゃないかと思えます。それにプラス今まで評議員の地位でおられた先生が、急に辞めるということは非常に寂しいことは分かります。従ってそれを待遇する意味で、名誉評議員というような制度を作って、処遇することはできないかという議論があります。大学当局も各大学の基本規定を取り寄せ調査しているようですが、そういうシステムでやっている学校は確かにあるんです。それで、名誉評議員は、大学ではそれを依頼すると、何を依頼するか分からないけれど

ども「大学として処遇する」旨を規定してものもあって、それぞれ苦勞されておるわけでございますから、先生方の英知を頼りにしておりますので、名案を工夫してもらいたいと思います。

猪股 依田先生、評議員についてシャープな意見を、どうですか。

依田 これは七〇歳になったら辞めるといふことです。こういう意見はまずいかな。
中津 いや、それは立派な一つの卓見ですよ。

依田 そうなると私ももう二、三年で終わりですけどね。

設案 やつぱり八〇歳になったら辞めるとか決めるといいわけですね。

松井 再選をしないということですね。

設案 何かそういうことがあるみたいですね。

依田 いや、八〇歳じゃ遅いですよ。それでは若い人は入れないですよ。若い人を入れるには、七〇歳になったらもう再選されないということが、最大の方法でしょうね。私は実は一弁の評議員で、年取った先生に辞めてくれといつても、なかなかうん

と言ってくれないで苦勞したことがあるんです。だからもうこれは定年制を設けるしかないです。教授のほうは七〇歳になると定年になって評議員になれませんか、学生のほうもそういうふうにするべきだというのが私の意見です。

■ 学員会協議員会の 活性化について

猪股 それではここで学員会・協議員会の活性化について、さわりの部分に移りたいと思います。学員会の幹事、いわゆる協議員を現在は八〇〇名まで増やして、そして活性化を図ろうとしています。この活性化も問題です。これもなかなか交代ができないので、やはり若手を登用するために増やしたという一つの経過があります。松井先生は学員会の副会長も経験され、会則改正の問題も手掛けてきましたが、そういう経過だったわけですね。ところが増員したからといっても、最近の学員総会、協議員会ではそんなに出席者が増えていないというのが事実であります。これは中大法曹会と全く同じことだと思うんです。ですからやは

り協議員会の活性化を図る。そして機能化させる。そのために中大法曹会が推薦した協議員には、ただ出してやる、推薦するだけではなくて、協議員を通じて学員会そのものを活性化する、そのために、いろんなことをやらなければならないということですが、この点について、事務局長はどういうふうに考えますか。

中津 私も一〇年以上前に協議員にしていただけまして、協議員会には余程のことがない限りは出席しているのですが、出てみても、参加する喜びがないんです。先輩のほうから全部スケジュールが決まっております、会議進行中思いつきで手を挙げて、「はい」と言っても悪いわけではありませんが、あの何百人もいる会合で、仮にその場で自分の考えたことを言ったって、それはとても收拾がつかないでしょう。だから出席率云々、あるいは活性化云々という問題は、やはり私も協議員になった人間に、たとえば、お前はこれをやれとか、こういふことをこうしろとか言っていたら、仕事を与えてもらおうというか、発言する場面を与えてもらわないと、並び大名で並んで

いるだけで、どうしようもないということじゃないのでしょうか。確かに協議員には私どもの世代の仲間が沢山おりますから、そろそろ手を挙げようかといっているんです。たとえば、三〇人ぐらい仲間を集めて、一つの提言をすることは、協議員として可能ではありません。しかしそれを今突然やったら、恐らく混乱してしまつて協議員会が成立しなくなつてしまつてはいかないかという心配もあるのですが。

繩稚 何時でしたか安藤章先生は、「箱根駅伝を強くする会」を取り上げて発言されました。あるいはもつと司法試験に合格させるように、学員会でバックアップしようということなど沢山ございますが、そういう発言は時々耳にするだけで、予算、決算は全部幹事会、常任幹事会で決められているし決まっています、総会だから意見をいえばよいのですが、出て行つても何もすることがない。たとえば中大法曹会に、第一回の定時総会に新しい新入会員をお呼びしますが、ほつておいたら、誰も来ない、ある年度の執行部のときはゼロだったときもあるし、ある執行部のときのように二〇

人も集めたときもありました。協議員会もこんなことを発言したって仕様がないうことで、出てこないのではないですか。協議員会が活性化を目的とするならば、何かをやらせるような魅力ある協議員会にしない限り、法曹会も同じです。出てこないものは仕方がないといってそのままにしておいていいのかどうか、考えなければならぬ問題かと思えます。

中津 今のまま學員に対し大学に出てこいといつても、仲々出てこないと思います。出てくれば出席甲斐のあるように中大学院の体質改善していかないと、積極的な参加は望めないでしょう。法曹会もまさしくそうでございます、法曹会がなかなか裾野が広がっていないのは、新入会員は、それでも曲がりなりに何人かは一度は来るんですけど、もう次からは来ないんです。何故だと聞いてみますと、行っても大先輩ばかりでは、自分のいる場がないと言わぬですね。「いや、そんなことはないよ。一回、二回はそうかも知れないけど、三回、五回と重ねていけば、顔見知りの先輩も出てきて、それで、またいろいろお話もでき

るようになる。それを一年で止めたら駄目だよ。辛抱しなければ駄目だよ」と言うんだけど、まず二年目から若い人は来ないですね。

松井 最低三年は継続しなければ駄目ですねえ。ねばりがあるかどうか(笑)その問題ですよ。

猪股 協議員の活性化については、これは中大法曹会を活性化するよりずっと難しいということが言えようかと思えます。で、今、學員会の常任幹事会では、それぞれ部会を持って、この活性化について検討が進められているということでございます。幹事長としては、中大法曹会推薦の協議員全員の会合を開いていただく事になりまして、まず、その意見を聞いて、協議員活性化のための方策を検討されたらどうかと考えております。

野宮 本部のほうの基本的な活性化の点も是非参考にしたいと思えます。

設楽 私はさきほどの選任評議員の定年の話ですが、定年制も一つの方法ですが、何歳定年という方法ですね。この間、私はブラジルに行つて、ある弁護士に会つたら、

自分は定年で辞めたと言っています。それでまた、ある人はまだ弁護士をやっていると言っています。定年は三〇年間だと言っています。年間定年なんです。遅く入つても、早く入つても三〇年間で終わつてしまうんです。私は若くてやつたから、五四歳で定年ですと言つておられたのですが、評議員の定年の一つの方法で、何回までできると、それと定年とをうまく合わせればいいのではないか。

鈴木 回数制限ですね。

全員 (笑い)

また復活ができる回数制限なんです。

設楽 そうなんです。一回一休みみだけしてですね。

松井 そうなんです。

中津 少なくとも一回一休みするということですね。

猪股 パスした分を他の人にやるんですね。

依田 連続しないと駄目ですよ。途中で辞めて、また復活というのは、良くないです。一度辞めたら大学の事情がわからなくなると思えます。

松井 それはやっぱり基本的に言うと定年

制は結構ですよ。しかし、そういうことをやろうと思つたら、やるほうが知恵を持たなければ駄目です。うちの大学じゃないですが、一億円以上寄付したら校資にすると、校資規程の大学があるんです。校資は、大学の正式行事に招待される、たとえば、卒業式、それから記念会。そういう規定がちゃんと載っているんです。中央大学には一億円以上寄付したって、それを処遇する規定があるでしょうか？校資にしようよと、名誉評議員としようよと、何でもいいますよ。若くて評議員になつた人が能力を持つていくかというよと、必ずしもそうでもないですよ。ぼくは八〇歳に定年にしてもらつたら困るとか、そんなものはないですよ。定年は結構だし、大体が伝統でいうと、いわば評議員は世襲的だったんです。それから古い人が知恵がなくて若い人が知恵を持つていくかというよと、そうでもないんです。それははいけれども、それで定年制に変えていくのは、評議員になりたがるのだから、それは結構なんだけれども、そうしたらその人達をどういうよとに処遇するのか、名誉評議員という制度は、そんなのは学校法

人法にはないですよ。然し大学がしかるべき処遇を考えるのは別問題です。あの多摩の大施設を見に、文部省の役人が来て、何と言つていたかというよと、官学は私学にはとても及ばないと、われわれが丁度理事をやつているときに、それを見て回つて、官学は私学にはとてもかかないませんというのです。だから今度は教授陣が充実して、官学は私学にはかなわないよと、ハーバードは私学ですけどハーバード並みに、中央大学には官学はかなわないよとを文部省に言わせなければ駄目です。だからそれは評議員の資格に定年を設ける。それはそれで結構です。若い人がどんどん出て行くというの結構。しかし、二〇〇名を推したというの、それはそれだけの歴史があり、そのための必然性があつたわけですよ（笑い）。評議員もわかりです。評議員だつてもつと増えていっていいと思います。私はこの幹事会だつて、幹事なんてのは会員の二割ぐらいに増やしてもいいと思つています。何か肩書が付いて、お前骨折つてくれよということだけければ、みんな関心を持たない、熱意を持たないですよ。時

世はどんどん変わつて行つておりますから、だからそのところを考えていつたつていいのじゃないですか（笑い）。
猪股 関心を持たせるためには、やはり肩書が必要だということですか。
松井 それはそうですね。
依田 定年制の問題について付言したいのですが、制度というものはいい面と悪い面とがあるわけです。定年制度もそうですね。ぼくは松井先生を尊敬しているし、年取つておられる先生のうちにも立派な先生も多数いらつしゃいます。そういう人にはやつてもらいたいんです。しかしそうしますともう年取つて大学のことは何もわからなくなつた人にも辞めてもらえないわけですよ。ですから若い人でなくてもいいんだと、活性化なんていうのはいらなんだというよとであれば、何も定年制なんかは要らないんです。けれども、若い者も入れて活性化しなければならぬから、定年制が必要なんだということですよ。確かに定年制にはマイナス面もあります。制度ですからマイナス面はあるんです。だがマイナス面だけを非難してたら改革はできないのです。そう

いう意味ですから、どうか誤解のないよう
にお願いいたします(笑い)。

■会財政について

猪股 さて、先程も会費の問題が出ました。
会費は会財政を支えるものでございまして、
会報を紐解きましたら、当初はポケットマ
ネーで財政を賄っていたと、それが昭和四
八年ぐらいに、会費は一〇〇〇円。しかし、
この会費というのは、幹事になった方だけ
の会費なんです。現在は、会則上ではござ
いませぬけれども、幹事会が発議して、幹
事会の承認を経ると、今は年額一万円とな
っています。これは現在は、幹事以上の会
員についてのみ負担させているというので
す。果たしてこういうことで法曹会に関心
を持たせ、そして会報を発行し、さらに会
活動を活発にできるのか、この会費と会財
政についてお聞きしたいと思います。

深沢 質問にわたるかも知れませぬけれど
も、評議員の活性化の問題に関連して、先
程設案先生のほうから、学員会でも、法曹
会、南甲倶楽部、体育会等が幅をきかして
いるような話がありました。各会のそれ

ぞれ幹事さんもいらつしやるんだろうと思
いますが、学員会の幹事さんたちが、定期
的に協議をする場というか、心を開いて話
合うような場というのはあるのでしょうか。
設案 一般的にはないのですけれども、大
学の基本規定によると役員選任の場合に、
学員会が推薦していくグループがあるんで
すよね。

深沢 それがまた問題ですね。

設案 そういうグループがありまして、学
員会では、この候補者を、まずきめて大学
に推薦し、大学はまた規則によってその中
から選任するということになっています。
そして、候補者の推薦や、選任をするのが、
法曹会、南甲倶楽部、体育会、あとはちよ
つと分らないけれども、大きなグループ
から代表が二、三人ずつ出て、その枠の中
で決めていくようです。

中津 今の深沢先生のご意見ですけれども、
最近はず卒業年次ごとの支部会が出来上が
っていますね。

深沢 ええ。

中津 この傾向が今後ずうっと続いていき
ますと、一〇〇年河清を待つ程でなく三〇

年後、五〇年後になれば、多分、今年度は
何年卒から何年卒のOBが学校を運営して
いく。その次は、何年から何年までのをや
っていくというような形が実現する時代に
なると思うんです。ところが、中央大学の
今日の情勢は、歴史的に見れば、法曹会の
先輩とか南甲倶楽部の先輩が、学校のため
に非常によくやっておられて、その伝統を
いまでも引き継いでおるといえばそれまでな
のですが、どうしても法曹会、南甲倶楽部、
体育会の発言力というのが学員会において
強いということで歴史的産物ではありません
がこの俥でいいのかという問題ではありま
す。

松井 やっぱりそれがあるから学校で募金
をやったって、法曹会はどれだけ集めた、
南甲倶楽部はどれだけ集めたでしょう。定
年制は結構だし、そういうふうなことをや
るのはいいのだけれども、それはそれで、
そういうことが出来るためにちゃんとやっ
て行かなければならないです。たとえて言
うと、佐藤一斉ですか、言志四録の、彼が
昌平黌の先生に任じられたのは何歳のとき
だと思えますか(笑い)。

依田 先生、何遍も同じ話をするんですけど、特別な人は惜しいんです。大学の教授だって、国立大学は六三歳定年、私立大学は七〇歳定年で辞めてしまうのは、惜しいという人は沢山いるんですよ。

松井 そう、そう、そう。

中津 それは裁判所だつて同じです。定年制というのはそういうものですよ。形式的に年令がくれば後輩に席を譲るのが定年制ですもの。

依田 ですからそのために悪い面があるのは仕様がないうんです。全体でどうかということと定年制を考えなければならぬ。と、私は思うんです。

それをしなければ若い者を入れて活性化することはできないでしょうと申し上げているんです。

松井 それはそうですね。

依田 ただ学員会協議員の定年が七〇歳ということは申しあげません。法人の評議員と同じにする必要はないと思っています。

猪股 先程、財政の問題に移るということと話題を代えましたけれども、法曹会の皆さんは財政・会費の問題はあまり好きじゃ

ないんですね。

金員 (笑い)

設案 これに関して一言言わせて下さい。

日法協がありますが、あの会費の集め方は、そういう連絡と兼ねて集金まで全部やってくる団体なんですね。

松井 そういふことももっと知恵を出して行かなければいけない問題ですよ。

設案 そうすればかなり大勢の会員に出してもらえるんです。それで幹事は一万円でも、一般の人はもっと下げていくといいわけです。

猪股 そういふことも一考に値するということですね。

中津 お金の問題につきましては、鶏が先か卵が先かみたいなものがあります。お金を集めて何をやるのかという問題、こういうことをやりたいということ、たとえば、

四〇周年記念行事をやりたいからということとで、皆さんにお願いしたらそれだけのお金が集まるわけです。ただ、会報を出すだけのために、毎年一万円出せと言われたらウーンと首をかしげることもあるでしょうから、その辺のところは考える必要があります

ます。何をやるために、どれだけのお金を集めなければならないかということが重要です。

猪股 現在、会計はどなたがやっておられますか。

中津 会計は次長がやっております。

猪股 現在、どのくらいの徴収率でしょうか。

中津 幹事の方はほとんど、払っていただいているようです。

■予算を計上して事業を執行する時期

猪股 九割方の収納率はあるんですか。

中津 はい、九割方は払っていただいています。

猪股 一万円ずつだったら、三〇〇万は集まるんですね。

中津 ええ。

猪股 かつて五〇名を一〇〇名にし、一〇〇名を二〇〇名にしたように会費を集めるために幹事を増員するというのは本末顛倒だと思います。

猪股 会費を集めています、今も予算制

度を採用していないんでしよう。

どういふ委員会でどういふふうに使うのか、たとえは、先程、法職の關係で、若手法曹を登用するために金を使うと、これもやっぱり予算化を図っていかないと、旧態依然で、ポケットマネー時代の名残りがあると、だからその点も会の組織作りのために、また裾野を広くするためにも、予算化をすすめていかなければならないということが言えますね。

依田 会則で、ちゃんと予算案を作つて、承認していかなければならぬということ載っているんです。しかしこれをやったことがないんです。ぼくが事務局長の時きもそうですけれども、まあ、いや、そんなことを言わずと言つて過ぎちゃっているんですがね（笑）。

中津 予算といへば、こういう事業をやるために、これこれの金が必要だということなのですが、先程来申し上げたように、中大法曹会では具体的な事業活動がはっきりしていないんですから、今の時点では予算化は難しいですよ。

依田 分かります。だけど、会則にあるん

だから、決議はすべきだろうと思うんですね。昨年度の決算どおりでもいいんですけれどもね。

稲田 強制までするのはどうかと思うのですが、郵便物はともかく、会員宛に年に何回かは出しているわけですし、会報も送るとしたら、大方の人は三〇〇〇円なら三〇〇〇円を振り込んでくれと、郵便為替の用紙を、年に一、二回、会報を送るときに入れる。あるいは総会通知に入れるというようなことをすれば、少なくとも五割くらい払い込んでくると思います。同時に払い込んでくると思いますが。同時に払ろうと思うんです。そういう意味があるんです。それから、三〇〇〇円ずつ郵送費が集まれば、ニュース的なものも何回か発行できるだろうと思うんです。だから、そういう意味で中津先生が言われた、鶏が先か卵が先かという点がありますが、一回それをやってみてという感じがするんです。

東舟 の場合、たまたま私の前の事務局次長の石渡さんが、「中大法曹第一号」でしたか、まず送ってくれたんです。そのときは、確か七、八〇万位集まったと思つた

んですが、今回はその五割増しぐらい集まっているんです。前に送つて、また今回も送つてくれた人もいますし、前回送らないから今回送つたという人もいますと思うんです。多分二回もただでもらつては（笑い）悪いという人も多分あると思うんです。だから今回増えたのではないかと、いう気もするんです。

鈴木 法職講座の予算の問題で、実はまだ正式に決定したわけではないんですけども、法職講座の關係の予算が、事務レベルの段階ですが、極めて厳しい査定が出されております。これは一月一四日に正式に出されたようです。その中で法職講座の運営費が数字だけから見ますと大幅ダウンとなつております。恐らく永井委員長が、近々どういふわけでこうなつたかの問題を含めて、担当の常任理事や事務局長などに合つていただくなど、いろいろとご努力を願うことにはなつているのですけれども、総体的に予算が絞られたような形で組まれているやにも承つているわけなんです。ですから、場合によりますと、中大法曹会のほうから、君、行つて頑張つてくれという場合

に、予算化の問題に関連して、多少の補助をこちらから出せるような体制でもあれば助かるかなというようなことを、常々思っているところなんです。

猪股 大分時間も経ちました。五時から懇談会を用意してございます。そこで、どうしてもここで発言しておきたいという方がありましたら、簡単に発言をお願いします。
野宮 財政問題のなかで、いま設楽前幹事長がご発言された、会の集金業務は、現在、日本法律家協会東京支部が、日本学界事務センターを利用してやっております。ここは会報など出版物の発送から会合の通知事務までやっておりますが、一応執行部で検討をしてみたいと思います。経費もかかりますから、中津局長さん、一遍検討してみませんか。

中津 はい。

設楽 お金が掛かるかも知れませんが、これも、昔よく学術討論会というのがありました。PRの一環として法曹会で懸賞金出して、大学の学生にやらしてみろというのも面白いのじゃないかと思えます。
鈴木 常々お願いばかり申し上げて恐縮な

んですが、法職講座の運営の問題につきまして、事務局体制の整備が先生方のご努力で、従前よりは良くなつたんです。人数も確かに増やしていただきました。しかし、その当時はまだ公開答案練習会というものをやっていなかった時代だったわけですが、一昨年から公開答練を新規事業としてやっているわけです。しかも一週間目までに答案を必ず返却できるように、全部採点、添削させて、それを今度は統計を取って、何点から何点までは何名というように、受講生全体の統計リストまで作って、更には、レジュメを作るところから、何から何までやっているわけです。ですから、事務局はアルバイトで、お願い申し上げているわけです。それで、その後はプロジェクトの合格者とでかろうじて回しているんです。駿河台記念館の法職事務室の専任職員は、きわめて変則的ですが室長を含めてたった二名なんです。それで公開答練だけでなく駿河台研究室全体の運営を無理に無理を重ねて行っているわけです。万一、ワープロを始め、公開答練の方に全精力を投入している専任職員が、風邪でも引いて、一日、二

日寝込んだら、全てはバンクです。ですから、これは正式には法職教育検討委員会のほうで、いろいろ詰めた話をして、そして執行部や先輩のほうにお願いをすることになると思うんですけども、そういう現状にありますので、その点につきましては、認識を新たにしていきたいと思えます。

■講師の報酬は十分な額を

設楽 そういう予算のことは、私は分からない。

猪股 それは前にも承っておりますが、必要なものを削っている部分で、あまり心配はないということです。

野宮 カリキュラム改正後の法職講座の講師の予算、講師料がどれぐらいかという点が具体的になれば、この記念号が発行されるのが五月頃ですから、分かったら具体的に記入しておいたほうがいいのじゃないですか。

鈴木 非公式な話で、まだ確定したわけではないのですが、大学として一般論として、いわゆる講師的なものになるわけです。

一こま幾らということですか。時間講師みたいな格好になるわけです。

そうしますと、たとえば、八月にゼミならゼミを、チューターが一週間、一〇日ワットとやります。年間にそれと匹敵する程度のもしか出ないような処遇が、現在の大学の実態らしいんです。従って、具体的な金額は聞いておりませんが、少なくとも従前のいわゆる非常勤講師のお手当といえますか、報酬は極めて低いわけです。驚くほど低いということを、この間、教授との懇談の中でわれわれ委員会の委員の先生方から伺っております。これだけは特別のお手当でをと、言ったからといって容易に出てくるというものではないと思います。野宮 鈴木先生の立場ではそうかもしれないけれども、法曹会に協力してくれと言われたものを、みんなボランティアでやるわけじゃないから。貴重な時間を潰して、若手の会員に講師をお願いしますというときに、言い憎いけど、講師科のことも大切ではないですか。

猪股 その点は別個に資料なりを執行部のほうで当ってみます。私たちは、予算を削

られた査定についても、それはやっぱり、少し実情を見てでないし理事会で発言できませんので、その点は十分検討する必要があります。ごさいいます。

鈴木 まず、どうしてこういう査定になったのかから始まる問題と受けとめております。

猪股 今日は司会として、今日のレジュメの第三、アラビア数字の1から11までほぼ進めてきたつもりでございいます。それにしても、重要な課題や今日の問題については、的を絞りながら討論したいところが沢山あると思ひますので、一月二十八日の大学問題委員会において十分ご意見の開陳をさしていただくと同時に、これからも懇談会を開きまして、やはり大学や中法曹会に対する要望などもざつくばらんと言っていただきたいと思ひます。

司会の不手際で多少要領を得ないところもありましたが、この辺で今日の座談会をおひらきにしたいと思ひます。最後に事務局長にご挨拶をいただきます。

中津 本日はお忙しいところを、長時間にわたりまして有難うございました。

私どもがこうやって集まって座談会をやりますと、思いつきの発言もあることはあるのでございいますけれども、やはりこういうところから、また新しい構想も生まれ出てくると思ひます。今日お伺いしました、貴重なご意見を一つの出発点としまして、また次の作業に進んで参りたいと思ひます。今日は大変有難うございました。

(以 上)

テーマ 「中央大学法曹会の現状と将来」

一 中央大学法曹会の現状（会則の規定等による現況）

- (1) 会員総数 二三八〇名（平成三年五月二五日現在）
- 東 弁 一一〇名 一 弁 四四六名
- 二 弁 三八二名
- 裁判所 一八三名 検 察 庁 二二三名
- 公 証 人 二六名
- (2) 組 織 幹事長、副幹事長五名 常任幹事五〇名
 以内幹事三〇〇名以内
 （平成三年五月会則改正により増員）
 会計監事三名以内
- (3) 選 出 幹事、会計監事は総会で選出
 幹事長、副幹事長、常任幹事は幹事の互選
- (4) 任 期 二年
- (5) 顧問、参与
- (6) 総 会 毎年五月定時総会
- (7) 総会当日 新入会員歓迎、栄進・叙勲受章者祝賀・
 懇親会開催、学校法人、教学、学員会本
 部等来賓の招待
- (8) 幹事会年二回、常任幹事会年四回（同時開催年三回）

(9) 幹事会議題

- ①会務運営上重要事項 ②学校法人中央
 大学理事・監事、評議員その他の役員候
 補の推薦 ③学員会役員候補者の推薦に
 関する事項。

(10) 委員会

- ①人事委員会 ②会報編集委員会 ③会
 則改正委員会 ④法職教育検討委員会
 ⑤大学問題委員会 ⑥募要委員会は停止中

(11) 会 費

幹事会の議を経、総会の承認
 幹事以上の会員は年会費一万円

(12) 事 務 局

事務局次長六名

二 会活動運営の現状について

※ 会則の「目的」による「会員」の参加がなされ、会の
 運営が行われているか。

※ 目 的

- ①会員相互の親睦 ②中央大学の興隆と
 ③司法の発展に寄与する。

※ 会 員

中央大学学員で、①東京都内に住所又は
 勤務場所を有する法曹 ②本会の趣旨に
 賛同する学員たる法曹

※ 現状の活動でよいか。十分に機能しているといえるか。

第一 会員についての問題

(1) 〔弁護士会員〕

a 都内に住所又は勤務場所を有するもの、主力は東弁、一弁、二弁（現在の名簿では）だが、都内に住所をもち横浜又は近県弁護士会に所属するものもある。……これは、現在の名簿には登録されていない。

b 右記の弁護士以外のものは②の賛同会員とするか。元裁判官、検察官で、都内以外に住所、事務所をもったもの。

c 中央大学法曹会という名称で、一般に第三者から見た場合、もつと広く考えられる傾向はある。

〔裁判・検察会員〕

現在の名簿登載者は、全国的に網羅されており、東京都内に住所又は勤務場所を有しないものも、また、かつて、有したことがないものも、いちおう名簿上会員としている。

〔公証人〕

公証人にして、首都圏に住所又は事務所を有しないものはどうか。

(2) 会則は、有資格者を当然扱いとしている弁護士会員に

は、各所属会において、所属会員の法曹に、総会通知を出し、会報を頒布している。また、紙上参加の勧誘をしている。

しかし、①実体は、幹事以上の会員の参加を期待し、一般会員全員までの「積極参加」は容量の関係で期待していないのが本音ではないか。②会費徴収の実際（幹事のみ）からも、このことが窺えるのではないか。また、③幹事を一〇〇名から二〇〇名へ、二〇〇名から三〇〇名へ増員した会則の改正も、実体を以上のように把えているのではないか。

会創立の理想・実体、四〇年を経過した現在「活性化」に向けて「会員」問題をふくめ検討すべきではないか。

(3) 最近、裁判・検察会員の積極参加は少ないのではないか。

魅力ある会運営をするためには、「幹事中心の会運営」を改め、「委員会」には、幹事以外の法曹の積極的参加・加入を求める必要があるのではないか。↓大学問題委員会、法職教育検討委員会、新規委員会の設置、大学の行事・学生に対する説明・講演等

第二 現在の会活動は、会則の目的に副って十分機能しているか。

(1) 会員相互の親睦

一般会員の参加による親睦（現在は年三回程度幹事会

等終了後の懇親会が中心)

慶弔、見舞いの実施の必要性

会報の発行、会員名簿の発行

(2) 中央大学の興隆と、司法の発展に寄与(人事推薦、意見具申)

① 学校法人の役員、評議員候補者の推薦

② 中央大学学員会等の役員候補者の推薦等

③ 法職教育検討委員会↓法職講座運営委員会の事業、法職教育についての調査、検討及び協力

④ 大学問題委員会↓中央大学の運営、教学、法学部教育についての調査、検討、意見の具申、大学問題委員会は、執行部の交替に関係なく活動すべきである。

大学問題委員会をさらに積極的、恒常的にするため、小委員会等を設け、専門的に調査、研究する。

(3) 研究会、講演会、座談会の開催

現状では年一回、二回

これを恒常的にするため、仮称「文化委員会」を設置する等。

(4) 広報活動の積極化

会報の発行を最低年一回とし、そのほか幹事会(年二回)ごとに、問題提起や大学の今日的課題を印刷物に特集し、一般会員の「健全な世論」を喚起する。

——南甲倶楽部では年四回発行、白門体育会では年一会発行している。

第三 中大法曹会の活動を機能させ、さらに活性化を図るため

めにどうあるべきか、なにをなすべきか。

1 幹事等役員が固定化されていないか。また、役員のための会活動になっていないか。

2 若手法曹が、中大法曹会に魅力を感じ、参加が得られる状況にあるか。

3 これらの要望を満たすため、どのような施策をとるべきか。

4 司法試験受験生ばかりでなく、全学生に対して幅広く指導・啓発するようにすべきではないか。

5 教授との対話、交流、意見交換を図る。比較法研究等への参加、時事問題の研究

6 研究会、講演会等を継続的に開催するように「文化委員会」を設置する。併せて、会報編集委員会は、広報活動を活発にする必要があるのではないか。

7 学員会他支部との積極的な交流を図る。

8 協議員会の形骸化を防ぎ、その活性化を図る。

9 評議員の若返り、活性化、選任方法の検討

10 中央大学基本規定(寄附行為)の検討

11 会費、会財政の検討・予算化の徹底

12 その他

資料 1 中大法曹第七号 座談会

テーマ 「中大法曹のあゆみ」

中央大学法曹会創立三十周年記念特集号

主な発言内容

一 中大法曹会の初会合……昭和二十六年六月四日東弁会館「創立総会」

中大法曹創刊号……岡 弁良「中央大学法曹会創立の思い出」

二 発会の端緒……民訴研究会・南甲法窓会について

中大法曹第二号……荻山虎雄「民訴研究会から中大法曹へ」

三 創立のころの運営

A 幹事会 隔月常会・必要により臨時会

B 創立のころの世話役・幹事役の人たち

東 弁 山本政喜、清水繁一、馬越旺輔、

竜前茂三郎、犀川久平等

一 弁 大山菊治、斎藤素雄、橋本三郎等

二 弁 磯部常治、石井一郎等

裁判所 兼平慶之助、坂井改造、小川泉、

下関忠義等

検察庁 田中万一、山本清二郎、吉川正次、

河井信太郎等

C 経 費 寄附金、会費（年会費一〇〇円、四十八年頃一〇〇〇円・答申による）

四 学生会職域支部第一号

・職域支部第一号の承認……昭和二十八年十二月十七日

・「規約の改正」法曹会・学生会の支部として宣言

・中央大学創立七十周年記念事業「企画、募金運動、学生会の体質改善等」

・会員数 四九一名（東弁三一、一弁一〇一、二弁三五、裁判所一八、検察庁二四、法務府二名）

五 活動と行事

・年一回総会、栄転・叙勲祝賀会、歡送迎会、激励会

・司法試験改正反対運動……昭和三十九、四十年

司法試験改正反対各大学法曹会有志懇談会を設ける。

六 組織的運営に向けて

昭和四十一年会員数 一三九七名

東弁七七〇、一弁二四二、二弁一九八、裁判所七六、

検察庁一一一

七 中央大学とのかわり合い

・人事問題

昭和三十五年から評議員、理事・監事を会を通し

て推薦

・記念行事・募金活動

昭和三十年・七十周年、昭和四十年・八十周年、昭和五十年・九十周年

・学生会協議員、学研連出身法曹と並立して推薦

八 大学紛争と中大法曹会

昭和四十二年・学費値上げによる大学紛争

常置委員会・昭和四十三年……全学封鎖

昭和四十四年八月機動隊による明渡しによる授業、講義再開

九 中大法曹会の機構改革等

・中大法曹会会則の改正（昭和四十四年五月十七日）、委員会の設置等機構改革と大学に対する意見の具申

1 目的 中央大学の興隆と司法の発展に寄与（追加）

——従来のお仕着せの会則からの脱皮

2 事業 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

会報（昭和四十四年創刊号）及び会員名簿の発行

研究会、講演会、座談会の開催

等を追加改正

3 役員 幹事（一〇〇名）、常任幹事の増員、副幹事長の増員

4 幹事会 開催の義務づけ（幹事会年二回、常任幹事会四回）

5 少数会員の請求による総会の招集

6 大学問題特別委員会の設置（昭和四十四年七月）

十 大学の基本規定改正問題の検討について

・学校法人中央大学基本規定（寄附行為）検討委員会

昭和四十四年十一月 同規則制定・施行

・中大法曹会・大学問題特別委員会

目的 大学紛争の実相・原因を明らかにして、法の秩序による大学自治の確立をめざし、

時宜に適した対策を立て、母校の興隆に寄与するため意見を具申

活動内容 大学の理事、教授との懇談、座談会等の開催、調査、検討

・中央大学法曹会として意見書を提出

昭和四十九年七月・意見書としては第一号

その内容

1 総長と学長との関係に関する事項

2 役員に関する事項

理事の定員、事業理事、常任理事

3 評議員会及び評議員に関する事項

4 選任評議員の定数について（二〇〇名以内・現行どおり）

その構成ならびに選任方法について（ほぼ現行どおり）

その構成ならびに選任方法について（ほぼ現行どおり）

その構成ならびに選任方法について（ほぼ現行どおり）

その構成ならびに選任方法について（ほぼ現行どおり）

その構成ならびに選任方法について（ほぼ現行どおり）

り）

評議員会の議決事項について（ほぼ現行どおり）

以上中大法曹第三号、第四号

十一 歴代幹事長の氏名

初代	岡 弁良	昭和二十八年～三十三年
二代	大山 菊治	昭和三十四年～三十六年
三代	柴田 武	昭和三十六年～三十七年
四代	竜前茂三郎	昭和三十八年～三十九年
五代	山本 政喜	昭和三十九年～四十年
六代	富田 喜作	昭和四十年～四十一年
七代	近藤航一郎	昭和四十一年～四十二年
八代	今井 忠男	昭和四十二年～四十三年
九代	石田 寅雄	昭和四十三年～四十五年
一〇代	大塚喜一郎	昭和四十五年～四十六年
十一代	山本清二郎	昭和四十六年～四十七年
十二代	松井 宣	昭和四十七年～四十九年
十三代	後藤 英三	昭和四十九年～五十年
十四代	小池 金市	昭和五十年～五十一年
十五代	入江 正男	昭和五十一年～五十二年
十六代	倉田 雅充	昭和五十二年～五十三年
十七代	大西 保	昭和五十三年～五十四年
十八代	木戸口久治	昭和五十四年～五十六年
（以上中大法曹第七号掲載による）		
一九代	瀧澤 國雄	昭和五十六年～五十八年
二〇代	信部 高雄	昭和五十八年～六十年

資料 2 中大法曹第九号 座談会

二二代	坂本建之助	昭和六十年～六十二年
二三代	赤坂 正男	昭和六十二年～平成元年
二三代	設楽 敏男	平成元年～平成三年
二四代	野宮 利雄	平成三年

テーマ 「中大の将来を語る」
 母校創立百周年記念号 昭和五十九年十二月一日

主な発言内容

- 一 これまでの中大の特徴（多摩移転前）
- 二 建学の精神と校風
- 三 中大生の同窓意識と母校愛
- 四 魅力ある大学の条件
- 五 素質のある学生を集めるための入試制度と卒業生の進路
- 六 給費生の制度
- 七 現在の中大生の現状（多摩移転後）
- 八 スポーツの振興
- 九 教学陣の強化の必要
- 十 司法試験について
- 十一 これからの中央大学 ―百周年後―

十二 アンケート調査

- ① 法職講座を受講する方に
- ② 在学生へのアンケート
- ③ 中大出身の司法修習生の方に

B 法曹会の発言力の強化と組織づくり

資料 4 中大法曹第十一号 座談会

テーマ 「大学の法学教育と司法試験の改革問題」

昭和六十三年十一月十二日

資料 3 中大法曹第十号 座談会

テーマ 「学生生活と司法試験」

―司法修習生との座談会―

昭和六十一年十月三十一日

主な課題内容

- 一 大学における法学教育の現状と司法試験受験との関係
- 二 司法試験改革の大学法学教育に与える影響
 - 1 受験回数制限
 - 2 大学推薦制
 - 3 合格者数の増加
- 三 大学法学教育と司法試験のあるべき姿との関連
- 四 資料

大学問題委員会、中大学研連委員会

「中間答申書」、「意見書」

中央大学学研連委員会

「司法試験改革試案に対する意見書」

主な発言内容

- 一 本学入学（進学）の動機
- 二 多摩移転の影響
- 三 講義・ゼミ等の諸問題
- 四 司法試験受験の契機づけ
- 五 大学のカリキュラムと司法試験の関係
- 六 学研連等研究室の問題点
- 七 司法試験予備校の問題点
- 八 司法試験の勉強方法・法職講座への要望
- 九 中央大学法曹会に望むこと

A 開かれた自由な、活気のある大学にするためのアド

バイス（提言・協力・意見具申）

資料 5 中大法曹第十二号 座談会

テーマ 「司法試験改革とわが大学の法曹教育」

平成二年十一月十七日

主な課題内容

- 一 司法試験改革問題の経緯と現在の状況
- 二 司法試験の現状と大学法曹教育の問題点
- 三 中央大学におけるこれからの法学教育のあり方
- 四 法曹を志すものの増加案
- 五 実務法曹と学生との交流が大切
- 六 合格者増加案は
- 七 受験指導の強化体制
- 八 法学部の授業と司法試験の関連性
- 九 司法演習や特別講義の設定
- 十 現在の法職講座の内容と実態について
- 十一 法職講座と受験予備校との相違点
- 十二 受験生の継続的指導体制について

以上

資料 6 中央大学法曹会の大学に提出した

「意見書」等

※中央大学法職教育の強化充実に関する意見書

第一部 総論―現状の分析及び今後の対策

第1 現状の分析

- 1 合格者数の変遷―他大学との比較において
- 2 合格者数変遷の分析
- 3 中大における受験生の現状
- 4 受験環境の変化

第2 今後の対策

- 1 合格者漸減傾向の原因分析の必要性
- 2 大学の役割

第二部 各論―各諮問事項に対する答申

第1 諮問事項

「中大法学部法律学科内に『法職専門コース』を設置すべきである。」

1 対策の要旨

- (1) 「基本法コース」(法職専門コース)
- (2) 「実務法コース」

2 対策を必要とする理由

第2 法職講座をより一層強化するための改善策

(1) 現行法職の概要

(2) 改善すべき事項

第3 大学会館(駿河台)で、卒業生を対象とした法職

講座を開設すべきである。

1 対策の要旨

2 対策を必要とする理由

※中央大学教授陣の強化充実に関する意見書

※中央大学法学部の入学試験の改善に関する意見書

※学研連棟を校門外に移転することについての要望書

以上「中大法曹」第九号

中央大学創立百周年記念号所掲

昭和六十年五月十三日提出

※司法試験制度の改革問題についての

「中間答申書」・「意見書」

(中大法曹会 昭和六十三年三月一日提出)

※答申書 (中大法曹会昭和六十三年二月二十二日提出)

1 法曹人口の増加について

2 受験回数制限について

※司法試験の試験方法の改善について

(中大学研連昭和六十三年一月二十日提出)

第1 問題の所在

第2 短答式試験について

第3 論文式試験について

第4 口述試験について

第5 結論

※司法試験改革試案に対する意見書

(中大学研連 昭和六十三年十一月提出)

第1 緒言

第2 司法試験改革試案について

1 法曹懇の意見

2 試案の内容と法務省の見解

第3 受験回数の制限について

1 回数制限の疑問点

2 回数制限のもたらす弊害

第4 大学推薦制について

1 問題の所在

2 問題点の個別的検討

第5 司法試験合格者の増加について

1 はじめに

2 法曹人口(司法試験合格者)増加の必要性

3 司法試験改革と合格者の増加

- 第6 司法試験の試験方法の改善について
 - 1 試案の政策的疑問点
 - 2 試験方法の改善についての提言
 - 3 中大学研連の意見
- 第7 結 語



幹事長懐古

(第十二代) 中央大学法曹会元幹事長 松井 宣

中大法曹七号によると私は十二代目で、昭和四十八年度、同四十九年度の幹事長を仰せつかって居た。

今回は記念行事実行委員長を命ぜられ、委員各位、事務局の諸兄と共に、この七号の三十周年記念式典等事業報告を範として実行することができたことは、誠に有り難いことで心から感謝の意を捧げる。

中大法曹は、九代幹事長石田寅雄先生（副幹事長、赤坂、松井）のときに創刊されたもので、巻頭の会員の写真、座談会の記事等は、今となれば貴重なものである。

表紙の中大青年像は、二号では中大旧図書館に変わり、初代幹事長岡弁良先生への追悼文（山本清二郎先生）が収録されて居る。

三号の表紙は中大の「多摩校舎完成予想写真」で、私は、偶感としてカナダ、メキシコ、ブラジルの大学のキャンパス訪問の感想と中大多摩キャンパス完成を待望し、大学は人材の養成と生涯学習の中心となるべきではないかとして、次のことを書いた。

「大学の学問の研究と人材の養成、はたまた社会への奉仕も、漸次、国際的視野に於いてなされなければならず、

教育工学を駆使することによって私どもで果たせなかった眞に国際的活動力を持ち渉外的發展力ある青年を養成されることが望まれる。それがためには外国語も英独佛にとどまらず、中国語、スペイン語はもとよりインドネシア語、スワヒリ語、ロシア語等々の選択的教育が必要とならう。」。

現在、母校は総合政策学部新設許可申請を終えられ、バイリンガルが強調され、各学部の改革の論議の中にいづれもこうした姿勢が反映されて居ると思われ、何としてもよろこばしいことである。

昭和四十八年三月には先輩今井忠男先生（八代幹事長）が日弁連会長の任期を終了され、輩下であった私も一月程おかれて日弁連事務総長を退いて間もなく幹事長を仰せつかり、大塚喜一郎先生の最高裁入りに伴って欠員となつた大学理事を仰せつかり、理事の一員として幾度か多摩校舎建設の現場に臨み、文部省の視察の方々とも接触する機会に恵まれたが、落成時に文部省の役人があの東洋一を誇つた施設を見て「官学は到底私学に及ばない」と言われたことが忘れられない。母校の教授陣の充実によってこの面からも「官学は私学に及ばない」という言葉も聞き度いものである。

座談会

中央大学法曹会の現状と将来

日時 平成四年一月十八日

会場 中央大学駿河台記念会館

出席者 (敬称省略・順不同)

- | | | | |
|-------------------------------|--------|-------------------|-------|
| 中央大学法曹会創立四十周年
記念行事実行委員会委員長 | 松井 宣 | 中央大学法曹会副幹事長 | 深沢 守 |
| 同 式典部長(中央大学理事) | 設楽 敏男 | 同 財務部長(中央大学監事) | 縄 稚登 |
| 中央大学法曹会前幹事長 | 依田 敬一郎 | 中央大学法曹会副幹事長 | 増田 浩千 |
| 創立四十周年記念誌
編集部 委員 | 野宮 利雄 | 同 中央大学法職講座運営委員会委員 | 鈴木 康洋 |
| 中央大学法曹会幹事長 | 猪股 喜蔵 | 同 大学問題委員会委員 | 稲田 寛 |
| 同 編集部長(中央大学理事) | | 同 中央大学法曹会事務局次長 | 中津 靖夫 |
| | | 同 事務局次長 | 北村 忠彦 |
| | | 同 編集部会委員 | 神 洋明 |
| | | 同 中央大学法曹会事務局次長 | |



■はじめに

猪股 本日の司会を担当させていただきました猪股でございます。中央大学法曹会は、昨年

創立四〇周年を迎えまして、いろんな記念行事を実行して参りました。その一つとして座談会を持つこととされております。この座談会の内容は、記事にして機関誌「中大法曹」の第一三号に掲載することにしており、そのために本日の座談会を持った次第でございます。本日は「中大法曹の現状と将来」についてということテーマにしております。ご協力をお願いいたします。

初めに四〇周年記念行事実行委員会委員長であります松井先生にご挨拶を頂戴します。

■挨拶

松井 四〇周年の記念行事では、大変お世話になりました。ありがとうございました。今日



はまた、土曜日のところを、皆様方のご来席いただきまして誠に有難うございます。資料

をいただいで見ますと、われわれが母校のために非常にみんな真面目にやってきましたという感じが強いわけです。そしてまたこの資料を通して見ますと、こうした座談会をやつて、更に資料を残していくということが非常に重要ではないかと思っております。どうぞ今日は忌憚のないご意見をたまわりますして、座談会を盛り上げていただきたいと思ひます。

猪股 それでは、幹事長の野宮利雄先生にご挨拶をお願いいたします。



野宮 今日はお集まり有難うございます。創立四〇周年記念式典の行事は平成三年一〇月

八日に、お蔭様で盛大に行われたことはまことに有難く会員の先生方のお力添えであることを厚く御礼申し上げます。そして本

日は、四〇周年記念行事実行委員会の記念誌編集部会の担当する座談会でございまして、十分ご意見をご発表いただきまして、記念特集号を飾っていただきたいと思いますわけでございます。短い、限られた時間でございませうけれども、宜しくお願ひをいたします。有難うございました。

猪股 有難うございました。それでは、前

幹事長で、この四〇周年記念行事を計画、立案されていただいた、現在、法人の理事でもございます設楽敏男先生に、同じくご挨拶を頂戴します。



設楽 記念祝賀会 はほんとに盛大に、皆様のご協力をいただきまして有難うございました。

今日は急にお呼び出しを受けまして、どういふ話になるか分かりませんが、資料を拝見しましてまず暫見をした感じでは、中央大学法曹会が出した意見のほとんどが最近実現されているのです。いろいろ議論が出てくると思うのですが、これには誠に驚いております。今後、ますます法曹会が

活発な議論を通じて、大学に貢献されることを期待しお願ひしたいと思います。以上でございます。

■自己紹介

猪股 有難うございました。それでは、皆さん、全部御存じの方でございますけれども、繩稚先生から順次自己紹介をお願いします。



繩稚 私は四〇周年記念行事委員会財務部長を担当させていただきました。た繩稚でございます。

す。中大法曹会には大分前からいろいろ関係をお願いしておりますけれども、現在、学校法人中央大学の監事をやっておりますので、収入並に支出等につきまして、何かとお手伝いさせていただいたわけでございます。東京弁護士会に所属しております。期は一期でございます。

北村 大学は三五年の卒業でございます。一七期で東京弁護士会に所属しております。北村忠彦でございます。編集のほうのお手



伝いをする事になつておりますが、大したお手伝いもしておりませんが、宜しくお願いし

す。



鈴木 鈴木康洋でございます。私は法職講座運営委員会の運営委員を仰せつかっております。

して、過去、五年ちよつと経過しました。東京弁護士会所属で期は一五期になりますけれども、中大法曹の関係につきましては、今迄、法職教育検討委員会に所属しておりますが、今回、大学問題委員会のほうへ行けということで、これからいろいろと勉強させていただきたいと思っております。宜しくご指導いただきたいと思います。



稲田 稲田寛でございます。昨年の四月から中大法曹の事務局次長といたことで、東弁

から参加させていただいております。宜しくお願いいたします。



増田 増田浩千と申します。第二東京弁護士会所属で、研修所は一五期でございます。法曹

会の副幹事長を仰せつかっております。大学問題委員会を担当しております。どうぞ宜しくお願いいたします。



中津 中津靖夫でございます。所属は第二東京弁護士会でございます。現在中大法曹会

の事務局長を仰せつかっております。中は三六年に卒業しまして修習は一七期でございます。宜しくお願いいたします。



依田 依田敬一郎でございます。第一東京弁護士会所属で、期は四期でございます。中大

法曹会の関与は、昭和四六年に事務局長、

四八年が事務局次長で、そのときの局長は木戸口久治先生でございます。それから五

〇年が副幹事長で、このときの幹事長は後藤英三先生でございます。五一年も同じく副幹事長ですが、このときは後藤先生が東弁の会長になられて、幹事長は小池金市先生でございます。五二年から法学部のなか

にありました法職特別コースの協力委員をやり五六年と五七年はその委員長でございます。それで司法試験関係の仕事が終わって、その後は、大学問題検討委員会に顔

を出させてもらっているということです。今度は編集委員になりましたけれども、何のお役にも立たなかつたのでございますが、今日出席させていただいたということでござ

います。



神 神洋明と申します。所属は第一東京弁護士会です。昨年の五月の幹事会で、中大法曹会

の事務局次長ということで仕事の一端を手伝わせていただいております。この顔ぶれを見ますと一番若いような状況でございま

すけれども、ひとつ宜しく願います。



深沢 一弁選出ということで、副幹事を仰せつかっております深沢でございます。副幹

事を仰せつかる以前は、純粋な法曹会の平の会員でありまして、いきなり副幹事長ということ、とまどつていうということが実情でございます。それだけにいろいろ感じることもあるし、意外な面もあるし、いろいろ思うところはないのですけれども、こういう座談会で話をするといふのはあまり得意じゃありませんので（笑い）ひとつ宜しく願います。

■この座談会の趣旨・概要説明

猪股 最後が司会を担当する猪股喜蔵です。私と、中大法曹会との関係を申し上げますと、一昨昨年、事務局長をやり、中大法曹会では常任幹事をやっております。大学では一昨年から理事に就任しております。そのような関係から、中大法曹会についてはいろいろ関心を持っております。本日のテー

マについてですが、三〇周年の記念特集号の座談会のテーマが「中大法曹のあゆみ」ということで編集されました。その後の会報の座談会は、法学部教育、法職関係を中心課題として取り扱っております。また、配布した資料にもございますように、これに関連するいろんな意見書も出してきております。ところで、中大法曹会の内部の関係については、いま深沢先生もおっしゃるように、いろんな意見もあろうかと思えます。そういう意味で、中大法曹自体の活性化を図らなければならないのではないかと、いうことで四〇周年記念行事実行委員会にもお諮り申し上げて、今回の座談会では、中大法曹会の現状を分析し、将来のあり方を模索しようということでのテーマを選んだ次第でございます。

この点について、かいつまんで申し上げますと、今回は四〇周年ということで、去る三〇周年の「中大法曹のあゆみ」に続くものとして、その後の十年間の現状を点検し、その将来を語るということに絞つてみたいわけでございます。学員会でも、運営と活動についての点検と、会則や規程につい

て、見直し作業が行われております。いま、常任幹事会で、小委員会ごとに検討作業が進められております。また、学校法人中央大学評議員会においても、同じように基本規定、寄付行為について、また評議員の選考、選任についての意見も出されておられ、毎回の評議員会で話題に供されております。そういうことを受けまして、大学理事会では、理事会の中に基本規定検討懇談会を設置して、来週一月二日に第一回の懇談会を開くことになっております。ここでは学校法人中央大学の基本規定全体についての見直しをすべきかどうかということを検討して、理事会としての考え方、意見を出そうということになっております。

一方、本日の資料にございますように、中大法曹会は大学の法職問題を初め、四・五回にわたって意見書を提出して参りました。それは大学の改革、教学面の充実についての問題を含むものです。それを受けまして、法人、教学では総合政策学部の創設について準備を進め、平成五年四月、新学部が設置されることになっております。一方、法学部に、国際法律学科の新設という

ことも取り上げられ、過般一月一三日の理事會において承認され、これも平成五年四月の新学科創設に向けて作業を進めることになっております。同じように経済学部、文学部、理工学部についても、学部の改革、充実、改善策が進められております。

他方、会内の実情を見ますと、本会の運営については、役員あるいは幹事を中心とした活動に終始して、一般の学員、法曹については、開かれたもの、あるいは組織的なものとしては、そんなに活動して来なかったのではないかと意見もございませう。そしてまた中大法曹会は、学生、司法試験受験生に対する指導も必要ですが、さらに、全学生に対する啓発、交流ということもすべきではないか。また、教職員との交流、対話についても、一歩を進めて、もう少し強化を図らなければならぬのではないかと意見もございませう。あるいは学員會の他の支部、南甲俱樂部、学員體育會などとの交流についても意を配るべきではないかという意見もお聞きしております。そのようなときに、本会についての現状を分析して、本来の會活動はいかに在る

べきか、その活性化のために、どのようなことをしなければならぬのかということと本日の主要な課題にしてみたいと思いません。

さしあたり、依田先生が携わった頃の、三〇周年の前、また、その後の中大法曹會の状況というものについて、述べていただきたいと思ひます。

依田 私 が事務局長になったのは四六年で古い話ではありますが、それ以前に大学騒動が各大学で始まっていてご他聞に漏れず中央大学でも、全学封鎖というようなことがありまして、そのときに、その対策ということで評議員會の中に常置委員會というものが設けられましたが、それに對して大学教授のほうが反対しまして、その結果常置委員會は廃止されたんですが、そんなことから学員側と教授側とがしばらくの間、意思疎通を欠いておったという時代でございます。それで、その後、常置委員會が無くなった後、大学改革をどうするかということで、大学の基本規定の改正の問題が出てきたということであります。松井先生はそのときの幹事長でご苦勞をなさつ

たのでありますが、その際の大きな問題は、総長を置くというのが学員側の考えであつて、教授側のほうは、総長というのは要らないということで、大分議論をしたわけです。

私は、自分が事務局の立場ですから、自分の意見ということをとほとんど差し控えて様子を見ておりましたが、結局、亡くなられた向江璋悦先生の向江私案というのが出まして、それは総長は置くけれども、総長は教授か名誉教授から選ぶという案でそれが受けいれられて現在の基本規定ができたということなんです。それで基本規定の問題が終わりまして、教授側と学員側との意思の疎通もできるようになりました、学員側の組織の中でも常に主導権を取つたのは法曹会でしたから、法曹会と言つてもいいんですけれども、教授側と法曹会とが如何に円満にやつていくかということを考えるようになりました。ちょうどその頃の昭和四六年に司法試験で東大に抜かれるということがありまして、それからしばらく、この問題で法曹会と教授側との間で今度は協力的に話合が行われました。それについて

も法曹会は、意見書を出しましたが、その意見書も教授のほうの意見を聞かないでやったということはございませんので、教授ともいろんな座談会をやって、その結果、意見書を出して、先程設楽先生がおっしゃったように、教授側でもその意見を受け入れてくれたということです。法学部のなかに法職特別コースができた、法学部から独立して法職講座が設けられたのはその結果ということ。私が関与したというのは、そういう経過でございます。

猪股 刷物の「資料1、中大法曹第七号、座談会」そのときの、テーマが「中大法曹のあゆみ」ですが、そのとき発言され、その後も非常に鋭い目ですと見えてきておられる、松井先生から、中大法曹の三〇周年から四〇周年にかけての一〇年間について、中大法曹の会活動がどうだったか、その点について伺いたいと思います。

■中大法曹三〇年から四〇年にかけての一〇年間の活動について

松井 今の話の中で、先程依田先生から話の出した、全学封鎖云々というのは、今は若

い方（笑い）はご存知ないが、先輩たちがその問題を解決するために、たとえば、栃木の大貫先生は、向こうからこちらに通われまして、そのために健康を害されて亡くなったといったようなことがあるんです。だからその段階は、非常に厳しいものがあったわけです。それで先程常置委員会論が出ましたが、常置委員会は潰れたけれどもということなんですが、その常置委員会の意見を出されたり、そういうところに関連された方は、やや棚上げされたと申しましようか、他の評議員とか、表に顔を出さところへ、正確な話ではないですが、常置委員会なんてものは要らないという説を為している人達の反対論があるために、顔を出さなかつたと申しましようか、一例で申しますと、いわゆる中大法曹の名物男と言われた馬越旺輔先生、資料1にも前のほうにちよつと名前が出ていますけれども、そういう先生方なんかで、常置委員会論なんかを出しておられた方は、学校に対する意見を十分出せないような状況が続いたわけです。それからその次の問題として、学長、総長問題というのが、先程の説明のように、

向江君、向江君というのは私の同期生なのですがああいう意見が出て、制度としての総長というのは設けられたのですが、その後、現在の総長が実現するまで、結局実現できなかった。これはわれわれ法曹会が、そのことについて推進すべきだということのような意見を出さなかつたわけではないのですが、出してみても、進むということがなかつたわけです。それから依田先生が言われたように、しばしば委員会を作って、これは教授側何人もの方においていただいて、何回も夜の集まりを持って研究会を重ね、委員の方が勉強の上、まとめて大学のほうに意見を出したということだったわけです。あと、私どもの過去に書いたもので言いますと、若い諸君が法曹会に入ってきて、厳しい意見を出されて、われわれのほうにやや親睦団体説に傾いた意識を持っているものから言うと、今の若い人達は強いなあという、驚くような状態で、本間君を初め、ああいう人達が意見を出されて、それに伴って法曹会の会則の改訂が行われたわけです。それがやっぱり物を言うようになるのですね。規定を変えて、委員会を作

って、その委員会ですらいろいろやれというところが段々実現するようになって、それまで低調であった会合の数についても一定数増やして進んで行くという状態が続いてきた。

猪股 中大法曹会の会則の改正については本間崇先生が「中大法曹第七号」に「中大法曹会会則改正をめぐる思い出」を書いておられます。松井先生の発言にあるように、非常に厳しい見方から、執行部に対して、会の活性化を図るために、若手の意見を取り上げなければ駄目じゃないかという提言をしております。松井先生はその頃は若手の意見については、かなり慎重に、あるいは厳格に受け止めてやってきていたのでしょうか。

松井 その意見というものは、いい意見だと思えました。しかし、発言が厳しいですね（笑い）。

鈴木 言い方が悪かった（笑い）。

松井 その前の状態で言いますと、われわれは先輩に対してあんまり思い切った意見を必ずしも言わなかったと言いますか、そういう状態で動いておったという事はなかったですね。大体柴田先生を中心として

の関係で言いますと、法曹会の会員は幹事長に頼っておったと言いますか、会合をやったって会費を取るじゃなし、幹事長が自分のポケットマネーを出して、それで一席設けてくれるというような形で運営されておったのですね。だから幹事長やなんかでいいですよ、非常に近い線にまでわれわれがおるといふ関係でも、やっぱり先輩になると、そういう見方のほうが強い時代がずっと続くわけです。それが段々自分の親しい人が幹事長をやるようになって参りますと、親近感がずつと出てまいりますから、まあ、六代の富田先生あたり、それから後で言いますと、近藤、今井両先生、二弁でございませうからしよっっちゃう顔を拝ませてもらっているものですから、そんなに遠慮は無くなっておったのですが、その先の時代と言いますと、やっぱり一種の遠慮が付いて回っていたような感じをもっておるわけです。

■会則改正に伴う幹事一〇名増員の背景について

猪股 会則については、平成三年五月に一

部改正がありまして、幹事は二〇〇名以内とあったのを三〇〇名以内と一〇〇名増員いたしました。この背景になった事情について、前幹事長設楽先生に、ご説明していただきたいと思います。

設楽 これは私自身が法曹会に入るまでは、松井先生がおっしゃられたように、怖い先生ばかりいまして、出ても発言する余地もないし、後ろのほうで小さくなっていました。それになるまでにかなりまた時間もかかったわけです。ところが私が今度特に痛感するようになりましたのは、例の、この会館で大学が自主経営と申しますか、直営の法曹養成ということになりまして、その段階で法曹会の若手の先生方が、いわゆる教員と言いますか、ゼミの指導員として積極的に参加されて、それを高窪先生が非常に高く評価され、事あることに喧伝されてと言うと語弊がございますが、あらゆる会合で感謝の意を表されておったということなんです。ところがそういう先生のお名前を聞いても、法曹会にいるのかいないのか分からないのだという人が大部分です。これじゃいけないじゃないかと、その前に

一〇年ぐらい続いておった、正式の名称はちょっと忘れましたが、法職養成講座という講座がありましたね。その講座でも既に若い先生方が努力しておられたということから学びまして、やはり若い先生方に法曹会の幹事という、結局、これは会費を払うという負担が付くので、それはまずいのではないかというご意見もありましたけれども、それよりも何よりもやっぱり、先生方に法曹会の役員としての自覚とプライドを持っていただきたいというようなところから、若い方を中心に入れていくというようなことで、各会にお願いしたというのが真相でございます。幸いにして、円満に人数の割振りもできました。一〇〇名増員という経過でございます。先生方のご協力にはほんとに感謝しております。

■若手幹事登用について

猪股 いま設楽前幹事長から話が出まして、深沢先生の場合は副幹事長に就任するまで平会員だったとおっしゃいました。私が一般の会員に尋ねたりしても、中大法曹会というのは、役員すなわち幹事中心の会運営

がなされていて、若手会員の登用はもちろん、一般会員さえもなかなか中に入れないという批判がかなりあるように思っています。だから深沢先生の、今までは外から見えていた方が、内に入ってきて、どういうふうなこれを考えてやるべきなのかという問題がありますね。

深沢 その点は神先生にお話していただければと思うんですが。こういう事実があるんですが、「今度は副幹事長になりそうだよ」という話をしましたら、私の顔を見まして、「馬鹿ねえ」って言うんです。(笑い) どういうことなのか、それ以上言いませんでしたけどね(笑い)。

恐らくこれはご苦労なことだという意味ではなくて、「年寄りの冷水みたいなこと」という意味で言ったように受け取れました。若い先生方とお話をしていても、確かに一部の若い先生が一生懸命やって下さっており、尊敬する若い先生もいますが、大方の若い先生方は、どうもあまり魅力を感じない、というよりも、これは中央大学卒業生の固有の問題かも知れませんが、何

となく同志的な結合関係とか連帯感というようなものが薄いんじゃないかという気がするんです。ぼくは副幹事長になって中身を見せていただいで、初めてこれは一生懸命やらなければならないということを感じたんですが。若い人にはその認識が行きわたっていないように思います。

■法曹会の会員数とその現状について

猪股 中大法曹会の会員は、資料に載せておきましたけれども、現在、東弁が一一〇名、一弁が四四六名、二弁が三八二名、この前発行された「中大法曹第一二号」に掲載された追加名簿によると、裁判所一八三名、検察庁二二三名、公証人二六名となります。合計して二三八〇名という人員を擁しております。会則第四条は、「会員」について、都内に住所又は勤務場所を有する者、そして本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織すると、規定しております。弁護士会員については、東弁、一弁、二弁所属の弁護士は全部掌握できていますが、それ以外の弁護士は現在の名簿には載っていません。もと裁判官・

検察官であった者で退官後弁護士に登録しているが近県に居住し、かつ、近県に事務所をもっている方はこの名簿には載っていないわけです。弁護士会員が「会」ごとにブロック構成をとっているという現状で、このような法曹をどのように掌握していくのかという問題もあります。次に、検察庁と裁判所についていえば、現在は裁判所、検察庁におられる方は全部名簿に載せています。これは研修所は東京都内にあるわけですし、少なくとも東京に赴任した経験をもった裁判官・検察官で、その後地方に勤務されている方ということでもできます。これがしかし、名前だけ載っていて、本当に活動をしているかといえますと、特に最近、この四、五年、裁判所、検察庁の会員の出席があまり芳しくありません。三〇周年の回顧のときの座談会を見ますと、創立当時は、裁判所、検察庁のほうが、在野よりもより積極的に参加して引つ張っていたように思えるのですけれども、現在そうでなくなっていることも問題とされてよいだろうと思います。それから、役員中心で、いま深沢先生が言われたように、一般の会

員がなかなか参加・出席できないという現状について、会則の趣旨が十分に生かされていないということもあろうかと思えます。その点についても一度深沢先生ご発言をお願いいたします。

深沢 確かに生かされたいと思います。

結局、我身に引き替えて申し上げますが、会員は法曹会の活動自体を知らないのですね。中身が理解されていないんです。よく分かっていると、それなりにそれぞれ中大法曹の活動について非常に関心を持つのでしようけれども、知らないということがあるのでですね。だからいろいろご議論があるかと思うのですが、まずあれこれ改革のための総括的な議論をするよりも、まず何をやっているかということが分かるように広報活動にかなり重点を置いてやらなければいけないだろうと思います。しかし、そのための広報活動を事務局にやっていると欲しいと言っても事務局は大変だということが、私もやっと分かりました（笑）。先程お話が出たように、中大法曹というのは東京三会を中心に機能しているという部分が強いと思うんです。そうならば、各会に

それぞれの広報を担当する組織をつくって、場合によってはそれに必要な予算も設けて、それで広報活動をやるといふ試みは如何なものでしょうか。

■ 広報活動について

猪股 有難うございました。その点で平成元年五月に発行の「中大法曹第一号」の編集について、会員の声を新しく収録しましたが、野宮先生の当時の考え方というか基調がどの辺にあったのか、ご意見を述べていただきます。

野宮 「中大法曹第一号」は、私が、昭和六二・六三年度に会報編集委員長を仰せつかって、各先生方のお助けを借りて、赤坂幹事長、猪股事務局長と、非常に強力な執行部のおかげでできた会報でございます。その中で今ご質問のアンケートを取ろうではないかというアイデアは、委員会の中で、特に執行部からのサゼッションがありまして、協賛して実行に移したのであります。往復葉書による最少限度の一口原稿でございます。非常な反響がありまして、今までこういう機会がなかったからというよ

うな強い反響がありまして、これを全部会報に載せました。これは会報第一一号を御覧いただければお分かりいただけます。会報第一二号も同じようにやっておられるのでございます。半面回答のない方もあります。これが中大法曹会の、ある意味での、今日話題に出ている関心の度合を示すバロメーターになろうかと思えます。しかし、回答のありました中にも、いま言った非常に強い関心度、司法試験合格者の割合が少ないではないかとか、司法試験改革についても意見を出すべきではないかとか、積極的な提言もあります。このように会員に、前向きに、関心をもってもらうような方向で、中大法曹会も考えていかなくちやならないだろうと思えます。

もう一つは、会報第一一号を編集、発行した昭和六三年度は、中大法曹会名簿を八年ぶりに編集しようということで、三〇周年の昭和五五年以来八年ぶりに編集しました。そういう会員名簿の整理という目的もあって、全会員に往復葉書による御意見の蒐集となったわけでございます。これはお蔭様でいい名簿も作っていただきま

したので、成功したのではないかと思えます。

ただいま司会者がおっしゃった会員の範囲について、私が執行部を担当してからいろんな話題を聞きますと、弁護士は東京三弁護士会の会員だけでやっておりますが、これは会則第四条に、本会の趣旨に賛同する学员たる法曹をもって組織すると規定され、学员たる法曹であればよろしいのじやないかということもあります。現在の諸情勢からみて、最小限度、この近県、神奈川県、埼玉県、千葉県に住所もしくは事務所のある公証人も含めて、判事、検事、弁護士は会員になっていただいて、大いに関心をお持ち頂き、法曹会の目的達成の方向でご協力願えればよろしいのではないかと思います。私もそのほうがよろしいのではないかと思えます。任意加入でもよろしいので、具体的にはご意見を確かめて、良かったら、第四条を改正しなくてもできるわけです。常任幹事会の議を経て会員とすることができるといふふうに、第四条二項はなっておりますので、そういう点も考えていいのではないかと思われま

す。

もう一つ、学会に東京検察支部というのがございます。中央大学の学员で東京高検管内に在籍する検事、管外に転出した場合は、本人の希望により、又は、退職者で支部長の推薦する者で組織され、平成三年六月現在の会員数は、三―三名程おられる由であります。昭和三八年二月の学会支部設立で（初代支部長山本清二郎東京地検次席＝当時）、以来、約三十年間の古い伝統と結束、先輩と後輩とが交流を図っておられるわけです。私はご招待を受けて、昨年の六月に検察支部総会に出席させていただきました。七十数名出席しておられました。当時の仙台高等検察庁検事長の水原敏博さんが支部長、事務局長は二六期的小林域泰君がやっておられます。総会の当日の出席数も相当あり、若手の方も大勢出席された。たいへん盛り上っております。裁判所のほうは詳しく分かりませんが、ほとんど積極的にやっていただくほうがよろしいかと思えます。

■会員への通知、掌握はどうか

猪股 いま野宮先生がおっしゃった東京三弁護士会以外の弁護士についてこれを一つにまとめる場合には、どういうふうにするべきかという問題も出てくるだろうと思いません。通知をどうするか、掌握をどうするかという点ですが、この点について事務局長はどういうふうにお考えになりますか。

中津 私も事務局長を承りまして、噂には聞いておりましたけれども、会員数が二千何百人ということになりますと、通知を一つ出すだけでもえらいことでございます。事務局長は事務員さんを一人、特別に頼まなければ駄目だよということ先輩から言われたのですけれども、本当でした。ですから会員が増えるということは結構なんですけれども、会員を全て掌握することは大変難しいわけです。そうであれば、むしろ部会ごとの掌握をきちんとして、東弁部会、一弁部会、二弁部会、裁判所部会、検察庁部会というような形で部会活動を中心にして、その上に法曹会全体の活動ののって行くようにした方が、本当の活性化ができて

るのではないかと思います。

猪股 その場合、たとえば、横浜・埼玉弁護士会、に所属している方について、これは執行部だけでやるのか、何かまとめるには、どうするかという問題があるわけですね。

中津 仮に、埼玉・横浜の方も加わるということであれば、部会とは別途に考慮する必要があります。

猪股 だから東京三会以外の弁護士会員については、これから検討をしていかなければならない問題かも知れませんがね。

野宮 総会、その他でコンセンサスができましたら、執行部も具体的にそのように対応し検討に入ることになります。数としては事務局は大変になりますけれども、事務処理の問題はまた別に考えなければなりません。たとえば、従来、東京三弁護士会の会員で構成する東京都弁護士健康保険組合に横浜・千葉・埼玉の三つの県の会員がいまは一緒になっていますね。東京都弁護士健康保険組合となって、もう二年になりますか、一緒になっています。今までは一緒でなかったのが、新しく加入してきたと

いうことでございます。そうでございますので、三つの会員数のうち、中大のOBがどれぐらいかという把握はできるのじゃないでしょうか。ただ、事務的にはちょっと大変だと思えます。

中津 それは把握はできません。問題は、会活動を活性化するためにどうするかということだろうと思えます。

猪股 繩稚先生も前に事務局を担当して、現在常任幹事ということでございますが、如何でしょうか。

繩稚 中大法曹第七号とお手許の資料を見ますと「歴代幹事長」の系譜がございます。第九代の石田寅雄先生とあり、同幹事長は昭和四三年から四五年とありますけれども、おなりになったのが四四年の五月の総会ですね。お辞めになったのが四六年五月の総会までですから正確には昭和四四年度、四五年度ということになるわけですが、私は石田寅雄幹事長、ここにいらつしやる松井先生や現在大学の評議員会副議長の赤坂先生が副幹事長、私が阿部三郎事務局長の後任事務局長を担当しました。

私は本日、「中大法曹第一号」（創刊号）

を持って参りましたがこれは石田幹事長のときに山本忠義編集委員長の下で作られまして、石田幹事長が巻頭言の中で「本会のために赤坂、松井両副幹事長、繩雅事務局長、本間、亀井、中津各担当の方々をはじめ、委員各位のご努力の成果として敬意を表するものである」と書いていらっしやいます、その後第一八代木戸口幹事長の、昭和五四年、五六年は副幹事長をやらせていただきました。思い返せば、昭和四四年ですと、もう二十年になります。私の次が一弁のほうに行きまして依田先生がおやりになって、依田先生と事務の引継をやったことなんか昨日のことのように思い出されます。

それはさて置きながら、四二年、四三年のときには、今でも思い起こすのは、第一弁護士会の三階の委員会室に、富田喜作幹事長に面会を申し込み、中大法曹会を改革しなければならぬんだというようなことで、意見を具申したようなこともありまして、現在の会則は整備されておるとはいいいながら、前の会則は不備なところがございまして、当時は学園紛争がございましたから、

非常に混沌とした世情で、中大法曹会の会則改正が承認されて、丁度石田幹事長が昭和四四年の五月に新（現）会則での初代の幹事長にられました。そのとき幹事が五〇人から倍増の一〇〇人に、常任幹事も二五名にふやした時代でございます。大学問題委員会を作ったり、意見書を出したり、いろいろ今から考えると、随分あの当時は忙しかったように思います。

それから「在京の法曹」ということにつき、会則改正ではいつも問題になることがあります。それは第二条の「親睦をはかるとともに大学の興隆と司法の発展に寄与する」という問題と、「法曹会の組織」との関係ですが、東弁、一弁、二弁、それから検察、裁判、が組織化されている。そのブロック制で成り上がっている中大法曹会の現状と、それから財政的な問題、そのことを考えますと、一つの意見具申を出すについても、政策団体的なきちつとした意見が出てくるのだろうかとか、選挙をして公平に選ぶべきじゃないかとか、ブロックを廃止しろという案が出たり、いろいろ論議がございましたが、在京の問題、特に第四条

の「在京の法曹」と「本会の趣旨に賛同する」ことについては、千葉、埼玉、神奈川県を含むべきじゃないという議論はいつでもあるんです。最近では消えています、その後、改正しろと、会則改正問題では必ず問題提起になるわけです。ところがその範囲が、じゃ、千葉といえは館山まで含むのか、あるいは神奈川だったら小田原まで、熊谷のほうまで埼玉は含むのかというような問題などがあって、まず在京並びに本会の趣旨に賛同する者の申出により常任幹事会の議を経てということと絞りをかけています。徐々にやっつけていこうじゃないかということ、確かに私が事務局長になった昭和四五年当時は一七〇〇名でした。現在は二三八〇名です。つまり五〇〇名ぐらい増えていきます。そういうふう段々増えていきますが、関心度と、それから中大法曹会の将来と展望を考えました場合に、親睦団体に徹するためには、ある程度の限界はやむを得ない。強制加入させて中大法曹会として引つ張り回すわけにもいきませんし、そうかと言って、単なる親睦団体化してしまえば、これはそのままでもよいわけです

し、また中大を出た学生の資質とか、大学自体として一〇〇年をふり返って見たとき、質実剛健なところは結構ですが人を集めて大いに司法問題にばかり議論したり、あるいは親睦団体以上のことをやっていくために関心を持ってくれといつても、また、会則だけ改正しても集まるわけでもございませぬが、会則を改正して、強制的な方法で人集めをしない限りは、なかなか限界がありますから、親睦団体でいいじゃないか、司法の発展に寄与するといったような抽象的な目的を加味しておけば、いざというときにはいいのではないかとというようなことで、ずうっと二〇年間やってきたのではないかと考えておるわけでございます。

■会員への通知はどの範囲にするか

猪股 繩稚先生が事務局長をやっていた頃、総会案内の通知は、どの範囲まで出したのですか。

繩稚 総会については、会員全員に通知を出しました。しかし、幹事会は新会則によって、年間最低限度四回開くことになりました。それで、常任幹事会、幹事会、ある

いは執行部会はその都度、今と同じように通知をしておりました。財政的な問題については、確かあの頃には、石田幹事長、その他副幹事長の方々に負担をいただいたりして、やっておったような状況です。

■会報の頒布状況について

猪股 それでは当時、会報の頒布について、どのぐらいの範囲でやられておられたのですか。

繩稚 「中大法曹」創刊号は昭和四六年五月に発行されたのですが、会報は全員に送しようというわけで、全員に発送したのではないかと思います。

依田 していいですよ。

中津 発送費というのが大変なんです。

依田 編集費だつて大変ですよ。

中津 発送費のほうが格段に高いです。

依田 ぼくのときには送ろうとしたが、会費をもらっていない時代で金がなく、送るのをやめちゃって、総会の時に渡して、そのほかは各弁護士会の控室においてもって送ってもらうことにしました。裁判所や検察庁には配布を頼むということでしたね。

猪股 野宮先生が編集委員長のときには、

全会員に対して頒布しようということになりました。ただし、各会の実情によってやりましょうと。そこで、一弁は一弁で頒布する。東弁・二弁、裁判所、検察庁は全会員に対して発送しました。東弁と二弁は、会報代を支払ってもらうことにして、印刷文を同封しました。昨年も確かそういうふうをやったのではないかなと思います。設楽先生、どうですか。

設楽 一弁のほうはどうしましたかねえ。

深沢 うちのほうでは全員には送りません。それで機会あるごとに持って行きまして、そういう会合で、まだお受け取りになっていない方に頒布しました。

設楽 お金はいただかないわけですか。

深沢 受け取らないんです。

猪股 東京弁護士会での会報頒布について、

稲田先生からお話を伺いたいと思います。

稲田 昨年度の「中大法曹第一二号」ということになりましたが、猪股先生などが中心になって一生懸命作っていただいたものだからということ、お金が集まるかどうか心配でしたけれども、多少部会の子算があ

ったものですから、一一号に做って一応全員に送ってみようということで、約一〇〇〇部を会員に送りました。金額については各会に任せるといってお話でしたので、三〇〇〇円を振り込んで欲しいという依頼書、振込用紙を全部添付しました。その結果は、思ったより回収率が良く、約四割ちょっとの方から振込がありました。送料が一〇〇〇部で確か三〇万円前後でしたので、それに対し一二〇〇三〇万円の振込があったということになり、十分ペイしてお釣が来ました。ちょっと私ごとで付言させていただきますと、深沢先生がおっしゃられてたように、私自身ノンポリで、あまり関心がなかったのですが、赤坂先生が幹事長るときに、初めて幹事ということで名前を出されました、幹事は何をやるのかと伺いましたら、会費を納めるのだと(笑い)ということ指示でして、野宮先生の下で編集委員ということで一時的に入ったのですが、個人的な事情で中座し、今度は事務局次長ということ狩り出されたという経過があります。そういう経過からしますと、一部の先生方に財政的な負担をしていただくより、各人

がみんな会費を納めることのほうが、私に関心が持てるんだろうと思うんです。そのかわり会費を納める見返りと言いますか、それに対してどう応えていくのかということではないかと思うんです。会報の配付をして感じたことですが、中大法曹というのは何をやっているのか分からない人が大半だと思のですが、会報が送られてきてみると、やはり母校に対する意識、同窓意識はみんな持っておられるのだということだけはつくづく感じたわけです。たとえば、正月の箱根駅伝を見ると、やっぱり夢中で応援してしまうのと同じような部分があるだろうと、そうするとそれは何に求めたらいいんだろうかということについて、私はもっと若い人達に参加してもらうことが必要なのだと思います。それで深沢先生が言われたような広報活動もどんどんやっていく、そのためには、今の事務局体制では、部会にしろ、東京三会を合わせたにしろちょっと無理だと思うんです。というのは、頭ばかりで、そう言うっては何ですが(笑い)、事務局は局長と次長の一人ずつしかない。だから各会に分かれてしまうと次

長一人なんです(笑い)。副幹事長と次長二人でやれといっても無理なことなんです。むしろ事務局長、局長を中心として、若い人達の事務局員を沢山置いて、その人達にある程度任せて、自分たちが何を期待し、何を求め、何を作ろうかということを、もう少し任せて御覧になったらどうかということ、先輩にお考えいただきたいと思えます。

猪股 第二東京弁護士会では二弁部会を、どのようにやっていますか。

鈴木 東弁では「ブロック」といっています。東弁ブロック、一弁ブロックといううな位置づけをしております。

増田 二弁部会としては、その年度の法曹会の副幹事長が二弁部会の総会を招集しまして、年に一回、昨年は九月に開催して、大体四〇人ぐらいの先生方が出席されました。本日ここに配付されております資料に、二弁は三八二名と載っていますが、全般的には法曹会に対する関心が薄いように感じます。では、関心が薄い、あるいは中央大法学法曹会のほうに目を向けてもらうのにはどうしたらいいか。実は私が副幹事長にな

つてから気が付いたことは、今日、生涯教育などと叫ばれております。法曹会が中心となって、何か皆さんが集まって勉強する機会を作るべきではないかと思ひます。先般セントラル野球連盟会長で、先輩の川島廣守先生の「野球と人生」というタイトルの文化講演会が開催されました。また、ドイツの何というタイトルだったか忘れませんが、本学文学部教授の小塩節先生が西ドイツケルンに日本文化会館があつて、その館長をやつておられたということから、ここで、法曹会と南甲倶楽部との合同での文化講演会をやられたのですが、この二つの講演会は実に内容のあるいい文化講演会だったんですね。しかし、出席されている方を見ますと、法曹会もあまり人数は出ていないし、それから南甲倶楽部からも、内容がいいのにかかわらず出席者としてはあまり出ておられない。確か合計で一〇〇人ぐらいだろうと思うのですけれども、こういう文化講演会をもつとやるべきじゃないかと思ひます。ちょうど堂野先生がおられたから、先生、こういう会を年に二回じゃなくて、少なくとも四回はやるべきではな

いかと申し上げました。その講演会が終わった後に、今度はパーティーがこの記念館で、行われました。そのときに、また感じたことは、法曹会の人は一まとまりになつて、ビールを飲んでいる。南甲倶楽部の方は、また向こうのほうでビールを飲んでいる（笑）。私などは顔が狭いものですが、南甲倶楽部の方はもちろん存じ上げない。そうすると初めて、ああ、こういう先輩がおられたのかという方が向こうにいて、こちらはいつもパーティーで一緒になる先生方とビールを傾けると。これはやつぱりいけないなあということが強く印象に残つたんです。ですから、もしやるのであれば、南甲倶楽部も法曹会もそれから税理士会とか弁理士会とか、支部の名簿を見ますと、会計人会などというのがあつてですね。そういう人達も含めて講演会をできるだけ多くやると。それで、それには若い人も、生涯教育ということで出席されると。それによつて母校に対する愛着というものも生れるし、また、出席する機会が増えれば、次も参加しようということになるだろうと思ひます。たまたま一昨日一月一六日に、こ

こで南甲倶楽部の賀詞交換会というのが開催されました。実は野宮幹事長が午後一時からの講演会、私はこれをどうしても聞きたいという気があつたものですから、お呼ばれされていないのに出て行つたんですけれども（笑）。受付に行つて、呼んでないんだから帰れなんていうことは言うわけはないから（笑）かまわなと思つて、受付で名刺を差し出し、法曹会のこれこれと名乗つて、出席したいと申し入れたら、いやあ、それはもう実に有難いことですというので、早速出席者の名札をその場で作ってもらひまして、講演会に出させていだきました。それで、また二時からのパーティーを、この二八〇号室でやりましたら、何人かの法曹の先生が来賓として来ておられました。あとは全部南甲倶楽部の方で、もちろん顔も見ることがない方ばかりでした。私は南甲倶楽部だけで賀詞交換会をやるのはいつたいたうことなんだと。過去のいきさつは私は全然分らないものから、感じまして、早速幹事長に、先生、南甲倶楽部が賀詞交換会をやる

のなら、何で法曹会も一緒にやらないのだと。実業界の人と法曹会とが交流して、一緒にやってやるのが一番いいのじゃないかと。是非、これ考えましよう。で、私たちの平成三年・四年の現在の執行部として、も、考えていることは、できるだけ他の支部会と交流を深めようということが一つ、それからまた文化講演会というような会を何とかもって開催して、皆さんに大学へ来る機会を設けて、そういう大人の勉強をしてもらおうという話を、執行部ではしているんです。

神 今の増田先生の考え方は、私も賛成です。実は同じことを言わせていただこうと思っていたんです。その理由が二つありまして、一つは、私は、事務局次長になって、中大法曹会がこういうことをやっているということをはじめて知らされたわけで、他の先生と全く同じような立場でした。ただ、弁護士会に関しては一弁の中とか日弁連の中でいろんな仕事をさせていたが、まして、いろんな先生と知恵を得ることができたのですが、そういう中で弁護士さんのいろんなグループを見ていて、

特に若い、登録一〇年未満の先生方は、いろんな派閥で何かをしようとしても、すぐその派閥には入ってきません。だから来て下さいという形でまず派閥・部会に入っていたと、それにはまず関心をもたせる。そうすると、参加されるというタイプの方が多いように思われます。そういう意味で、講演会、そういうイベントを中大法曹会が中心になってやれば、若い人達が入ってくるだろうと思います。

それからもう一つは、これは南甲倶楽部ではないのですが、南甲倶楽部の方々も大分入っている、ある中大の先生を囲む一つのグループがあります。これには法曹も何名か入っていますし、実業界の方も幅広く入っているのですが、一年に一遍だけの会合です。そこでは必ず講演会をやりまして、その後には懇親会をやっています。これは中大の出身者ばかりの集まりなんです。講演をされる方は、その中でそれなりのトッパへ昇り詰めた方です。いろんな話をしていただく、自分たち中大の先輩にはこういう立派な人がいるのだということが分るわけで、そして、交流する機会をもてるの

ですが、これが毎年盛況でして、約一〇〇名ぐらい必ず出てきます。これは中大法学部の教授なんです。これは中大法学部ではなくて、法学をやっていた方を中心に集まったグループが、今から五年ほど前に作って、これは毎年少しずつ増加する形で進められています。その中でいろんな人と名刺を交換したりして、仕事に繋がっていらっしゃる方もいて、そういう意味で、いろんな講演会をやっていく。当面は中大の出身者を講師、講演者にお迎えして、そこで若い人達を呼び込んでみたらどうかというふうな、私は思っているんです。

■活性化を図るための 企画・行事について

猪股 有難うございました。今、各会における活動がどのように行われているか、ということに関連して、文化講演会、座談会、それから他の支部との交流についての意見も出されました。本会の会則の第三条によりますと、研究会、講演会、座談会の開催を事業としてうたっております。これは、私たちが年一回やっているような講演会や

座談会ではないと思うんです。少なくとも新しいものを開拓し、創造していくという意味で恒常的であり、さらにより高尚なものであるべきだと思います。会の活動についても、そうした文化講演会というようなものを、あるいは学会と一緒に積極的に進める。それも何回もやっていくということにして、活性化を図っていく必要があります。毎年五月の総会には、新入会員を招待して、パーティーをやりませう。新入会員が、中大法曹会に参加する最初ですが、そのうちに、自然に足が遠のいて、会に対する意識が薄く、遠のいてしまうというのが現在の実情じゃないかなと思うんです。やっぱりこれを結び付けていくには、そうした催しをやる。そして大学に関心を持たせる、法曹会に関心を持たせるということがどうしても必要だろうと思います。そういう意味で、法職講座に関して、法職講座のチューターとして参加されている会員の意識はどうですか。

鈴木 その前に、先程各ブロック、部会というのですか、総会案内をどうしたとか、それから会報の頒布の問題ですね。実は私

は二代坂本幹事長の下で、東井のほうからの次長をやらしていたいた経緯があるのですけれども、その前は、恐らくその前の一時期ぐらいじゃないかと思うのですけれども、総会の案内を会員全部に出していなかったことが現実にあったようです。要するに幹事にだけ出すのだということです。ということは、全員に出すということ

は事務的にも大変なことだし、費用的にも会としては大変な負担になるので、運営上、そのような取り扱いをしていたのではないかと思います。ですから会報なども、せっかく相当部数印刷をしながら、死蔵している部分が相当にあるのが現状だったのじゃないかと思うのです。それで、先程、稲田先生がその間の事情を申し上げておりましたとおり、個人的には、事務局としてはたった一人の執行部ですから、非常に悩みになった経緯があったようですね。

「まあ、やってみなければ分かんない」ということで、やってみていただいた結果、お話しのような結論が出ているということです。やはり総会の開催は全員に通知すべきであると考えますが、名簿の

把握が非常に大変なんです。そして名簿がある程度整備されたのが、ここ三、四年ぐらい前にやっとなことと、その前は名簿自体がはつきりしていなかったわけですね。この名簿の整備が大変だったということが前提になったと思いますけれども、やっぱり総会は総会ですから、きちんと全員に招集のご案内を差し上げるべきであると思います。それから総会に出た方は、会報は、会費を払って、その場でいただけるのですけれども、その余の方々には全然行っていないということでは困るわけですから、事務的には大変だと思えますけれども、若手の方々を事務局員としてお願いし、無理のない、円滑な運営を図るべきであると考えます。そして又、これが若手の方々に対して中大法曹会に対する関心を持っていただく一つの大きな要因にもなるかと思えます。

今回、幹事の定員を、若手の登用ということを主眼におきながら、二〇〇名から三〇〇名にしていたいたわけですが、このことは各種委員会の活動を活性化するという意味からも非常に結構なことであろうかと考え

ております。ところが、その実態を見ますと、私は一五期なんですけれども、私クラスがまさに一番の下っ端クラスぐらいの感じの(笑い)幹事会なんですな。

そういう実態からいたしますと、若手、若手といいますが、全部が全部じゃないかも知れませんが、一般的には弁護士登録、或いは、任官いたしますと、ことさら入会申込みなどなくても、当然、中大法曹会の会員なんだということで、総会などの案内だけが行くわけですけれども、組織の実態が分らないことも多分に影響しているとは思いますが、いずれ、顔を出すことと自体が容易じゃない。たまたま先輩からのお話があったりして、総会などに、出て行きましたも話相手がない。それでやっぱり先程の増田先生のお話じゃございませんけど、みなさんとは離れて、隅っここのほうでコソコソやっているといるというふうな感じが非常に強いわけです。各種委員会の委員をお願いをして、そしてその中でいろいろとご協力いただいているような方々は、比較的意識もありますし、仲良くもなるのですけれども、それ以外の方々はほとんど

出てきたこともないわけです。相当年月、十何年ぐらいキャリアを積んでこない、幹事でもなかなか出にくいといいますが、出られないという実態があるわけです。そういうような中で、実は法職講座のほうで、実際にいたしますと若手の方々を中心に○○名以上動かしているわけです。チューターの派遣、答案ゼミや公開答練の添削やら、それから駿河台記念館の中にある研究室員の指導、大変なサイクルで動いているわけですから、そういうときにもいろいろとお願い事ばかりでございます。これも従前は大学のほうと運営委員のほうとで手分けして、個別に一本釣みみたいな格好で、何とか協力してくれ、頼む、頼むという形でいろいろやって参りまして、ご苦労ばかりかけていながら、少なくとも中大法曹会という名において若手の方々に対して、何らかのことをして差し上げたことは、従前はまずなかったのではないかと思います。ですから、若手の方々には中大法曹会全体に関心を持っていただき、また、多数の参加をいただく、それから、司法試験受験指導の問題、その

他、法職講座を含めていろいろと協力いただくという意味におきましても、やはり平素の運営上、いろいろと配慮していかなければならぬ問題があるのではないかと感じます。また、これは昨年からはじめて、お願い申し上げてご配慮いただいたのですが、中津先生がたまたま法職教育検討委員会の委員長をしておられまして、私は法職講座の運営委員をずうっとやっていたものですから、やはりそういう閉鎖的なものじゃなくて、東京三会でそれぞれ新登録をした若手の会員をリストアップし、これを指導員として、確保する、そして大学の要請があったときには、随時派遣できるようにシステムといいますか、体制作りをお願いいたしました。これは正式に執行部としての機関決定の下になされたわけではなかったんですけれども、とりあえず、法職教育検討委員会としてやってみようということで、これは昨年に実現しました。今年もそういう意味で新合格者を含めて、若手の方々の協力者リストを作成し、法職講座のほうから協力要請があった場合に、こういうメンバーがおりますということで、大学

側の要請に的確に対応できるようなシステムを制度化しようということで、検討を行っている最中なんです。若手の方々は、中大法曹会それ自体に対しては確かに関心がないのは事実と思いますが、後輩の育成指導といえますか、チューター、その他、講師的な立場での協力につきましては非常に熱心でございますので、こちらが見ておられます、ほんとに涙が出るほどに一生懸命やっていたいております。ですから、やはり中大法曹会として各方面からいろんな知恵を絞って、若手の方々との接触を多くしながら、若手の方々の立場をもう少しお考えいただければ有難いと思います。

それからもう一つ、ついでですから申し上げておきたいのですが、法職講座のほうで、入学式が終わった翌日あたりの、法学部のオリエンテーションが終わった後に、開講シンポジウムというものを、例年行っております。今年も四月六日に予定しているのですが、そのときに、法曹とは何ぞやということ、裁判官、検察官、弁護士三者から、それぞれ講師をご依頼申し上げます、きわめて、限られた時間ではございま

すが、基調講演などをお願いしているわけです。これも従前は中大法曹会の窓口を通さないままに、各人それぞれが「おい、俺、あれ知っているから、あれに頼んでみるか」とか、「じゃ、あれはどうだろうか」とかいったような形で、今まではやってきたのですが、こういうやり方では、どうしても、一部に偏ってしまう傾向が出てきます。それから継続性の問題もあります。そんなことで、今年度は、私が先任ということもあつたと思うのですけれども、法職講座運営委員会の委員長から事務室長を通じて、講師の推薦依頼があつたのですけれども、今回は、個人的に推薦するという方式をとらず、このことを即刻事務局長のほうに進達いたしました、検察なら検察、裁判所なら裁判所の各ブロック、あるいは弁護士会ブロックと協議していただいで、正式にご推薦をいただくということをお願いを申し上げます。そういうこと

のほうは決まっております。そういうことで、中大法曹会としても、親睦か、政策かという大所高所からの議論もあると思いたすけれども、私も第一線にいる者とい

しますと、やはりいろいろとお願いすべきことが多くございまして、何とか先輩の配慮をお願いできれば有難いと思っております。

猪股 北村先生、その点について如何ですか。

北村 私はこの中大法曹会メンバーの中では、深沢先生以上に、ほんとにノンポリかも知れないんです。(笑い)というのは、関心を持っていても、今まで何のお手伝いもしてこなかったという意味でのノンポリということでございます。

先程来いような話が出ておりますが、幸いというか、中央大学では合格者が多いですよ。われわれのときの合格者は一四〇、一五〇名だったですね。その中で、中大法曹会の活動をしているのは、こんなことをやっているな、あんなことをやっているな、何をやっているなという具合で、これはほんの代表選手のつもりでやってもらっているの、安心してお任せしているという部分も、実はあると思うんです。しかし、関心は常にあるわけです。あるいは向こうが専門だということもあるわけです。そう

いう意味で贅沢な悩みというか、分母が大きいだけに、中大法曹会にどうやって関心を引き付けて、どうやってまとめるかという苦労が逆にあるんだろうと思いますね。小さいと言っちゃおかしいですが、子供が今年大学の入学試験を受けるのですが、いろんな大学から入学案内を取ったんです。たとえば、立教大学は、開校以来、法曹資格を持っている者が僅か七十数人しかいないのです。それで大学でゼミを持っているんです。ゼミの講師のメンバーに、私の知っている後輩が七、八名いるんです。そういう七十数名しかOBがいないと、その中からは非後輩を育てようということで、若手の弁護士が大学でゼミを持っているんです。そしてできるだけ多くの学生が受験するように、関心を持つようになるんです。ああいうところはまとまるんですね。大きいところは、人数が多い故の悩みなんです。従って私はいろいろ悩みはあるだろうけれども、そう深刻に考えなくても、誰か「代表選手」が出てやってもらってれば、また、いざというときに集まれと思うことであれば、そう心配することはないと思うん

です。ただ、頭だけが動いて下のほうに目を向けなくなっちゃうといけないので、常に関心を持って、先程の話にもあるように、中大の出身者の講師を招いて、講演会をやるとか、そういう努力は常になければいけないけれども、集まりが少ないからあるいは会員の人数が少ないからといって、私は決して悲観することはないと思っています。

ただ、昔は研究室では合格者が多かったために、そこらへんに声を掛ければ、ある意味ではパッと集まる。あるいは組織強化ができた時代があったと思うんです。今はそういうことが無くなって、むしろ出身予備校のほうに重きを感じるような時代になってきたことを考えますと、やはり最少限、中大法曹会として毎年一月初めに合格者の発表がありますが、予備校でも合格祝贺会を大々的にやっていますでしょう。あれの向こうを張って、中大出身者全員を招待する。この頃は研修所に入る前だからまだ喜んでいて。研修所に入る前に中大法曹会が合格祝贺会を主催してやる。住所は大学に聞けば分かるのでしょから。研修所を

終わってから、これは法曹として会員ですから歓迎会をやる。これは当然ですが、そういうふうにはやったらどうかと思います。

それから、ついですからもう一つだけ申し上げますが、どういう活動をするかという中で、やはり中央大学があって、中央大学から合格者が次々と出ることによって、この中大法曹も発展していくんです。それが一番の根本なんで、仲間のOBと懇親を図るといことは言わずもがなで、当然のことですけれども、その次に大切なのは、後輩からどういう形で合格者を出すかということ、先程の鈴木先生のお話の点ですが、やっぱりああいう事業に中大法曹会が力を貸す、そのために中大法曹会は発展すると思うんです。それが一番大きな分野でしょうね。大学の発展に寄与し、大学に対する発言力を持つためにも、それなりの人材を大学、その他に送るといことも、それも合わせて必要でしょう。われわれの中大、いわゆる法科の中大の名前を、益々伸ばすための努力を、中大法曹が率先してやるということが一番大切だし、一見無関心と思われていて、会合に來ない中大のOB

の法曹も、そのことを一番重要なことだと思っ
ているはずだし、そのことをやっぱり期待して
いるのじゃないでしょうか。それが大事だと私
は思うんです。普段何のお手伝いもしていな
い人間が勝手なことを言っ
て悪いのですけれども、それだけしかないよ
うな気がいたします。

■幹事は代表選手である

猪股 幹事は代表選手だという意識をもつて、
代表選手らしくやっていただきたいと思
うのですが、この点について諸先生方如何
ですか。

鈴木 今の話しに関連して、参考までに申
し上げますが、ここ数年ぐらいだと思いま
すが、大学主催の司法試験合格者祝賀会が
持たれております。その前は大学のほうは
学研連は学研連で各会がそれぞれやってい
るだろうし、それでよかろうということ
で、大学主催の祝賀会は行われておりませ
んでした。昨年も大学主催の合格者祝賀会が
行われたのですが、そのときに八十何名の
合格者のうち、出席者が三十数名ぐら
いしか出席しないわけです。

増田 三五名だったです。

鈴木 例年、合格者の出席は大体その程度
なんです。そういうことも、やはり問題
があるのではないかと、それから、これは非
公式に中津事務局長に雑談的にお願いして
いることですけれども、執行部としても北
村先生がおっしゃったように、現実には、一
生懸命、薄謝、お車代、コピー代程度で
ご努力願っている若手に対して、中大法曹
会として、年に三、四回程度、若手中心の
会を主催して、そして現状報告をし、激励
するといいますが、頑張っ
て欲しいとお願
いをする、そういうことも含めてやってい
かないと、中大法曹会はあるけれども、私
とは関係ないやという感じを強くもたれる
のではないかとという印象を強くしておりま
す。

■法学部のカリキュラムの改正について

野宮 鈴木康洋法職委員のお話に関連して
お話ししようと思いましたが、いま北村先生
の発言の内容は、私の言いたいことを半分
以上言っていたいただきました。中大法曹会の

現在の法職教育検討委員会は、中村茂八郎
会員が委員長で、たまたま司法試験平成三
年度発表の直後でしたか、委員会を開きま
した。その席で、法学部のカリキュラムの
改正問題というのが、いま大きなテーマに
なっております。その過程で若手法律実務
家のマンツーマン方式に近いクラス二〇
名程度の司法演習講座を考えているので、
是非法曹会から人材を送り出す準備をして
欲しいという申し出が、法学部のほうから
も来ております。現実に、本年一月二八日
に、大学問題委員会、法職講座運営委員
会が合同で、法学部長以下六名の教授のご
出席を戴いて、カリキュラム改正の問題につ
いての説明と意見の交換をする予定でござ
います。その過程で、法職検討委員会の
中では、鈴木康洋先生の報告を聞いて、現
在行われているチューターの派遣とか、講
師の派遣などについて、是非法曹会に協力
してもらいたいということでございまして、
その具体的方法を論議したところが、法曹
会というのは、司法研修所を出てからが法
曹会の会員なんです。ですから法曹会の潜
在的なメンバーではありますが、合格者は

会員外なんです。そこに一つの盲点があるわけです。それから現在までにチューターとか講師、それから駿河台記念館にある研究室の指導委員、いわゆる里親制度というのを考えようではないかということが具体的にしておるようですが、そういう指導者はどうやって探し、どうやって依頼をするかという問題がありまして、そうすると従来は一本釣ということで出来ましたが、その方法だと学研連六団体の合格者が先輩とも直結しておりますから把握しやすいということでもやってきたんです。それがもう限界に来ておると。というのは、平成三年は八一名の合格者です。そのうち四割の三二名が学研連の合格者です。五〇名は学研連以外の学生の合格者です。その中には学研連の会員である者を含めて、いわゆる予備校に行った人もいるのですね。それらの人達を、合格者をどのようにして大学が講師とかチューターということをお願いをできるかという点について論議しましたら、どうも中大法曹会が一つのパイブになって従来から手の及ばないところをアプローチしなくちゃいけないのだという方向になって、

いま執行部は考えております。一つの例として、早速いまお話の合格祝賀会というのが議論になりました、合格者を全員お呼びして、法曹会としてお祝の会をやったらどうだろうか、先輩や若手の者にてできるだけ集まってもらって、合格者祝賀会をやったらどうだろうか、これを現在考えております。丁度一二月四日中大法曹会の幹事会兼忘年会を実施しましたが、そこできただけお呼びしようと、これは実際に呼び掛けました。実際は、五名ほど出席されました。それからたまたま大学主催の合格祝賀会を多摩でやりました。私も猪股さんと一緒に行って諸君に話をしました。あのときは六〇名位来ていました。

猪股 前はですね。

野宮 私は、この諸君にも、挨拶の機会に、中大法曹会としては是非こういうことをやりたいから、そういうときには参加してもらいたいという発言をさせてもらったんです。タイミングは具体的にいつやるかということも協議していますが、研修所に入る直後とかいうタイミングがいいのじゃないかというのが、中津事務局長ともご相談し

ながら、いま考えている一つの例でございます。そういうことでございますので、是非先生方の貴重なご意見をこの際出していただきたく、大学の法職講座、それから法学部カリキュラムの体制についての、指導員の派遣などについて具体的に協力いただければ有難いと思います。

松井 合格者の激励会、祝賀会の問題は、いろいろ経過がありまして、古い時代には中央大学自体がやっておったようなところですが、いわゆる法科万能主義といったようなものに対して、万能主義じゃないのだけれども、どこかに一種の嫌味みたいなものやなんかがあって、そのうちに大学自体が祝賀会をやるというような形態がずれてきたわけです。私が研修所の教官になったのが一六期の後期と、それから一七期、一八期、一九期を持つようになるのですが、一七期の教官になったときに、大学はお祝いの会をやっていないなかったから私は研修所の各クラスを連合させて、自らお祝いの会をやるような形を神田でやって、そこへわれわれは金一封を持って行って上げるといいうやり方をやりました。その後、今の状

態というのは、学研連がお祝いをやる。学研連がお祝いをやると三十何名とか、今年のあの状態です。それから大学でまた向こうでやる。そうしますと指導者になる法曹の先生方は、いわば法曹として中堅どころになって非常に忙しいわけですね。学研連がまとめてやろうといったのも、たとえて言うくと、学員会の副会長をやっておりまして、学研連の団体が幾つもあった、その一つ一つに回って行くのが大変だからというので、学研連でまとめてやるというので、やるのと、また、しかしそれはそれで、大学も研究室でもやるでしょう。だからそのお祝いの会のやり方というものは、よほど考えてやらないとすつきりかないのじゃないかと思えます。

それで研修所を終わって社会へ出て、社会の一般の人と手を握っていくという行き方が必ずしも(笑い)これは私だけかも知れないけれども、中大の人達はうまくないと言いますか(笑い)、それではみんながそうかと思っ行ってみると、やっぱり伸びている人は非常に上手にそういうことをやっている。その辺のところを研究室とその他で、研修所へ入った諸君に、本だけ読んでおるのが弁護士として、あるいは判事、検事でも同じだと思っのですが、大成することじゃないのだということを先輩が教え込まなければいけないのじゃないかと思っているんです。

鈴木 祝賀会のことなんですけれども、実は中大法曹会主催で云々という話は、合同で行くかいろいろあるんですけども、誤解のないように申し上げておきたいんですけども、いわゆる学研連とわれわれが通常言っておりますのは、玉成・真法・正法・中桜・瑞法・済美の六団体なんです。ところが大学で言っていますのは、学研連棟に入っている研究団体を学研連と称するわけです。ですから一二団体なんです。そうしますといわゆる学研連が合同して祝賀会をやるにしましても、これは六団体だけなんです。そうしますと六団体以外の研究室に入っている方は、その各研究室独自に祝賀会をおやりになっておるかどうか分かりませんが、もし、独自に合格祝賀会をやっておられないとしますと、その関係の方と、広い意味での研究室と称されるものにも所属されていない方の合格者が全部欠落するわけです。それを全部含めていくのは中大法曹会しかないわけですね。ですからそういう意味も含めまして、執行部として真剣にご検討をたまわりたいと思っます。

話ができるようになって、今度は中大法曹会へ来なさいということ came した、うまく網に入れないと、いろんな会合が開かれても、一人ぼっちという状況になってしまわうわけですね。

稲田 今の話に関連しますが、合格直後の祝賀会も結構だと思いますが、弁護士になってからの二、三年ぐらいの人達に、PRを兼ねてそういうところに参加してくれという呼び掛けをやるのもいいと思うんです。一つは広報活動ですが、どのくらいの人が集まるかというものはあるにしても、そういう活動の一環として若い人達を吸い上げる。そういう人達も、何かやってやりたいという気持は持っておられるはずですよ。法職過程もその一つですが、それ以外の一般学生に対して、文化祭であるとか、クラブでどういう活動をやっているか、たとえば町に出て法律相談をやるという企画も中にはあると思うんです。そういうところとタイアップして、若い人達に、こういう行事をやって、法曹会で後援しているから参加をしないよというような形で、広報活動をやる。全員に出さなくても、もうこれは

三年目までとかいろいろな活動であれば、そう金をかけなくてもやれる範囲は幾らもあるのじゃないかと思えます。

■ 広報誌の発行回数と横の連絡について

猪股 有難うございました。広報活動について、先程深沢先生のほうから、広報活動の強化という意見もありましたし、稲田先生から違った面から提案がありました。いま私たちの広報活動と言えば、二年に一回の「中大法曹」の編集を会報編集委員会でやっております。それ以外は格別のことをやっております。

学員体育会では、毎年一回、南甲倶楽部では機関紙を年四回も発行しています。私たちの広報活動が、会報編集委員会がやっているようなやり方だけで十分なのかどうか、世の中は目まぐるしく変わっていますし、大学のほうも変わっているから、そういうことのためには、薄くてもいいから木目の細かいものを頻りにやってみる必要があるのではないかなということをお考えいただけます。これについて、幹事長は如何

ですか。

野宮 司会者の猪股先生は、会報発行の責任者をやりましたし、四〇周年記念行事実行委員会の記念特集号編集部長を担当しているわけですし、先生年来のご主張であることは承っており、趣旨としてはよろしいことだと思っております。差し当たり、当面、今年度は四〇周年記念で、今年五月をめどに特集号(第十三号)発行の計画がありますし、それから平成四年度は、平成五年の五月の総会に、通常の会報を第一四号として、これは一〇年前の三〇周年のときも同じだったわけでございます。今のご趣旨は、更にこれを強化する意味で、毎年発行、それから中間で薄くてもいいからお話でございますから、これは考えてもいいのじゃないかと思えます。いわゆる「中大法曹会ニュース」というような斬新な感じのものは考えてもいいのではないかという気がいたします。今後はこの辺の編集方針を、もう少し目的に沿ったコンパクトなものしながら、総合的に考え合わせて予算面でも関連して検討をしたいと思えます。

鈴木 毎年会報を出していくことになりま

すと、財政上の問題、委員会の構成問題とか、いろいろご苦労も多いと思うのですけれども、大学の現状がどうなっているか、学部改革の問題、それから大学院の改革問題も現実化しているわけです。そういうことについて中大法曹会・大学に関心が強い先生方でも、今ということが行われているのか、分からないというのが実態なんです。それで、大学の広報誌である「HAKUMONちゅうおう」に学部改革の問題について、まだ中間的なもので確定には至っておりませんが、広報的には出しているわけです。今度は大学院の改革問題が現実化するということで、高窪教授が大学院の法学研究科委員長に就任されて、即刻現実的検討を行い、平成三年一月六日付のものですが、討議資料として、「大学院制度の改革に関する問題点」のとりまとめを行っておられます。恐らく、これをベースにして、今後いろいろ大学院大学の構想を練って行くのではないかと思います。現実化に向っているようなこともありまして、そういったように大学の現状についても、会員の方々にご理解いただく意味で、特別

版を出すというのも一案ではないかと考えております。

猪股 増田先生、どうぞ。

増田 先程、神先生がおっしゃったのは、自分は一匹狼といえますか、いわば学研連出身ではないということなんでしょう。

神 はい。

増田 今までのお話で、法曹会の会員が多いのに、あまり参加しない会員が多いのは、学研連の出身の方でない人が、横の連絡がないとか、学生時代の仲間がいないということまで出席されないだけで、関心がないわけじゃないと思うんです。今日の出席者の先生方を見ても、みんなどこかの研究室の出身の先生なんです。だから研究室出身でない方も、何とか参加していただくような方法を考えないといけないのじゃないかと。去る一〇月八日の四〇周年記念行事などは、二〇〇人以上の会員のうち、一割程度の二四〇名ぐらいしか参加していない。あれだけ呼び掛けて一割というのは、困ったものだと思ってるんです(笑)。だから神先生のような人は貴重な存在で、できるだけ学研連以外の先生方にも参加するように

働きかけたほうがいいと思うんです。

中津 研修所を卒業して法曹になる人も、

中大在学中は横の繋りは少ないわけですから、研修所の同期生ということで、同期会を作ってもらって、それを法曹会でバックアップする。各期ごとに中大法曹会を作っていけば、別に研究会ということで繋っていない人達も、同期生として集めることができる。しかし修習生にただ任せておいたのではなかなかうまくいかないから、法曹会がバックアップするという形で、各期の会を積み重ねていけば、しっかりしたものができていくのではないかと思います。

鈴木 これは二、三年ぐらい前からみんな切れちゃったんです。実は先程の話に戻るけれども、指導担当の若手を糾合するという意味で、東京周辺の修習生に幹事役になってもらい、連絡を密にして、チューターの派遣に協力して欲しいということ、二期ぐらいまでは、うまくまとめ上げるような形で、いろいろやっておったけれども、その時々の人材といえますかね(笑)。

中津 大事ななのは世話人です。

鈴木 世話人になる人がいませんでうま

くいかないんでね。そういうことですから、中大法曹会として、正式にバックアップ体制を取っていただいて、飲む話はあんまり健康的じゃないかも知れないけれども（笑い）、たまには寿司でもつまみながら、懇談するといったような機会の中で、うまく横の連絡を取っていくことも、現実的にやるべきではないかと感じております。

稲田 そのことに関連するのですが、松井先生が教官のときに、ぼくら一七期もお世話になったわけですが、先生のお話のとおり、私どもの時から大学主催の祝賀会が無くなってしまうんです（笑い）。それで憤慨しまして、一番多く受かった年でもありましたので、各クラスから代表委員を出して、委員会を作ったわけです。中津先生なんか旗ふりをやりました。松井先生が扇動したのかも知れませんが（笑い）、大学でやってくれないなら自分たちでやるという事になったわけです。そこで確か各クラスの委員会が協議をして、謝恩会という形ですることにしたんです。先生方のお蔭で受かりましたということで、総長以下全員に招待状を差し上げたわけです（笑い）

これで大変な金が集まったわけです。多分それまでの祝賀会の中では一番盛大なものになったと思います（笑い）。

松井 ぼくはY君に、君、連絡取って、やれって言ったんですよ（笑い）

稲田 それでいい意味での効果といいますか、副次効果が、今も話題に出た横の連絡がものすごく密になったと思います。今でも一七期は結束をしているのですが、そういうことを契機として、いま鈴木先生が言われたように、まとまっていく必要があるかも知れません。

■会則の目的を達成するため に若手が確保されているか

猪股 会則では「中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする」というたいへん高い理想・目的が掲げられております。最近の中大法曹誌には「発達」と書いてあるようにすけれども、これは「発達」が、いつの間にか「発達」になったので、間違いでございますので、訂正していただきたいと思えます。

いま大学問題委員会と、法職教育検討委

員会という二つの委員会が、この目的に向けて検討し実践活動をしているわけでございます。法職教育検討委員会では、法職講座を中心に法職教育について強力なバックアップをしているという評価ができるだろうと思えます。一方、平成五年四月には法律学科の授業科目が大幅に改正されようとしています。その中で、これは法律専門科目として、憲・民・刑の司法演習、それから七科目の特別講義に若手法曹に講師をお願いするという案が出されております。これについては、法職教育検討委員会でも検討されることになると思いますが、具体的にいうと、どのくらい若手が確保される見とおしですか。

鈴木 実は過般、カリキュラム検討委員会のほうで、大体の大筋の改革案は、教授会を通したらしいんです。ただ、細かい点になりますと、まだ正式に皆さんに配付申し上げる段階にない……。

依田 これはもう来ているでしょう。

鈴木 いや、いや。

依田 僕はみているけど。

猪股 それは「H A K U M O N ちゅうお

う」でしょう。九月二〇日に策定していただきます。

鈴木 策定して、それがまた変わるとかいふ話があるようなんです。そういう意味で申し上げたんですけれども、最終案としては、ほとんどそのとおりになるのではないかとということなんですけれども、カリキュラムの問題について、特にわれわれの一番の関心事である法学部法律学科のカリキュラムの中の、必修科目をどうするかということについての議論を早く詰めて、結論を出そうという段階にまで入っているようなんです。問題は、その中に司法演習という形で、OBに講師を依頼して、そして一年の後半から二年にかけて、半年ぐらいのペースでこれは、正式な単位になるわけです。単位は二単位をもらえるようですけれども、そういうようなことを現実に、来年の四月から実施に踏み切ろうということで、大綱はほとんど決まっておるわけです。そういう意味で、法学部長のほうからも、内々、いづれ中大法曹会のほうに講師の派遣について依頼を申し上げることになるので宜しく、というお話をいただいているわけです。

ただ問題は、いわゆる若手法曹というような意味での位置付けだけなのか、司法演習といましてもどういう演習をやるのか、憲・民・刑を全部取れるのか、あるいは憲法なら憲法、民法なら民法だけに絞って受講させるのか、そういう細かい議論がまだ正式に詰まっていないみたいなんです。ですからその辺のところが、大体ある程度はつきりした段階で、どの程度のクラスといえますか、どういう人材を派遣したらいいのか、その制度の趣旨に合った形で検討をしていきたいと思いますし難しいのではないかとということで、具体的な議論に入っていないわけです。ただいえることは、少なくとも来年の四月から現実に司法演習というものを、正式なカリキュラムの中で講座を持つということになりますと、夏場前にある程度講師の候補予定者を決めまして、それで教授会なり、しかるべき教授との間でいろいろと議論を詰めながら、どういう講義にしていくなのか、どういう位置付けでいくのかということ、検討をして行かなければいけないのではないかと思えます。いきなり四月になって、「はい、お前行っていい」

じゃ、バラバラになってしまいますから、このような作業も恐らくは、大学問題委員会や法職教育検討委員などで正式に話が出ると思うんです。ですからその辺に対する中大法曹会としての司法演習取組についての意見なり、考え方をある程度集約していただいておりますと、いざ出発のときに非常に難しくなるのではないかと思えます。

猪股 先程、北村先生が数が多い悩みだということを言われましたけれども、だから幹事なり、また選ばれたチューターは、代表選手という位置付けになるだろうと思えます。代表選手というのは、常に、いつまでも代表選手じゃなくて、ときには後進に道を譲るといふ意味で変わってやらないと、マンネリズムがいつのまにか支配する、情性に流されることも配慮しなければいけない。特に法職教育検討委員会、法職講座については、有能な若手を全部網羅しながらこれを登録する。そして二年に一回、または四年に一回投手を交代して次をあてる、そういう組織づくりを検討する必要があると思われませんが、如何でしょうか。

松井 それは研修所の教官と同じじゃないですか。

猪股 はい。

松井 三年以上はやらせないで、一年では経験が足りないよ(笑)。

鈴木 大学側では実務法曹をお願いするわけですから、それぞれ大変お忙しいであろうから、二年、三年にわたってお願ひ申し上げることはとうていでき得ないだろうと、従って半年なら半年お願いして、投手交代しながら、あるいはむしろ一期ぐらいは留任でもいいんでしようけれども、サイクルで回していこうというのが基本的な考えのようなんです。ですから、やはり講師陣の裾野をきちつとしておきませんと対応できなくなってしまうので、これは非常に深刻な問題が出てくると思います。

これは後で議論になるのかも知れませんが、特に学部改革の中で、国際法律学科の定員を一六〇名にしたという原因が、従前の法学部の正式な定員が八〇〇名なんです。文部省の関係で臨時的に一六〇名増やして九六〇名になっているわけです。そうするとこれは臨定ですから放っておきま

すと、いつの日か八〇〇名に減らされる可能性があるということも背景にあるようにございます。それで新学科を新設して一六〇名にして、それで八〇〇名は従来どおりの位置付けになっておるようでございます。この八〇〇名を対象に司法演習を全部やるということ、これは当然不可能なんです。従って、現在考えられているところは、大体八〇〇名の中の一五〇名程度、一クラスを一〇人か一五人にするか、多くても二〇人だと思っただけでも、その程度の人数のクラス編成をして、司法試験合格に向けて強力なリードをしてもらいたいというのが、大きな趣旨のようです。

■若手は法職教育に協力する姿勢を持つているか

猪股 中津先生は昨年まで法職教育検討委員会委員長ですが、その場でやはり若手法曹は、法職教育について協力をしようという姿勢がありますか。

中津 基本的にはございます。現在中大法曹会の法職教育検討委員会が、法職講座の下請機関みたいな形になっておりまして、

今年度中村茂八郎委員長が就任しています。現在、丁度曲がり角みたいなどころになっていて、単に法職講座を応援するということを超えて中央大学における法職教育のあり方そのものをどうするかという高い次元の話に移っていくことになると思います。そういうことにどれだけOBが協力できるかという議論が中村茂八郎委員長の下で委員会活動としてグーッと動いていくと思います。

鈴木 法曹養成大学として如何にあるべきかという位置付けで検討がなされているのではないかと。そうなりますと当然大学院の改革問題も視点に入ってくる可能性があるわけですね。

■大学問題委員会は諮問を受けて意見を出すだけでよいのか

猪股 さて、ここで大学問題委員会について触れましたけれども、元は特別委員会として、大いに関心を持って、松井先生などが中心になってやっていただいたわけです。その後「特別」を取って常置委員会になって久しいのですが、これは諮問を受けて答

申するというふうになっているやに考えられますけれども、委員会が自ら大学問題について、調査したり検討したりして活動をし、機能を高めるべきではないかという意見もございます。当初の特別委員会の頃の活動を踏まえて松井先生にお話しいただきたいと思ひます。

松井 当時は諮問に応えるという形を取っていた。丁度その頃で言いますと、大学は問題をやらんでおつて、例の学生騒動やこれを越えた問題で、これをどういうようにやつていくべきかという意味で、大学問題委員会ができたのです。そこで、諮問に応えると、そのためにはどんだん常置委員会を開いて、法学部の教授やいろいろな方に来ていただいて、実体を調査して、そして意見を出すという形だったので、それに尽きる問題ではないのですが、みんな忙しいわけです（笑）。要するに自分の仕事をこなしていくという立場と、そういうこととの関係で、どの程度にこなせるかという問題であつて、もちろん目を光らして、諮問以外のことについても、委員会自身がこういう問題点についてどうだということ

で意見が言われるぐらいに構成されれば、もちろんそのほうがベターだと思ふのですかね。

■今後の大学問題委員会のあり方について

猪股 今度二八日に大学問題委員会主催の会合がありますが、現在の執行部は、大学問題委員会に対して、どういうことを中心に諮問を出されたのですか、幹事長が考えておられる「これからの大学問題委員会」について、幹事長から発言をお願いします。

設楽 その前にちよつと発言させて下さい。猪股 それでは設楽先生どうぞ。

設楽 私が引き継ぎましたときは、大学問題委員会は諮問を受けてやる、ということに引継を受けているんです。それは何故かと言つと、いま言われた大学の騒動問題の後、一〇〇周年事業があつたでしょう。それに対する答申にかなり時間をかけていつて、それがいつの間にか諮問を受けるという形で定着をしていたようなんです。ですから私も、先生方からいろいろ意見がありまして、既存学部の改革についていろ

いろ大学でやつているけれども、われわれはできるだけブッシュしようじゃないかと申入れても、今検討中で近くまとまる見込みなので、もう少し待つてくれと言われたんです。ですから大学問題の委員会は、やれないわけです。今度は、改革案がきまりましたから幹事長に大いにやつてもらいたいと思ひます。以上でございます。

野宮 設楽幹事長から引き継いだときが微妙な時期でありまして、四〇周年記念事業のこともありましたので、時間としまして、頭がなかなか回りませんでした。副幹事長や事務局長がしっかりしておりますので出来ました。結論から言つと、現在の執行部は就任早々諮問を出しております。その問題点は三つございまして、(一)は「現在法学部が進めている学部改革試案について法曹会としての意見はどうか。」ということが一つであります。これは法学部の改革問題で、カリキュラムを中心とするテーマでございます。(二)番目に「大学が創設準備を進めている新学部(総合政策学部)の教育内容とこれに対する財政負担について、

法曹会としての意見はどうか。」これをや
ってもらって会員に新学部の普及をしたり、
ご意見があれば必要に応じて意見を具申す
る答申をして欲しいということでありまし

三番目は、冒頭で司会者がお話になりまし
たような「中央大学基本規定」、いわゆる
寄付行為に関する研究会を、小委員会を組
織してやっていただきたいということでご

ざいます。総長・常任理事・理事・評議員、
特にその選任方法についての問題が多いと
いう点も述べ、これについて、法曹会とし
て検討すべき点はないか。としております。

その中で、特に「法学部のカリキュラム
の改革問題」を中心として、就任早々、昨
年の何月でしたか。

増田 九月二〇日です。九月二〇日の第一
回委員会で、各委員会の委員長、副委員長
を決めるときに諮問したということです。

野宮 諮問の日はそのとおりでございま
す。それからいま申し上げようとしたのは、
就任早々七月九日に、駿河台記念館にて、
当時の、外間法学部長以下六名のカリキュ
ラム委員である教授の皆さんから、説明会、
意見交換をしたいというので、中大法曹会

の執行部と、合わせて司法研修所、現・元
弁護教官十五名が集まりまして、意見の交
換をしたことがあります。

カリキュラムについては非常に問題が多
いようで、後で詳しい方へ話をお願いした
いのですが、法学部内のカリキュラムの改
正検討委員会というのがあったのでしよ
うか。

鈴木 あります。

野宮 今でもあるのでしょうか。

鈴木 あります。

野宮 この中に法学部法律学科の学生、現
在は、臨時増員を含めて九六〇名のうち、
司法試験に合格するのは一〇〇名内外であ
り、その外の学生・卒業生は(就職のため)
企業のほうを向いている、あるいは行政庁
を向いているから、司法試験のコースばか
りを考えておられないというふうな、ご尤
もと言えはご尤もですが、われわれは伝統
ある母校の後輩に法曹のよき後継者を求め
たいという法曹会の立場からすると、いさ
さか心細いようなご発言がありました。も
う少し鈴木康洋先生のおっしゃった司法コ
ースという面に力を注ぐ必要があるのじや

ないかという意見も申し上げたことがござ
いますので、その延長線で意見交換をやる
というのが、今度の一月二八日の意見交換
会ということです。

猪股 いま幹事長からお話ございました
けれども、中大法曹会が大学に提出した意
見書というのは、大分具体化されてきてい
るわけです。「母校創立百周年記念号」は

一九八五年(昭和六〇年)五月の発行にか
かるものでございますが、これは当時、大
学問題委員会が精力的にいろんな部会を開
いてまとめたものです。これが提出された
ときにはなかなかはっきりした対応とい
うか、反応がなかったわけですね。ところがそ
の後、教職側、法学部教授会で真摯に、真
剣に検討を重ねた結果、意見書のかんりの
部分を取り入れて、現在の新学部創立や法
学部改革に生かしているということが言え
ると思います。そこで、意見を出した大学
問題委員会とすれば、諮問に答えた意見が、
どのように生かされているか、どのぐらい
具体化されるのかを見守っていかなければ
ならないと思います。そのために、年に一
回以上教授との交換討論会をやらなければ

いけないというような意見もございます。

そういう意味で、大学問題委員会は、諮問ばかりじゃなくて、日常活動を通して積極的にすすめていく必要があるという気がするわけです。今度諮問された三つの問題が、

「法学部のカリキュラムの検討」、それから「総合政策学部の内容について意見交換をする」。それから「基本規定の改正についての問題」とくに「評議員の選任、それから選出方法」、ということなんです。

今たまたまこの中で二つが具体的に変わってきたわけです。三つ目が「中央大学基本規定」、つまり「寄付行為」の改正問題について検討することになり、いま、学校法人中央大学理事会のなかに、検討懇談会を設けましたが、繩稚先生、これについての将来的な展望といえますか、中大法曹会がまず検討をする前に、さわりの部分でも発言していただきたいと思えます。

繩稚 基本規定の改正問題についてこれから検討をしていくわけです。先程猪股先生が言われましたように法人理事会の中で、まず問題点を整理・検討して、そこから始めようじゃないかということになりました。

具体的には確かにいろんな問題があります。

評議員の数、選任の問題、あるいは決議機関か諮問機関か、その他収益事業のことについても、私立学校法は収益を目的とする事業を行うことができるとあり、基本規定は収益事業を行うと規定しています。早稲

田大学はホテルを建てて収入を上げるとかいらわれています。中央大学の入学金等の収入が約二〇〇億円あるが、人件費が同じぐらい出て行く。こういうような財政の不健全全体質を直さなければならぬ。そのためにはどういふふうに大学の健全財政や活性化を図るかという、いろんな問題もございまして、収益事業を出版業と生命保険業務に限定していることや、学校会計の予算は、別個の会計に区分せよとか、いろいろ細かなことも改正すべき点として多くあるわけです。それを何も手を付けないでほったらかすのはどうかということで、理事会の中に学校法人中央大学基本規定（寄附行為）検討懇談会（委員十一名）を設置してそこで検討していこうということ、本年一月二〇日の午後三時に、この記念館で第一回の会合をやるわけです。

なにをやるのかといいますと、まず問題を拾い上げるということで、それができたら、それをどうするか。概括そんなようなことで、これは猪股先生が説明されるのが筋だと思えますが、私から説明しました。

■評議員問題について

猪股 有難うございました。そういうことで評議員会についてもいろいろ問題がございまして。評議員の選任の問題についても、いちどなつたらなかなか辞めないということとで人事が停滞する。後進がやりたくても全然ポストがない。更に二〇〇名じゃ多すぎるという意見もある。どういふふうにこれを改革していくかと、これは大きな問題としてクローズアップされています。設案先生もそれについて意見もございまして、評議員の問題についてご発言いただきたいと思えます。

設案 評議員問題は学員会や評議員会でも出ております。地方の先生がおっしゃることは大学の入学試験問題がむつつかしく、二代続いて中央大学に入っている、三代目は駄目だと拘子定規にいわれてもそれは

困る、そういう場合はとにかく後で落っことしてもいいから入れてくれる制度がつくれないかというようなことで、大分ご不満のある向きもあります。しかし、いま編集委員長が言われたように変わらないうです。その点がやはり一番問題だろうと考えております。それから同時に新しく起きた問題は、各卒業年度の同期会といいますが、支部会ができて、最近、去年卒業ですか、一昨年と、一つ二つで始めました。かなり人数が多いわけですが、そういった人達の発言力、活動力の可能性を評価し、このようなグループを含み、若い働ける人が評議員になれるようにしたらいいんではないかというご意見があるんです。ところが現実ほとんど大きな支部会で、そのころはいつも指摘されておりますが、法曹会、南甲倶楽部、体育会といった大きな支部会が、握ってしまっているといわれているわけです。

しかし評議員の選任方法を改めるということは、事実上大変なことで言うべくして極めて困難といわれております。私が密かに考えておりますのは従来の方法を急変す

ることは無理として、地方の意見を吸収するため、地方の職域団体、地域団体を八ブロックなら八ブロックに分けて、そのブロックから何人かを交代で出す、たとえば、日弁連の副会長ですか、地域によりブロック別に副会長が選任されることがあります。そういうような何かルールを作りまして、万遍なく各地域の支部会から交代で出す、そうすれば案外公平感が持たれるのじゃないかという感じを持つわけです。そうすると既存の法曹会、南甲倶楽部、体育会、その他が、総員二〇〇名の枠内でやりくりしなければならぬ。これがまた大きな問題じゃないかと思えます。それにプラス今まで評議員の地位でおられた先生が、急に辞めるということは非常に寂しいことは分かります。従ってそれを待遇する意味で、名誉評議員というような制度を作つて、処遇することはできないかという議論があります。大学当局も各大学の基本規定を取り寄せ調査しているようですが、そういうシステムでやっている学校は確かにあるんです。それで、名誉評議員は、大学ではそれを依頼すると、何を依頼するか分からないけれど

ども「大学として処遇する」旨を規定してものもあつて、それぞれ苦勞されておるわけでございますから、先生方の英知を頼りにしておりますので、名案を工夫してもらいたいと思います。

猪股 依田先生、評議員についてシャープな意見を、どうですか。

依田 これは七〇歳になったら辞めるといふことです。こういう意見はまずいかな。
中津 いや、それは立派な一つの卓見ですよ。

依田 そうなると私ももう二、三年で終わりですけどね。

設案 やつぱり八〇歳になったら辞めるとか決めるというわけですね。

松井 再選をしないということですね。

設案 何かそういうことがあるみたいですね。

依田 いや、八〇歳じゃ遅いですよ。それでは若い人は入れないですよ。若い人を入れるには、七〇歳になったらもう再選されないということが、最大の方法でしょうね。私は実は一弁の評議員で、年取つた先生に辞めてくれといつても、なかなかうん

と言ってくれないで苦勞したことがあるんです。だからもうこれは定年制を設けるしかないです。教授のほうは七〇歳になると定年になって評議員になれませんか、学生のほうもそういうふうにするべきだというのが私の意見です。

■ 学員会協議員会の 活性化について

猪股 それではここで学員会・協議員会の活性化について、さわりの部分に移りたいと思います。学員会の幹事、いわゆる協議員を現在は八〇〇名まで増やして、そして活性化を図ろうとしています。この活性化も問題です。これもなかなか交代ができないので、やはり若手を登用するために増やしたという一つの経過があります。松井先生は学員会の副会長も経験され、会則改正の問題も手掛けてきましたが、そういう経過だったわけです。ところが増員したからといっても、最近の学員総会、協議員会ではそんなに出席者が増えていないというのが事実であります。これは中大法曹会と全く同じことだと思うんです。ですからやは

り協議員会の活性化を図る。そして機能化させる。そのために中大法曹会が推薦した協議員には、ただ出してやる、推薦するだけではなくて、協議員を通じて学員会そのものを活性化する、そのために、いろんなことをやらなければならないということですが、この点について、事務局長はどういうふうに考えますか。

中津 私も一〇年以上前に協議員にしていただけまして、協議員会には余程のことがない限りは出席しているのですが、出てみても、参加する喜びがないんです。先輩のほうから全部スケジュールが決まっております、会議進行中思いつきで手を挙げて、「はい」と言っても悪いわけではありませんが、あの何百人もいる会合で、仮にその場で自分の考えたことを言ったって、それはとても收拾がつかないでしょう。だから出席率云々、あるいは活性化云々という問題は、やはり私も協議員になった人間に、たとえば、お前はこれをやれとか、こういふことをこうしろとか言っていたら、仕事を与えてもらおうというか、発言する場面を与えてもらわないと、並び大名で並んで

いるだけで、どうしようもないということじゃないのでしょうか。確かに協議員には私どもの世代の仲間が沢山おりますから、そろそろ手を挙げようかといっているんです。たとえば、三〇人ぐらい仲間を集めて、一つの提言をすることは、協議員として可能ではありません。しかしそれを今突然やったら、恐らく混乱してしまつて協議員会が成立しなくなつてしまつてはいかないかという心配もあるのですが。

繩稚 何時でしたか安藤章先生は、「箱根駅伝を強くする会」を取り上げて発言されました。あるいはもつと司法試験に合格させるように、学員会でバックアップしようということなど沢山ございますが、そういう発言は時々耳にするだけで、予算、決算は全部幹事会、常任幹事会で決められているし決まっています、総会だから意見をいえばよいのですが、出て行つても何もすることがない。たとえば中大法曹会に、第一回の定時総会に新しい新入会員をお呼びしますが、ほつておいたら、誰も来ない、ある年度の執行部のときはゼロだったときもあるし、ある執行部のときのように二〇

人も集めたときもありました。協議員会もこんなことを発言したって仕様がないうことで、出てこないのではないですか。協議員会が活性化を目的とするならば、何かをやらせるような魅力ある協議員会にしない限り、法曹会も同じです。出てこないものは仕方がないといってそのままにしておいていいかどうか、考えなければならぬ問題かと思えます。

中津 今のまま學員に対し大学に出てこいといつても、仲々出てこないと思います。出てくれば出席甲斐のあるように中大学院の体質改善していかないと、積極的な参加は望めないでしょう。法曹会もまさしくそうでございます、法曹会がなかなか裾野が広がっていないのは、新入会員は、それでも曲がりなりに何人かは一度は来るんですけど、もう次からは来ないんです。何故だと聞いてみますと、行っても大先輩ばかりでは、自分のいる場がないと言わぬですね。「いや、そんなことはないよ。一回、二回はそうかも知れないけど、三回、五回と重ねていけば、顔見知りの先輩も出てきて、それで、またいろいろなお話もでき

るようになる。それを一年で止めたら駄目だよ。辛抱しなければ駄目だよ」と言うんだけど、まず二年目から若い人は来ないですね。

松井 最低三年は継続しなければ駄目ですねえ。ねばりがあるかどうか(笑)その問題ですよ。

猪股 協議員の活性化については、これは中大法曹会を活性化するよりずっと難しいということが言えようかと思えます。で、今、學員会の常任幹事会では、それぞれ部会を持って、この活性化について検討が進められているということでございます。幹事長としては、中大法曹会推薦の協議員全員の会合を開いていただく事になりまして、まず、その意見を聞いて、協議員活性化のための方策を検討されたらどうかと考えております。

野宮 本部のほうの基本的な活性化の点も是非参考にしたいと思えます。

設楽 私はさきほどの選任評議員の定年の話ですが、定年制も一つの方法ですが、何歳定年という方法ですね。この間、私はブラジルに行つて、ある弁護士に会つたら、

自分は定年で辞めたと言ってます。それでまた、ある人はまだ弁護士をやっていると申す。定年は三〇年間だと言ってます。年間定年なんです。遅く入つても、早く入つても三〇年間で終わつてしまうんです。私は若くてやつたから、五四歳で定年ですと言つておられたのですが、評議員の定年の一つの方法で、何回までできると、それと定年とをうまく合わせればいいのではないか。

鈴木 回数制限ですね。

全員 (笑い)

また復活ができる回数制限なんです。

設楽 そうなんです。一回一休みみだけしてですね。

松井 そうなんです。

中津 少なくとも一回一休みするということですね。

猪股 パスした分を他の人にやるんですね。

依田 連続しないと駄目ですよ。途中で辞めて、また復活というのは、良くないです。一度辞めたら大学の事情がわからなくなると思えます。

松井 それはやっぱり基本的に言うと定年

制は結構ですよ。しかし、そういうことをやろうと思つたら、やるほうが知恵を持たなければ駄目です。うちの大学じゃないですが、一億円以上寄付したら校資にすると、校資規程の大学があるんです。校資は、大学の正式行事に招待される、たとえば、卒業式、それから記念会。そういう規定がちゃんと載っているんです。中央大学には一億円以上寄付したって、それを処遇する規定があるでしょうか？校資にしようよと、名誉評議員としようよと、何でもいいますよ。若くて評議員になつた人が能力を持つていくかというよと、必ずしもそうでもないですよ。ぼくは八〇歳に定年にしてもらつたら困るとか、そんなものはないですよ。定年は結構だし、大体が伝統でいうと、いわば評議員は世襲的だったんです。それから古い人が知恵がなくて若い人が知恵を持つていくかというよと、そうでもないんです。それははいけれども、それで定年制に変えていくのは、評議員になりたがるのだから、それは結構なんだけれども、そうしたらその人達をどういふように処遇するのか、名誉評議員という制度は、そんなのは学校法

人法にはないですよ。然し大学がしかるべき処遇を考えるのは別問題です。あの多摩の大施設を見に、文部省の役人が来て、何と言つていたかというよと、官学は私学にはとても及ばないと、われわれが丁度理事をやつているときに、それを見て回つて、官学は私学にはとてもかかないませんというのです。だから今度は教授陣が充実して、官学は私学にはかなわないよと、ハーバードは私学ですけどハーバード並みに、中央大学には官学はかなわないよと、これを文部省に言わせなければ駄目です。だからそれは評議員の資格に定年を設ける。それはそれで結構です。若い人がどんどん出て行くというのは結構。しかし、二〇〇名を推したというのは、それはそれだけの歴史があり、そのための必然性があつたわけですよ。(笑い)。評議員もしかりです。評議員だつてもつと増えていっていいと思います。私はこの幹事会だつて、幹事なんてのは会員の二割ぐらいに増やしてもいいと思つています。何か肩書が付いて、お前骨折つてくれよということではなければ、みんな関心を持たない、熱意を持たないですよ。時

世はどんどん変わつて行つておりますから、だからそのところを考へていつたつていいのじゃないですか(笑い)。
猪股 関心を持たせるためには、やはり肩書が必要だということですか。
松井 それはそうですね。
依田 定年制の問題について付言したいのですが、制度というものはいい面と悪い面とがあるわけです。定年制度もそうですね。ぼくは松井先生を尊敬しているし、年取つておられる先生のうちにも立派な先生も多数いらつしゃいます。そういう人にはやつてもらいたいんです。しかしそうしますともう年取つて大学のことは何もわからなくなつた人にも辞めてもらえないわけですよ。ですから若い人でなくてもいいんだと、活性化なんていうのはいらなんだというよとであれば、何も定年制なんかは要らないんです。けれども、若い者も入れて活性化しなければならぬから、定年制が必要なんだということですよ。確かに定年制にはマイナス面もあります。制度ですからマイナス面はあるんです。だがマイナス面だけを非難してたら改革はできないのです。そう

いう意味ですから、どうか誤解のないよう
にお願いいたします(笑い)。

■会財政について

猪股 さて、先程も会費の問題が出ました。会費は会財政を支えるものでございまして、会報を紐解きましたら、当初はポケットマネーで財政を賄っていたと、それが昭和四八年ぐらいに、会費は一〇〇〇円。しかし、この会費というのは、幹事になった方だけの会費なんです。現在は、会則上ではございませぬけれども、幹事会が発議して、幹事会の承認を経ると、今は年額一万円となつています。これは現在は、幹事以上の会員についてのみ負担させているというのです。果たしてこういうことで法曹会に関心を持たせ、そして会報を発行し、さらに会活動を活発にできるのか、この会費と会財政についてお聞きしたいと思います。

深沢 質問にわたるかも知れませぬけれども、評議員の活性化の問題に関連して、先程設案先生のほうから、学員会でも、法曹会、南甲倶楽部、体育会等が幅をきかしているような話がありました。各会のそれ

ぞれ幹事さんもうらつしやるんだらうと思
います。学員会の幹事さんたちが、定期的
に協議をする場というか、心を開いて話
合うような場というのはあるのでしょうか。
設案 一般的にはないのですけれども、大
学の基本規定によると役員選任の場合に、
学員会が推薦していくグループがあるんで
すよね。

深沢 それがまた問題ですね。

設案 そういうグループがありまして、学
員会では、この候補者を、まずきめて大学
に推薦し、大学はまた規則によってその中
から選任することになっていきます。
そして、候補者の推薦や、選任をするのが、
法曹会、南甲倶楽部、体育会、あとはちよ
つと分らないけれども、大きなグループ
から代表が二、三人ずつ出て、その枠の中
で決めていくようです。

中津 今の深沢先生のご意見ですけれども、
最近はず卒業年次ごとの支部会が出来上が
つていますね。

深沢 ええ。

中津 この傾向が今後ずうつと続いていき
ますと、一〇〇年河清を待つ程でなく三〇

年後、五〇年後になれば、多分、今年度は
何年卒から何年卒のOBが学校を運営して
いく。その次は、何年から何年までのをや
つていくというような形が実現する時代に
なると思うんです。ところが、中央大学の
今日の情勢は、歴史的に見れば、法曹会の
先輩とか南甲倶楽部の先輩が、学校のため
に非常によくやっておられて、その伝統を
いまでも引き継いでおるといえばそれまでな
のですが、どうしても法曹会、南甲倶楽部、
体育会の発言力というのが学員会において
強いということ。歴史的産物ではありません
がこの俥でいいのかという問題ではありま
す。

松井 やっぱりそれがあるから学校で募金
をやつたつて、法曹会はどれだけ集めた、
南甲倶楽部はどれだけ集めたでしょう。定
年制は結構だし、そういうふうなことをや
るのはいいのだけれども、それはそれで、
そういうことが出来るためにちゃんとや
つて行かなければならないです。たとえて言
うと、佐藤一斉ですか、言志四録の、彼が
昌平黌の先生に任じられたのは何歳のとき
だと思えますか(笑い)。

依田 先生、何遍も同じ話をするんですけど、特別な人は惜しいんです。大学の教授だって、国立大学は六三歳定年、私立大学は七〇歳定年で辞めてしまうのは、惜しいという人は沢山いるんですよ。

松井 そう、そう、そう。

中津 それは裁判所だつて同じです。定年制というのはそういうものですよ。形式的に年令がくれば後輩に席を譲るのが定年制ですもの。

依田 ですからそのために悪い面があるのは仕様がないうんです。全体でどうかということでは定年制を考えなければならぬ。と、私は思うんです。

それをしなければ若い者を入れて活性化することはできないでしょうと申し上げているんです。

松井 それはそうですね。

依田 ただ学員会協議員の定年が七〇歳ということは申しあげません。法人の評議員と同じにする必要はないと思っています。

猪股 先程、財政の問題に移るということ、話題を代えましたけれども、法曹会の皆さんは財政・会費の問題はあまり好きじゃ

ないんですね。

金員 (笑い)

設案 これに関して一言言わせて下さい。

日法協がありますが、あの会費の集め方は、そういう連絡と兼ねて集金まで全部やってくる団体なんですね。

松井 そういふことももっと知恵を出して行かなければいけない問題ですよ。

設案 そうすればかなり大勢の会員に出してもらえるんです。それで幹事は一万円でも、一般の人はもっと下げていくといいわけです。

猪股 そういふことも一考に値するということですね。

中津 お金の問題につきましては、鶏が先か卵が先かみたいなものがあります。お金を集めて何をやるのかという問題、こういうことをやりたいということ、たとえば、四〇周年記念行事をやりたいからということ、皆さんにお願いしたらそれだけのお金が集まるわけです。ただ、会報を出すだけのために、毎年一万円出せと言われたら、ウーンと首をかしげることもあるでしょうから、その辺のところは考える必要があります

ます。何をやるために、どれだけのお金を集めなければならないかということが重要です。

猪股 現在、会計はどなたがやっておられますか。

中津 会計は次長がやっております。

猪股 現在、どのくらいの徴収率でしょうか。

中津 幹事の方はほとんど、払っていただいているようです。

■予算を計上して事業を執行する時期

猪股 九割方の収納率はあるんですか。

中津 はい、九割方は払っていただいています。

猪股 一万円ずつだったら、三〇〇万は集まるんですね。

中津 ええ。

猪股 かつて五〇名を一〇〇名にし、一〇〇名を二〇〇名にしたように会費を集めるために幹事を増員するというのは本末顛倒だと思います。

猪股 会費を集めています、今も予算制

度を採用していないんでしよう。

どういふ委員会でどういふふうに使うのか、たとえば、先程、法職の關係で、若手法曹を登用するために金を使うと、これもやっぱり予算化を図っていかないと、旧態依然で、ポケットマネー時代の名残りがあると、だからその点も会の組織作りのために、また裾野を広くするためにも、予算化をすすめていかなければならないということが言えますね。

依田 会則で、ちゃんと予算案を作つて、承認していかなければならぬということ載っているんです。しかしこれをやったことがないんです。ぼくが事務局長の時きもそうですけれども、まあ、いや、そんなことを言わずと言つて過ぎちゃっているんですがね（笑）。

中津 予算といへば、こういう事業をやるために、これこれの金が必要だということなのですが、先程来申し上げたように、中大法曹会では具体的な事業活動がはっきりしていないんですから、今の時点では予算化は難しいですよ。

依田 分かります。だけど、会則にあるん

だから、決議はすべきだろうと思うんですね。昨年度の決算どおりでもいいんですけれどもね。

稲田 強制までするのはどうかと思うのですが、郵便物はともかく、会員宛に年に何回かは出しているわけですし、会報も送るとしたら、大方の人は三〇〇〇円なら三〇〇〇円を振り込んでくれと、郵便為替の用紙を、年に一、二回、会報を送るときに入れる。あるいは総会通知に入れるというようなことをすれば、少なくとも五割くらい払い込んでくると思います。同時に払い込んでくると思いますが。同時に払ろうと思うんです。そういう意味があるんです。それから、三〇〇〇円ずつ郵送費が集まれば、ニュース的なものも何回か発行できるだろうと思うんです。だから、そういう意味で中津先生が言われた、鶏が先か卵が先かという点がありますが、一回それをやってみてという感じがするんです。

東舟 の場合、たまたま私の前の事務局次長の石渡さんが、「中大法曹第一号」でしたか、まず送ってくれたんです。そのときは、確か七、八〇万位集まったと思つた

んですが、今回はその五割増しぐらい集まっているんです。前に送つて、また今回も送つてくれた人もいますし、前回送らないから今回送つたという人もいますと思うんです。多分二回もただでもらつては（笑い）悪いという人も多分あると思うんです。だから今回増えたのではないかと、いう気もするんです。

鈴木 法職講座の予算の問題で、実はまだ正式に決定したわけではないんですけども、法職講座の關係の予算が、事務レベルの段階ですが、極めて厳しい査定が出されております。これは一月一四日に正式に出されたようです。その中で法職講座の運営費が数字だけから見ますと大幅ダウンとなつております。恐らく永井委員長が、近々どういふわけでこうなつたかの問題を含めて、担当の常任理事や事務局長などに合つていただくなど、いろいろとご努力を願うことにはなつているのですけれども、総体的に予算が絞られたような形で組まれているやにも承つていられるわけなんです。ですから、場合によりますと、中大法曹会のほうから、君、行つて頑張つてくれという場合

に、予算化の問題に関連して、多少の補助をこちらから出せるような体制でもあれば助かるかなというようなことを、常々思っているところなんです。

猪股 大分時間も経ちました。五時から懇談会を用意してございます。そこで、どうしてもここで発言しておきたいという方がありましたら、簡単に発言をお願いします。
野宮 財政問題のなかで、いま設楽前幹事長がご発言された、会の集金業務は、現在、日本法律家協会東京支部が、日本学界事務センターを利用してやっております。ここは会報など出版物の発送から会合の通知事務までやっておりますが、一応執行部で検討をしてみたいと思います。経費もかかりますから、中津局長さん、一遍検討してみませんか。

中津 はい。

設楽 お金が掛かるかも知れませんが、これも、昔よく学術討論会というのがありました。PRの一環として法曹会で懸賞金出して、大学の学生にやらしてみろというのも面白いのじゃないかと思えます。
鈴木 常々お願いばかり申し上げて恐縮な

んですが、法職講座の運営の問題につきまして、事務局体制の整備が先生方のご努力で、従前よりは良くなつたんです。人数も確かに増やしていただきました。しかし、その当時はまだ公開答案練習会というものをやっていなかった時代だったわけですが、一昨年から公開答案を新規事業としてやっているわけです。しかも一週間目までに答案を必ず返却できるように、全部採点、添削させて、それを今度は統計を取って、何点から何点までは何名というように、受講生全体の統計リストまで作って、更には、レジュメを作るところから、何から何までやっているわけです。ですから、事務局はアルバイトで、お願い申し上げているわけです。それで、その後はプロジェクトの合格者とでかろうじて回しているんです。駿河台記念館の法職事務室の専任職員は、きわめて変則的ですが室長を含めてたった二名なんです。それで公開答案だけでなく駿河台研究室全体の運営を無理に無理を重ねて行っているわけです。万一、ワープロを始め、公開答案の方に全精力を投入している専任職員が、風邪でも引いて、一日、二

日寝込んだら、全てはバンクです。ですから、これは正式には法職教育検討委員会のほうで、いろいろ詰めた話をして、そして執行部や先輩のほうにお願いをすることになると思うんですけども、そういう現状にありますので、その点につきましては、認識を新たにしていただきたいと思えます。

■講師の報酬は十分な額を

設楽 そういう予算のことは、私は分からない。

猪股 それは前にも承っておりますが、必要なものを削っている部分で、あまり心配はないということです。

野宮 カリキュラム改正後の法職講座の講師の予算、講師料がどれぐらいかという点が具体的になれば、この記念号が発行されるのが五月頃ですから、分かったら具体的に記入しておいたほうがいいのじゃないですか。

鈴木 非公式な話で、まだ確定したわけではないのですが、大学として一般論として、いわゆる講師的なものになるわけです。

一こま幾らということですか。時間講師みたいな格好になるわけです。

そうしますと、たとえば、八月にゼミならゼミを、チューターが一週間、一〇日ワットとやります。年間にそれと匹敵する程度のものでしかないような処遇が、現在の大学の実態らしいんです。従って、具体的な金額は聞いておりませんが、少なくとも従前のいわゆる非常勤講師のお手当てといえますか、報酬は極めて低いわけです。驚くほど低いということを、この間、教授との懇談の中でわれわれ委員会の委員の先生方から伺っております。これだけは特別のお手当をを、言ったからといって容易に出てくるというものではないと思います。野宮 鈴木先生の立場ではそうかもしれないけれども、法曹会に協力してくれと言われたものを、みんなボランティアでやるわけじゃないから。貴重な時間を潰して、若手の会員に講師をお願いしますというときに、言い憎いけど、講師科のことも大切ではないですか。

猪股 その点は別個に資料なりを執行部のほうで当ってみます。私たちは、予算を削

られた査定についても、それはやっぱり、少し実情を見てでないと思事会で発言できませんので、その点は十分検討する必要があります。ごさいいます。

鈴木 まず、どうしてこういう査定になったのかから始まる問題と受けとめております。

猪股 今日には司会として、今日のレジュメの第三、アラビア数字の1から11までほぼ進めてきたつもりでございいます。それにしても、重要な課題や今日の問題については、的を絞りながら討論したいところが沢山あると思ひますので、一月二十八日の大学問題委員会において十分ご意見の開陳をさせていただきますと同時に、これからも懇談会を開きまして、やはり大学や中法曹会に対する要望などもざつくばらんと言っていただきたいと思ひます。

司会の不手際で多少要領を得ないところもありましたが、この辺で今日の座談会をおひらきにしたいと思ひます。最後に事務局長にご挨拶をいただきます。

中津 本日はお忙しいところを、長時間にわたりまして有難うございました。

私どもがこうやって集まって座談会をやりますと、思いつきの発言もあることはあるのでございいますけれども、やはりこういうところから、また新しい構想も生まれ出てくると思ひます。今日お伺いしました、貴重なご意見を一つの出発点としまして、また次の作業に進んで参りたいと思ひます。今日は大変有難うございました。

(以 上)

テーマ 「中央大学法曹会の現状と将来」

一 中央大学法曹会の現状（会則の規定等による現況）

- (1) 会員総数 二三八〇名（平成三年五月二五日現在）
 東 弁 一一〇名 一 弁 四四六名
 二 弁 三八二名
 裁判所 一八三名 検 察 庁 二二三名
 公 証 人 二六名
 組 織 幹事長、副幹事長五名 常任幹事五〇名
 以内幹事三〇〇名以内
 （平成三年五月会則改正により増員）
 会計監事三名以内
- (2) 選 出 幹事、会計監事は総会で選出
 幹事長、副幹事長、常任幹事は幹事の互選
 任 期 二年
- (3) 顧問、参与
- (4) 総 会 毎年五月定時総会
- (5) 総会当日 新入会員歓迎、栄進・叙勲受章者祝賀・懇親会開催、学校法人、教学、学員会本部等来賓の招待
- (6) 幹事会年二回、常任幹事会年四回（同時開催年三回）

(9) 幹事会議題

- ①会務運営上重要事項 ②学校法人中央
 大学理事・監事、評議員その他の役員候
 補の推薦 ③学員会役員候補者の推薦に
 関する事項。

(10) 委員会

- ①人事委員会 ②会報編集委員会 ③会
 則改正委員会 ④法職教育検討委員会
 ⑤大学問題委員会 ⑥募要委員会は停止中

(11) 会 費

幹事会の議を経、総会の承認
 幹事以上の会員は年会費一万円

(12) 事 務 局

事務局次長六名

二 会活動運営の現状について

※ 会則の「目的」による「会員」の参加がなされ、会の
 運営が行われているか。

※ 目 的

- ①会員相互の親睦 ②中央大学の興隆と
 ③司法の発展に寄与する。

※ 会 員

中央大学学員で、①東京都内に住所又は
 勤務場所を有する法曹 ②本会の趣旨に
 賛同する学員たる法曹

※ 現状の活動でよいか。十分に機能しているといえるか。

第一 会員についての問題

(1) 〔弁護士会員〕

a 都内に住所又は勤務場所を有するもの、主力は東弁、一弁、二弁（現在の名簿では）だが、都内に住所をもち横浜又は近県弁護士会に所属するものもある。……これは、現在の名簿には登録されていない。

b 右記の弁護士以外のものは②の賛同会員とするか。元裁判官、検察官で、都内以外に住所、事務所をもったもの。

c 中央大学法曹会という名称で、一般に第三者から見た場合、もつと広く考えられる傾向はある。

〔裁判・検察会員〕

現在の名簿登載者は、全国的に網羅されており、東京都内に住所又は勤務場所を有しないものも、また、かつて、有したことがないものも、いちおう名簿上会員としている。

〔公証人〕

公証人にして、首都圏に住所又は事務所を有しないものはどうか。

(2) 会則は、有資格者を当然扱いとしている弁護士会員には、各所属会において、所属会員の法曹に、総会通知を出し、会報を頒布している。また、紙上参加の勧誘をしている。

ている。

しかし、①実体は、幹事以上の会員の参加を期待し、一般会員全員までの「積極参加」は容量の関係で期待していないのが本音ではないか。②会費徴収の実際（幹事のみ）からも、このことが窺えるのではないか。また、③幹事を一〇〇名から二〇〇名へ、二〇〇名から三〇〇名へ増員した会則の改正も、実体を以上のように把えているのではないか。

会創立の理想・実体、四〇年を経過した現在「活性化」に向けて「会員」問題をふくめ検討すべきではないか。

(3) 最近、裁判・検察会員の積極参加は少ないのではないか。

魅力ある会運営をするためには、「幹事中心の会運営」を改め、「委員会」には、幹事以外の法曹の積極的参加・加入を求める必要があるのではないか。↓大学問題委員会、法職教育検討委員会、新規委員会の設置、大学の行事・学生に対する説明・講演等

第二 現在の会活動は、会則の目的に副って十分機能しているか。

(1) 会員相互の親睦

一般会員の参加による親睦（現在は年三回程度幹事会

等終了後の懇親会が中心)

慶弔、見舞いの実施の必要性

会報の発行、会員名簿の発行

(2) 中央大学の興隆と、司法の発展に寄与(人事推薦、意見具申)

① 学校法人の役員、評議員候補者の推薦

② 中央大学学員会等の役員候補者の推薦等

③ 法職教育検討委員会↓法職講座運営委員会の事業、法職教育についての調査、検討及び協力

④ 大学問題委員会↓中央大学の運営、教学、法学部教育についての調査、検討、意見の具申、大学問題委員会は、執行部の交替に関係なく活動すべきである。

大学問題委員会をさらに積極的、恒常的にするため、小委員会等を設け、専門的に調査、研究する。

(3) 研究会、講演会、座談会の開催

現状では年一回、二回

これを恒常的にするため、仮称「文化委員会」を設置する等。

(4) 広報活動の積極化

会報の発行を最低年一回とし、そのほか幹事会(年二回)ごとに、問題提起や大学の今日的課題を印刷物に特集し、一般会員の「健全な世論」を喚起する。

——南甲倶楽部では年四回発行、白門体育会では年一会発行している。

第三 中大法曹会の活動を機能させ、さらに活性化を図るためにどうあるべきか、なにをなすべきか。

1 幹事等役員が固定化されていないか。また、役員のための会活動になっていないか。

2 若手法曹が、中大法曹会に魅力を感じ、参加が得られる状況にあるか。

3 これらの要望を満たすため、どのような施策をとるべきか。

4 司法試験受験生ばかりでなく、全学生に対して幅広く指導・啓発するようにすべきではないか。

5 教授との対話、交流、意見交換を図る。比較法研究等への参加、時事問題の研究

6 研究会、講演会等を継続的に開催するように「文化委員会」を設置する。併せて、会報編集委員会は、広報活動を活発にする必要があるのではないか。

7 学員会他支部との積極的な交流を図る。

8 協議員会の形骸化を防ぎ、その活性化を図る。

9 評議員の若返り、活性化、選任方法の検討

10 中央大学基本規定(寄附行為)の検討

11 会費、会財政の検討・予算化の徹底

12 その他

資料 1 中大法曹第七号 座談会

テーマ 「中大法曹のあゆみ」

中央大学法曹会創立三十周年記念特集号

主な発言内容

一 中大法曹会の初会合……昭和二十六年六月四日東弁会館「創立総会」

中大法曹創刊号……岡 弁良「中央大学法曹会創立の思い出」

二 発会の端緒……民訴研究会・南甲法窓会について

中大法曹第二号……荻山虎雄「民訴研究会から中大法曹へ」

三 創立のころの運営

A 幹事会 隔月常会・必要により臨時会

B 創立のころの世話役・幹事役の人たち

東 弁 山本政喜、清水繁一、馬越旺輔、

竜前茂三郎、犀川久平等

一 弁 大山菊治、斎藤素雄、橋本三郎等

二 弁 磯部常治、石井一郎等

裁判所 兼平慶之助、坂井改造、小川泉、

下関忠義等

検察庁 田中万一、山本清二郎、吉川正次、

河井信太郎等

C 経 費 寄附金、会費（年会費一〇〇円、四十八年頃一〇〇〇円・答申による）

四 学生会職域支部第一号

・職域支部第一号の承認……昭和二十八年十二月十七日

・「規約の改正」法曹会・学生会の支部として宣言

・中央大学創立七十周年記念事業「企画、募金運動、学生会の体質改善等」

・会員数 四九一名（東弁三一、一弁一〇一、二弁三五、裁判所一八、検察庁二四、法務府二名）

五 活動と行事

・年一回総会、栄転・叙勲祝賀会、歡送迎会、激励会

・司法試験改正反対運動……昭和三十九、四十年

司法試験改正反対各大学法曹会有志懇談会を設ける。

六 組織的運営に向けて

昭和四十一年会員数 一三九七名

東弁七七〇、一弁二四二、二弁一九八、裁判所七六、

検察庁一一一

七 中央大学とのかわり合い

・人事問題

昭和三十五年から評議員、理事・監事を会を通し

て推薦

・記念行事・募金活動

昭和三十年・七十周年、昭和四十年・八十周年、昭和五十年・九十周年

・学生会協議員、学研連出身法曹と並立して推薦

八 大学紛争と中大法曹会

昭和四十二年・学費値上げによる大学紛争

常置委員会・昭和四十三年……全学封鎖

昭和四十四年八月機動隊による明渡しによる授業、講義再開

九 中大法曹会の機構改革等

・中大法曹会会則の改正（昭和四十四年五月十七日）、委員会の設置等機構改革と大学に対する意見の具申

1 目的 中央大学の興隆と司法の発展に寄与（追加）

——従来のお仕着せの会則からの脱皮

2 事業 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

会報（昭和四十四年創刊号）及び会員名簿の発行

研究会、講演会、座談会の開催

等を追加改正

3 役員 幹事（一〇〇名）、常任幹事の増員、副幹事長の増員

4 幹事会 開催の義務づけ（幹事会年二回、常任幹事会四回）

5 少数会員の請求による総会の招集

6 大学問題特別委員会の設置（昭和四十四年七月）

十 大学の基本規定改正問題の検討について

・学校法人中央大学基本規定（寄附行為）検討委員会

昭和四十四年十一月 同規則制定・施行

・中大法曹会・大学問題特別委員会

目的 大学紛争の実相・原因を明らかにして、法の秩序による大学自治の確立をめざし、

時宜に適した対策を立て、母校の興隆に寄与するため意見を具申

活動内容 大学の理事、教授との懇談、座談会等の開催、調査、検討

・中央大学法曹会として意見書を提出

昭和四十九年七月・意見書としては第一号

その内容

1 総長と学長との関係に関する事項

2 役員に関する事項

理事の定員、事業理事、常任理事

3 評議員会及び評議員に関する事項

4 選任評議員の定数について（二〇〇名以内・現行どおり）

その構成ならびに選任方法について（ほぼ現行どおり）

その構成ならびに選任方法について（ほぼ現行どおり）

その構成ならびに選任方法について（ほぼ現行どおり）

その構成ならびに選任方法について（ほぼ現行どおり）

その構成ならびに選任方法について（ほぼ現行どおり）

り）

評議員会の議決事項について（ほぼ現行どおり）

以上中大法曹第三号、第四号

十一 歴代幹事長の氏名

初代	岡 弁良	昭和二十八年～三十三年
二代	大山 菊治	昭和三十四年～三十六年
三代	柴田 武	昭和三十六年～三十七年
四代	竜前茂三郎	昭和三十八年～三十九年
五代	山本 政喜	昭和三十九年～四十年
六代	富田 喜作	昭和四十年～四十一年
七代	近藤航一郎	昭和四十一年～四十二年
八代	今井 忠男	昭和四十二年～四十三年
九代	石田 寅雄	昭和四十三年～四十五年
一〇代	大塚喜一郎	昭和四十五年～四十六年
十一代	山本清二郎	昭和四十六年～四十七年
十二代	松井 宣	昭和四十七年～四十九年
十三代	後藤 英三	昭和四十九年～五十年
十四代	小池 金市	昭和五十年～五十一年
十五代	入江 正男	昭和五十一年～五十二年
十六代	倉田 雅充	昭和五十二年～五十三年
十七代	大西 保	昭和五十三年～五十四年
十八代	木戸口久治	昭和五十四年～五十六年
（以上中大法曹第七号掲載による）		
一九代	瀧澤 國雄	昭和五十六年～五十八年
二〇代	信部 高雄	昭和五十八年～六十年

資料 2 中大法曹第九号 座談会

二二代	坂本建之助	昭和六十年～六十二年
二三代	赤坂 正男	昭和六十二年～平成元年
二三代	設楽 敏男	平成元年～平成三年
二四代	野宮 利雄	平成三年

テーマ 「中大の将来を語る」
 母校創立百周年記念号 昭和五十九年十二月一日

主な発言内容

- 一 これまでの中大の特徴（多摩移転前）
- 二 建学の精神と校風
- 三 中大生の同窓意識と母校愛
- 四 魅力ある大学の条件
- 五 素質のある学生を集めるための入試制度と卒業生の進路
- 六 給費生の制度
- 七 現在の中大生の現状（多摩移転後）
- 八 スポーツの振興
- 九 教学陣の強化の必要
- 十 司法試験について
- 十一 これからの中央大学 ―百周年後―

十二 アンケート調査

- ① 法職講座を受講する方に
- ② 在学生へのアンケート
- ③ 中大出身の司法修習生の方に

B 法曹会の発言力の強化と組織づくり

資料 4 中大法曹第十一号 座談会

テーマ 「大学の法学教育と司法試験の改革問題」

昭和六十三年十一月十二日

資料 3 中大法曹第十号 座談会

テーマ 「学生生活と司法試験」

―司法修習生との座談会―

昭和六十一年十月三十一日

主な課題内容

- 一 大学における法学教育の現状と司法試験受験との関係
- 二 司法試験改革の大学法学教育に与える影響
 - 1 受験回数制限
 - 2 大学推薦制
 - 3 合格者数の増加
- 三 大学法学教育と司法試験のあるべき姿との関連
- 四 資料

大学問題委員会、中大学研連委員会

「中間答申書」、「意見書」

中央大学学研連委員会

「司法試験改革試案に対する意見書」

主な発言内容

- 一 本学入学（進学）の動機
- 二 多摩移転の影響
- 三 講義・ゼミ等の諸問題
- 四 司法試験受験の契機づけ
- 五 大学のカリキュラムと司法試験の関係
- 六 学研連等研究室の問題点
- 七 司法試験予備校の問題点
- 八 司法試験の勉強方法・法職講座への要望
- 九 中央大学法曹会に望むこと

A 開かれた自由な、活気のある大学にするためのアド

バイス（提言・協力・意見具申）

資料 5 中大法曹第十二号 座談会

テーマ 「司法試験改革とわが大学の法曹教育」

平成二年十一月十七日

主な課題内容

- 一 司法試験改革問題の経緯と現在の状況
- 二 司法試験の現状と大学法曹教育の問題点
- 三 中央大学におけるこれからの法学教育のあり方
- 四 法曹を志すものの増加案
- 五 実務法曹と学生との交流が大切
- 六 合格者増加案は
- 七 受験指導の強化体制
- 八 法学部の授業と司法試験の関連性
- 九 司法演習や特別講義の設定
- 十 現在の法職講座の内容と実態について
- 十一 法職講座と受験予備校との相違点
- 十二 受験生の継続的指導体制について

以上

資料 6 中央大学法曹会の大学に提出した

「意見書」等

※中央大学法職教育の強化充実に関する意見書

第一部 総論―現状の分析及び今後の対策

第1 現状の分析

- 1 合格者数の変遷―他大学との比較において
- 2 合格者数変遷の分析
- 3 中大における受験生の現状
- 4 受験環境の変化

第2 今後の対策

- 1 合格者漸減傾向の原因分析の必要性
- 2 大学の役割

第二部 各論―各諮問事項に対する答申

第1 諮問事項

「中大法学部法律学科内に『法職専門コース』を設置すべきである。」

1 対策の要旨

- (1) 「基本法コース」(法職専門コース)
- (2) 「実務法コース」

2 対策を必要とする理由

第2 法職講座をより一層強化するための改善策

(1) 現行法職の概要

(2) 改善すべき事項

第3 大学会館(駿河台)で、卒業生を対象とした法職

講座を開設すべきである。

1 対策の要旨

2 対策を必要とする理由

※中央大学教授陣の強化充実に関する意見書

※中央大学法学部の入学試験の改善に関する意見書

※学研連棟を校門外に移転することについての要望書

以上「中大法曹」第九号

中央大学創立百周年記念号所掲

昭和六十年五月十三日提出

※司法試験制度の改革問題についての

「中間答申書」・「意見書」

(中大法曹会 昭和六十三年三月一日提出)

※答申書 (中大法曹会昭和六十三年二月二十二日提出)

1 法曹人口の増加について

2 受験回数制限について

※司法試験の試験方法の改善について

(中大学研連昭和六十三年一月二十日提出)

第1 問題の所在

第2 短答式試験について

第3 論文式試験について

第4 口述試験について

第5 結論

※司法試験改革試案に対する意見書

(中大学研連 昭和六十三年十一月提出)

第1 緒言

第2 司法試験改革試案について

1 法曹懇の意見

2 試案の内容と法務省の見解

第3 受験回数の制限について

1 回数制限の疑問点

2 回数制限のもたらす弊害

第4 大学推薦制について

1 問題の所在

2 問題点の個別的検討

第5 司法試験合格者の増加について

1 はじめに

2 法曹人口(司法試験合格者)増加の必要性

3 司法試験改革と合格者の増加

- 第6 司法試験の試験方法の改善について
 - 1 試案の政策的疑問点
 - 2 試験方法の改善についての提言
 - 3 中大学研連の意見
- 第7 結 語



幹事長懐古

(第十二代) 中央大学法曹会元幹事長 松井 宣

中大法曹七号によると私は十二代目で、昭和四十八年度、同四十九年度の幹事長を仰せつかって居た。

今回は記念行事実行委員長を命ぜられ、委員各位、事務局の諸兄と共に、この七号の三十周年記念式典等事業報告を範として実行することができたことは、誠に有り難いことで心から感謝の意を捧げる。

中大法曹は、九代幹事長石田寅雄先生（副幹事長、赤坂、松井）のときに創刊されたもので、巻頭の会員の写真、座談会の記事等は、今となれば貴重なものである。

表紙の中大青年像は、二号では中大旧図書館に変わり、初代幹事長岡弁良先生への追悼文（山本清二郎先生）が収録されて居る。

三号の表紙は中大の「多摩校舎完成予想写真」で、私は、偶感としてカナダ、メキシコ、ブラジルの大学のキャンパス訪問の感想と中大多摩キャンパス完成を待望し、大学は人材の養成と生涯学習の中心となるべきではないかとして、次のことを書いた。

「大学の学問の研究と人材の養成、はたまた社会への奉仕も、漸次、国際的視野に於いてなされなければならず、

教育工学を駆使することによって私どもで果たせなかった眞に国際的活動力を持ち渉外的發展力ある青年を養成されることが望まれる。それがためには外国語も英独佛にとどまらず、中国語、スペイン語はもとよりインドネシア語、スワヒリ語、ロシア語等々の選択的教育が必要とならう。」。

現在、母校は総合政策学部新設許可申請を終えられ、バイリンガルが強調され、各学部の改革の論議の中にいづれもこうした姿勢が反映されて居ると思われ、何としてもよろこばしいことである。

昭和四十八年三月には先輩今井忠男先生（八代幹事長）が日弁連会長の任期を終了され、輩下であった私も一月程おかれて日弁連事務総長を退いて間もなく幹事長を仰せつかり、大塚喜一郎先生の最高裁入りに伴って欠員となつた大学理事を仰せつかり、理事の一員として幾度か多摩校舎建設の現場に臨み、文部省の視察の方々とも接触する機会に恵まれたが、落成時に文部省の役人があの東洋一を誇つた施設を見て「官学は到底私学に及ばない」と言われたことが忘れられない。母校の教授陣の充実によってこの面からも「官学は私学に及ばない」という言葉も聞き度いものである。

「中大法曹会」四〇周年を回顧して

特に基本規定検討委員会に関連して

第十八代幹事長 木戸口 久 治

一 私が中大法曹会幹事長を勤めたのは昭和五五年五月から同五六年五月までの一年間であった。「中大法曹第七号」創立三〇周年記念特集号によれば第一八代目の幹事長に当るようである。

私は昭和一六年に当時の高等試験司法科試験に合格し、翌一七年中大法学部を卒業して司法官試捕に採用されたが、修習半ばにして召集を受け、昭和二二年の復員まで約四年間を戦地で過ごした。昭和二三年一月弁護士登録してからは受験勉強時代にお世話になった玉成会研究室の恩顧に報いるため、屢々研究室を訪れ、勉強中の後輩会員の指導に当たったり、相談相手となった。

二 その後昭和三四年年度玉成会研究室の理事長（第五代）に選ばれ、また新生「中大法曹会」創立以来その幹事又は常任幹事として中大法曹会と共に歩んできた。昭和三六年七月から中大学員会協議員に選ばれたが、これを契機として昭和四五年五月から学研連委員長に、同四六年五月から中央大学選任評議員に、同四八年五月から中大学員会幹事に、同五二年七月から同常任幹事に選ばれるというように、当時多忙な弁護士業務と、弁護士会務の傍ら、だんだん中央大学、中大学員会、中大法曹会等の仕事に肩入れするようになった。

三 私が最も中大法曹会の仕事に専念したのは、昭和四九年五月から、松井幹事長の下で事務局長を勤めたときからである。当時中央大学においては、基本規定（寄附行為）検討委員会を設置して従前の基本規定の抜本的改正の検討を行っており、同委員会小委員会の要約した検討事項について、わが法曹会をはじめ、南甲倶楽部、学員体育会、国会白門会等の有力支部並びに教職員側に対し意見書の提出を求めてきた。その要旨は、①現行総長制を廃止するか否か、②各学部長及び事務局長を職務上の理事とするか、否か、③現行の評議員の定数を二〇〇名から一〇〇名に減員し、教学側評議員と学員側評議員とを同数にするか否か、ということが主たるものであった。法曹会においてはこれを大学問題特別委員会に附議し、連日討議検討を重ねた結果、昭和四九年七月、意見書を取りまとめ、大学の基本規定検討委員会に提出した。（「中大法曹」第三号大学問題特別委員会報告書参照）さらに検討委員会の招請に応じ、同年七月一六日、聴聞会に出席して意見の要旨を詳細に説明した。その後、南甲倶楽部、学員体育会、国会白門会等からも法曹会と殆ど同趣旨の意見書が提出され、これに反対する教学側の意見と真向から対立した。私は法曹会の意見書を取りまとめ、検討委員会に提出する直前の昭和四九年四月に基本規定検討委員会委員に選任されたので、その後は検討委員会委員の一人として法曹会の掲出した意見書の趣旨を他の委員にも徹底させ、法曹会の意見が採択されることに努力した。

四 検討委員会における聴聞会は昭和五一年一二月まで続けられたが、学員側と教学側との意見が対立したまま意見の一致が見られなかったため、向江委員の提唱により、学員側と教学側よりそれぞれ七名宛の委員を選出し、懇談会形式で意見の調整を図ることとなり、私も法曹会を代表してその一人に加わった。懇談会は約一年にわたって続けられ、結局教学側が学員側の意見に歩み寄る形で妥協がはかられ、昭和五二年一二月一三日までに、①総長制は存置する。しかし、原則として中央大学教授のなから選考する。②各学部長の職務上理事制は認めな

いが、各学部の推薦する教授一人を理事に選任する。事務局長の職務上理事制は認める。③評議員の定数は現行どおり二〇〇名とし、学員側と教学側との同数説は採らない。④総長の被選資格につき評議員会決議を以て「総長は原則として中央大学教授のなから選考するものとする」旨の附帯決議を行う、との結論に達し、これを本委員会に報告し、本委員会も懇談会報告の趣旨を踏襲した答申書を昭和五三年四月二四日理事長宛に提出し、同年七月一六日の評議員会において現行基本規定が議決され、同年九月二七日文部省の認可により施行された。

五 この基本規定（寄附行為）改正作業は昭和四四年一月六日、当時の金子文六理事長の諮問に答えるため検討委員会が設立され、以来昭和五三年七月一六日の評議員会における議決まで約一〇年の歳月を費し、教学側と学員側の叡知を結集して行われたものであったが、根本的には教学側と学員側との認識の相違から、重要な事項について妥協を余儀なくされた。私はこの検討委員会の後半に至って委員の一人に加えられたのであったが法曹会の意見を代弁する形で大いに発言し、ほぼ法曹会の意見書の趣旨を貫いた。私にとって大変貴重な経験であったし、当時の学員側委員は現在殆ど故人になられたので若干煩雑にわたるのをいとわず、書きとどめておくことにした。

六 私はこの基本規定改正作業を終わった昭和五三年五月から中央大学理事に選任され、同五六年五月まで在任したが、まだ任期途中の昭和五五年五月から大西保幹事長の後を受けて法曹会幹事長に就任した。しかし私は大学理事としての業務もあった関係上、幹事長の職に専念することはできず、専ら大学の多摩校地移転後の駿河台の旧大学会館跡地に創立一〇〇周年の記念会館を建設し、その三階程度を法職等特別教育の場に、また、その一階程度を公認会計士等特別教育の場として確保すべく奔走した。法曹会の仕事としては大学より学長、常任理事、法学部長を招いて「中央大学における法学教育の現状と展望」のテーマで座談会を催したことが、大学及び学員会

に対する推薦人事について執行部と充分打合せを行い、これを推進したほか、一般の議事、行事については副幹事長、事務局長らの執行部に一任し、格別取上げるような業績を残さなかったと記憶する。

三十周年記念行事の頃を回顧して

第十九代幹事長
瀧澤國雄

昭和二十六年六月、中央大学出身の裁判官、検察官、弁護士を結集して創立された中央大学法曹会が、四十周年を迎えたことは誠に慶賀の至りである。

私は昭和五十六年五月二十六日の総会において、木戸口久治前幹事長の後を受けて幹事長に選任され、昭和五十八年五月信部高雄先生に引継ぐまで二年間幹事長として会務運営に当って来た。その間会員諸先生の御協力により大過なく会務を遂行することができたが、とくに副幹事長として阿部三郎、萩原平、内山弘、浅香恒久、杉山英己、窪田四郎の諸先生、事務局担当として事務局長に森田洲右、次長として松永渉、渡辺洋一郎、村山芳郎、山本和敏、五島幸雄の諸先生に格別の御尽力を賜りましたことは終生忘れることができません。更に法曹会の中核としての各種委員会、人事委員会（赤坂正男委員長）、会報編集委員会（高橋梅夫委員長）、会則改正委員会（信部高雄委員長）、法職コース協力委員会（依田敬一郎委員長）、大学問題委員会（宮田光秀委員長）、中大創立百周年記念事業並びに長期ビジョン委員会（松井宣委員長）、創立百周年記念事業資金募金委員会（宮田光秀委員長）、その他特に中大法曹会創立三十周年行事実行のために設置された、創立三十周年記念実行特別委員会（堂野達也委員長）など

の諸活動により内容の充実した年度であったと自負しているので、以下十年一昔の跡を振り返ることにしたい。

一 中大法曹会創立三十周年記念式典、祝賀会

木戸口前幹事長からの引継事項の第一は法曹会創立三十周年記念行事の実行であった。

昭和五十六年七月十五日開催の第一回幹事会において、創立三十周年記念実行特別委員会を設け、十月十二日に赤坂プリンスホテルにおいて記念式典、講演会、祝賀会を開催することにした。堂野達也委員長の下に弁護士会、裁判所、検察庁から会計七十名の委員をお願いすることにし、式典まで僅か三ヶ月足らずの間に前後十二回の会合を開き実行運営に万全を期した。

十月十二日の式典当日は秋晴の好天で、会場の赤坂プリンスホテル旧館プリンスホールには招待者、出席会員三百数十名、立錐の余地のないほどの盛況であった。信部高雄式典部長の開会の辞につづき堂野委員長挨拶、幹事長式辞、渋谷健一理事長、谷村唯一郎学員会長、戸田修三学長の祝辞など、式典は厳肅な雰囲気の中かで進行した。式典に先立つ記念講演は、木川統一郎先生の「中央大学の発展と法曹会の役割」と題し、母校の発展を願う講師の熱情が聴衆に多大の感銘を与えた。式典に引継いでグリーンホールに場所を移しての祝賀会も、和気藹々のうちに法曹会始まって以来といわれる盛況のうちに終った。

二 法曹会創立三十周年記念誌発行

法曹会機関誌「中大法曹」第七号を創立三十周年記念特集号として発行することとし、赤坂正男先生を総責任者とし、高橋梅夫編集委員長を中心とする編集委員長が担当し、大学当局、学員会本部の協力により、創立当時

からの資料収集などに努め、法曹会三十年の歩みを回顧し、今後の発展に寄与することに重点をおいて編集し、昭和五十七年五月十日発行することができた。内容は記念式典、講演会、祝賀会の記録などのほか、赤坂正男先生発委による座談会「中大法曹のあゆみ」は特集号に相応しいものであった。座談会出席者は、谷村唯一郎、堂野達也、石田寅雄、大塚喜一郎、山本清二郎、宮田光秀、八島三郎、小池金市、松井宣、木戸口久治、赤坂正男の諸先生で、創立当時から三十年間の貴重な法曹会の歴史が明かにされた。特集号の題字は谷村唯一郎先生の絶筆となった「以和為貴」であり、今後の法曹会の進むべき指針を示されたものといえよう。

三 法曹会総会の議長制と代表者としての会長制の可否

昭和五十七年一月十八日法曹会会則改正委員会に対し左の点を諮問した。

(1) 法曹会総会に於て、会則第十条により幹事長が議長となっているが、議長に選任された会員をもって総会の議事を運営すべきではないか。

(2) 法曹会の代表者並びに会務統轄者として会長を置くことの可否。

会則改正委員会は右の諮問に対して左の通り答申した。

- (1) 総会の審議につき議長制を採用することが望ましい。
- (2) 会長制については継続審議とする。

四 司法試験合格者東大を抜き首位となる

司法試験合格者の低落傾向に対し、何とか合格者増加の方途を考えなければと、法職コース協力委員会の依田

敬一郎委員長を中心として本年度の最重要問題とした。昭和五十六年七月二十一日第一回法職コース協力委員会において、法職特別コース指導員を選ぶこととし、大学当局に対してカリキュラムについての意見書を提出し、学研連と共催で「司法試験直前コース」を開催するなど例年に比べ、法曹会としても格別の意気込みをもって、合格者の増加対策に取り組んだのである。

昭和五十七年度の合格者発表において、中央大学は九年振りに東大を抜き一位となったのである。中大九十人、東大七十八人、早大七十二人、慶大三十一人、京大二十九人、一橋大二十人、明大十五人、東北大十四人、大阪大十四人……と。

しかしながらその後は再び低落傾向が続いていることは甚だ残念であり、大学並びに法曹会の奮起を促したい。以上私が幹事長として会務運営に当った、法曹会の活動の一端を回顧したが、あらためてその間多大の御協力を頂いた諸先生に感謝申上げるとともに、第二世紀に入った母校中央大学と、委員会の中核としての法曹会の益当の発展を祈念するものである。

創立四十周年記念雑感

第二十代幹事長
信 部 高 雄

中大法曹会の創立四十周年を迎えることとなり、誠にお目出度い次第である。私が伝統に輝く中大法曹会の幹事長に選任されたのは、昭和五八年六月から同六十年五月までの二年間であるが、副幹事長として安藤章（東弁）若林秀雄（一弁）高橋守雄（二弁）杉山英巳（裁判所）寺西輝泰（五八年度検察庁）佐野眞一（五九年度検察庁）の諸氏並に事務局長松家里明氏外事務局員の方々の熱意ある御協力を頂いた。

ところで「中央大学法曹会会則」には、第二条に「本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と発展に寄与することを目的とする。」と規定しているが、創立当初は主として会員相互の親睦を中心として運営されていた。ところが昭和四二年以来各大学で学園紛争が起り、母校中央大学も同様激しい学園紛争に巻き込まれた。いわゆる学生会館紛争、学費紛争、常置委員会紛争と呼ばれるものである。中大法曹会としては、当時紛争中の母校の正常化と大学の自治の確立のため「大学問題特別委員会」を設置し、その解決のため盡力した。爾来中大法曹会においては、常に母校中央大学の重要問題については、特別委員会を設置するなどにより種々方策を講じてきたことは衆知のことである。

私が幹事長に選任された昭和五八年には母校中央大学は、多摩移転後の運営も一応順調に進んでいたが、昭和六十年には、母校中央大学の創立百周年の種々の記念事業が企画され、その準備が行われていた。中大法曹会としては、この世紀の記念すべき行事に対し、極力これに協力することが決定され、そのための運動を積極的に行うこととなった。

また母校中央大学の司法試験合格者は、過去長きにわたり一位ないし二位を維持してきたものの、多摩移転頃より三位に転落するに至った。この問題は今後中大法曹会として、極めて重要な問題であるが、当時においても会の重要問題としてその対策が審議された。

私が幹事長に就任中審議した重要な事項につき回顧すれば、以下のとおりである。

第一、百周年記念事業への協力

母校中央大学は、昭和六十年に創立百周年を迎えるに当り、種々の記念事業が企画されていた。中大法曹会は、この企画に基づく記念行事が成功するよう出来る限りの協力をすべく機関決定がなされた。まずその記念行事に必要な資金の募集に協力するため「中大創立百周年事業資金募金委員会」を設け、故宮田光秀委員長の下に、各ブロック毎の募金委員会において大変熱心な募金活動が行われた。その結果会員の協力により法曹会としての募金目標を達成し、学員会支部中極めて優秀な成績を収めることが出来た。

母校中央大学の創立百周年記念行事は、衆知のとおり、極めて盛大に実行され、新しい世紀に向って邁進しつつある。

第二、母校中央大学の法職教育の強化充実を図るための方策

この方策は、大学の教授陣の強化、法学部の入学試験の改善策など多くの問題点を含んでいるので、大学問題

委員会、法職教育検討委員会に諮問した。各委員会においては、問題の重大性に鑑み、更に主査および特別委員を委嘱し、大変活発な審議が行われ、その結果幹事長宛に答申書が提出された。中大法曹会としては、この答申書に基づき、意見書及び要望書として、昭和六十年五月十三日、学校法人中央大学理事長渋谷健一先生及び中央大学学長川添利率先生宛にこれを提出した。

第三、司法試験対策の一環としてのアンケート調査と座談会

会報編集委員会は、司法試験受験の実態を調査するため、法職講座受講生並びに最近の中大卒の司法試験合格者に対するアンケートを幅広く実施し、また中大教授陣と「中央の将来を語る座談会」を開催して意見を交換し、今後の司法試験対策を検討した。

このため各委員には、大変御盡力を頂いたが、その詳細は会報第九号に掲載されている。この問題は、今後も母校中央大学の法学教育に関する問題の一つとして極めて重要である。

おわりに

中大法曹会は、母校中央大学が「法科の中央」として、今後もより多くの優秀な法曹人を世に送り出すことを念願し、そのため多大の犠牲を拂い、努力し続けている。これに関与される会員の方々の御盡力は、筆舌に尽し難い程である。母校中央大学においても、この点に十分留意され、従来より行われている多摩校舎における法職講座の充実並に駿河台記念館に新しく「法職講座研究室」が設置され、今後さらに優秀な法曹が養成に努力されることを念願している。

ところで現在は、情報化や国際化などの著しい発展により、大学に対する社会的要請は益々多様化している。この要請に応じ、母校中央大学では、すでに国際的視野に立った新学部を設置が決定され、すでに文部省の第一

次の審査を受け、諸手続が進行中である。私は今後立派な新学部が創設され、人的、物的の両面において母校中央大学がさらに発展することを祈念する次第である。

私が幹事長の頃を追想して

第二十一代幹事長 坂 本 建之助

首題のテーマで執筆せよとお申付を頂いた。私の人生で深いかかわりのある中大法曹会からのお申付であるから、これは兎も角も、それに応えなければならぬ。

私は昭和六〇年、六一年の幹事長を仰せつかった。一生懸命、その任に当った積りであることは間違いないが、さて、私は幹事長として、何をしたのであろうか。その在任中のこととしてどんな想い出があるだろうか、と振り返って見たが、簡単には思い出せない。私は足許をみると共に、未来に向けて、一生懸命、馬車馬のように走っている。未来の方に頭が向いていて、過去は、頭の中になかなか出て来ない。これではまことに申訳けないことである。

さて、前置きが長くなって、重ね重ね、申訳けない。

先づ、想起起すことは、月並な云い方であるが、副幹事長の藤井光春（東弁）、柳沢義信（一弁）、鈴木喜三郎（二弁）、山本和敏（裁判所）、甲斐中辰夫（検察庁）、事務局長の小野道久（二弁）の諸氏と共に、和気あいあいとして会務遂行に当り得たことである。また、従来から受継いだ各種委員会の活発な活動に感謝しながら会務を処

理して、任務を完了し得たという想いである。

それにしても、小野事務局長には、いろいろ御苦勞をかけたという想いが強い。

次には、就任早々の昭和六〇年に迎えた「中央大学創立百周年記念行事」への参加であった。中大では、この百周年を迎えるに当って、これを機会として、私学中大としての個性と特色を生かして、次の百年を目指すものとして、そのあるべき姿を、学内外の英知と協力を結集して検討し、長期振興事業を企画、立案、実行したいとのことで、昭和五四年五月、特別委員会が設置され、わが中大法曹会（大西保幹事長時代）へ、その協力が呼掛けられた。中大法曹会では、直ちにこれに応じて、松井宣先生（二弁）を委員長とする特別委員会「中大創立百周年記念事業並びに長期ビジョン委員会」という長い名称の委員会を設置した。私も初めから、その委員であったこともあって、中大法曹会として、種々の提言に参画し、また記念事業資金六三億五、〇〇〇万円の内、金五〇億円の募金についての募金委員として募金等に参画しつつ、昭和六〇年、中大法曹会幹事長に就任した。そして、その年中大創立百周年をむかえたことは、洵に幸運というほかはなかった。

募金応募額は、その年には満額とまでは行かなかったが、やがて満額達成が見込まれ、記念式典その他の行事に参加する機会が与えられた。更にまた、中央大学が、百年の計を考えて、八王子市の多摩の地に壮大なキャンパスを造って移転した半面、学員の交流に地の利を失ったことが懸念されていたことについて、記念事業として、駿河台に残された暗いイメージの中央大学会館を、多目的の、近代的な会館へと改築工事が進められつつあったことは、将来へ胸踊る思いであった。

同会館は、昭和六三年一月完成し、名称を学員から公募して「中央大学駿河台記念館」と決定し、今や学員はもとより、わが法曹会でも、利用希望者の需要に応じきれない程の名声を得る？に至っている。そのことを聞く時、

また、同記念館で行われるいろいろの行事に参加出席する時、当時、学員又は中大幹事長として寄与したことをも
想い起こし、嬉しさを禁じ得ない。

また若干付け加えれば、中大法曹会幹事長として大学の種々の行事に参加し、学生諸君とも接する機会が多くな
り、わが若き学生時代を想い起し、愛校心を湧きたたせ、学生達を些かでも鼓舞激励したことも、良き想い出であ
る。

創立四十周年記念雑感

第二十二代幹事長 赤坂正男

中大法曹会が設立されてから四十周年を迎えたと云うことで大変おめでたいことと痛感いたします。顧みれば昭和四二年頃から、世界的傾向とまで云われた大学紛争は、我が中央大学にも及び、次から次へと難問題が提起され何時收拾がつくか。皆目見込みがつかない様な深刻な事態に立ち到った。それまでは中大の一附属機関に過ぎなかった様な存在——単なる卒業生の親睦機関である様な存在に過ぎなかったが、大学紛争の深刻化に伴い大学当局は、徐々に学員会の一機関である法曹会との関係並びに大学経営についての活動に期待する様になり、之に対応して法曹会も（昭和四十四・五年（今井忠男・石田寅雄両幹事長時代）時代）会則の抜本的な大改正を強行し、体制を整備し略、現機構に推移し、会として学校の改革、新制度の導入、人事の刷新等に対策を打出して貢献し略、現状を確立運営するに至った。この秋が学員会として新しい時代背景を持った活動期に入ったものと考えられる。それ以後は時の幹事長の交替により多少の相異はあるものの、中大学員会の一支部として課せられた責任の実践と大学の事業に相当の協力と実践の一端を果して今日に至っている。

然しその後の大学の変遷（多摩移転問題）や新学部を設置・改善・財政の危機の招来・再資金の募集等を考慮す

るとき、再び法曹会は時代に招応する対応を審議すべき時機の到来を迎えているのではないかと考えられる。

私が中大法曹会幹事長に就任したのは昭和六十二年から平成元年五月までである。私は離任に際し、『中大法曹会は「会員相互の親睦をはかる」と云うことの外に「中央大学の興隆に寄与する」と云う具体的責務について深く考慮すべきである。私立学校法の定める精神即ち大学の運営組織の民主化の基礎条件として、理事会の独善をチェックする機関として評議員会が設置され、評議員には学校法人を卒業した者で年齢二五歳以上の者のうちから寄附行為（中央大学では基本規定）で定める所により選任された者を充てる。役員（理事と監事）の選出母体はその一つとして評議員のうちから寄附行為（基本規定）により選出された者を以て充てるとなっている。従って本会は大学の設置者である中央大学とは密接不可分の関係にある。

我が会は、この流れに沿って、諸々の活動をして行動をしているが、そのよってたつ財政的基礎は決して安泰たるものではない。諸活動の要請は今後愈々益々増加するものであるからして、その具体的対策は遅からずして樹立されなければならないのである。よって私はこの憂慮すべき事態への対応を示さなければならない』と述べたのであるが、その問題は何うなったのか関係者に伺いたいところである。

私は、今後法曹会の幹事長（一面からみれば中大法曹会学員会支部長）は、法曹会の責任を一身に担うのは当然として、大学・学員会並びに他支部の人事等に精通し、之に対し法曹会から適材を送り込んで大いに大学の興隆発展に寄与する識見と炯眼を有すべきである、と考えるものである。

我が法曹会の現会員は

弁護士 一九三八名

判事 一八三名

検 事 二二三名

公 認 人 二六名

いづれも司法試験合格者である。

他の同種団体に比較して決して劣るものではない、人材に事欠くことはない。これらの人材を大学の発展のため起用することこそ執行部の使命と強く感ずる。

私の幹事長の頃を追想して

第二十三代幹事長 設 楽 敏 男

私は平成一・二年度の中央大法曹会幹事長を勤めたのでありますが、ついこのあいだのことでもありますので、色々思いが錯綜し、かえって纏まりにくいという状態であります。

しかしながら折角のご指名でありますので、思い出すままに幾つか述べさせていただきます。

先ず法曹会自体の事務についてであります。一番煩瑣なのは委員会の招集であります。これがかなりな作業量を要しまして、当時の大西事務局長は、殆ど専任のように事務員をこれに当てていました。また資料について相当量のコピー作業が必要で、その整理・調整には大変であったように伺っております。これは歴代の事務局長に共通の問題であり、私としては、誠に不覚であります。今度初めて承知した次第でありまして、今後はこの負担の軽減を考えなくてはならないと痛感した次第であります。

事務局長の仕事の補佐機能充実ということ、前期執行部の申し送りをうけ、事務局長の所属会から事務局次長を一名増員することになり、規則の改正を経て実施いたしました。これは極めて有効に機能いたしました。しかし前記の事務局長作業の軽減に連動するまでには至りませんでした。

次に従来から言われていることでしたが、法曹会の会合には余り若い先生方が出られないということで、法曹会の活性化ということが論じられておりました。一方若い先生方は、大学の法職講座の講師や、駿河台記念館の答練の講師等に積極的に対応されており、その活躍ぶりが、高く評価されておりました。そこで法曹会に若い先生方に更に一層のご協力をお願いする趣旨のもとに、新たに法曹会の幹事を、従来二〇〇名のところ一〇〇名増員してはどうかということが、執行部会で論じられ、任期最終の総会において決議され、現在実施されております。私は法曹会の目的の一角が、会員の親睦を図るということに思いを致し、今後を大いに期待しているところであります。法曹会の会員は現在概算二五〇〇名と言われておりますが、全員の集合する機会には経常年で、年一回の総会しかないであります。幹事、常任幹事については、年四回以上の会合をもつように会則に定められておりますので、親睦の機会が一層増進されるものと信じます。私は新任の幹事諸兄がふるってこれらの会合に出席され、中央大学の現状等の情報にも接して、いよいよ愛校心を培養していただきたいと念願するものであります。

私共執行部として当時頭を悩ましたイベントの一として、中大法曹会創立四〇周年記念式典の問題がありました。それは平成三年が丁度これに当たることになり、その開催を私共の執行部で行うか、次期の執行部にお願いかということ、意見が別れておりました。三〇周年は一〇月に行われていますが、顧問、先輩からは、お目出度いことは早い方が良く、とのご意見があり、一時はそうなりそうになりました。ところが、問題点が二つありました。一は当時報委員会で、司法試験改革に伴う中大の対応というようなテーマで座談会を開催することが決まっております、その準備に多くの時間をとられていたこと、二には仮に三月ないし五月に記念式典を行うことになること、記念号の会報は次期の執行部が担当することになり、事務的にちぐはぐとなるということ、三は、ここで結局新執行部が一〇月に行うということになり、私共としては準備委員会を設けて早速準備することになりました。

た。そして新執行部の成立と共にこの委員は実行委員会として活動し、不肖私も式典部長として参画し、去る一月八日駿河台の中央大学記念館において盛大に記念の行事が行われた次第であります。

ここで支部旗のことを思い出しました。我が法曹会は中央大学学会の職域支部第一号として昭和二八年認定を受けたことでしたが、支部旗はあったのだらうと思っていました。従来私はこれを見た記憶が無いのでありません。ところが、学会本部から新支部旗が授与されることになり、大きな立派な旗を頂戴いたしました。以来事ある度にこの旗が掲げられ、私らの団結の象徴としてその存在を示すことになりました。このことをこの際にはっきりと記して、その保管、維持に遺漏のないようにしたいと念じます。

我が法曹会には、人事委員会、会報編集委員会、会則改正委員会、法職教育検討委員会、大学問題委員会等の常設委員会があります。私の任期中には大学問題委員会は開かず終りましたが、他の委員会は活発に運営されました。どこでも同じと思われませんが、出席下さる先生はいつも決まっていました。ついに一度も出席されなかった方もおられたように記憶しています。このことは委員の選任の過程で、委員に予めはっきりとした了解を取らなかったことが大きな理由ではないかと思われます。委員会に出席すること自体が、懇親の実を挙げるものであり、先生方の一段のご協力を期待すること極めて大であります。

平成二年五、六月頃日本比較法研究所々長小島武司氏から次のようなご依頼がありました。それは今般同研究所の主催で、フランス、アメリカの大学教授、裁判官、弁護士を招聘して、裁判の役割と題するシンポジウムを行うことになったが、これについて法曹会の協力を得たいということでありました。具体的には、シンポに出席して欲しいが、都合の悪い場合は、パーティーに出席して貰えないか、ということでありました。そしてパーティーは法曹会と共催にしたいと付言されたのであります。私はこれをいれ協力を約したのであります。その結果は会員の先

生方のご賛同を得ることができまして、賑やかなパーティーを開くことができ、法曹会の面目を保つことができま
した。ご参加の諸先生方に厚く御礼申し上げます。これが契機となり、同研究所から、法曹会の弁護
士有志と、研究所の学者との間の交流を促進し、法曹実務家の知識、経験を伺いたいという申し入れがあり、新執
行部との間で、協議がなされることになったと聞いております。

以上取り止めのないことを書き連ねましたが、終りに臨みまして、この二年間公私共にご協力下さいました会員
の皆様に対し深甚なる敬意と感謝の意を表させていただきます。

(平成三年一〇月二三日)



財務部会報告（収支決算報告）

財務部会長 縄 稚 登

一 昭和二六年に創立されたわが中央大学法曹会は平成三年一〇月八日午後五時三〇分より中央大学駿河台記念館において、創立四〇周年記念講演会、式典、祝賀会が開催され、記念特集号の発刊を以て各行事は終了する。そこで財務部会は、右記念各行事を運営するための収支予算を企画立案編成する役割を分掌することになり、計一〇回の委員会、部会を開催した。

二 本記念行事実行の予算編成の基本方針については、第一に本記念行事は予算上独立採算制の特別会計とすること、第二に予算の規模は各諸行事の企画とその内容に副うものであること、第三に会員にできるだけ負担をかけることのないことを重点的に留意して、全体委員会の審議の結果、前回三〇周年記念行事の収支決算を参考にし、ほぼ同規模程度の予算内容で実行することにした。一〇年前の経済状況と対比して物価上昇を考慮すれば、総じて緊縮予算と思われるが、諸行事の企画とその内容を検討した結果、先ず駿河台記念館を使用することで前回に比べ約一〇〇万円の支出軽減が見込まれること、前回作成した会員名簿は今回作成しないことにして、約一〇〇万円の支出減が見込まれ、計二〇〇万の支出予算を他行事に充当可能であることなど考慮に入れ、前回三〇周年

記念行事に比べて遜色のない、それ以上の内容充実した記念行事が出来うるものとの見通しの下に、予算規模を約六〇〇万円とすることになった。

三　そこで、近時何かと出費の多い折柄、如何にして会員に負担方をお願いするかについて種々検討した結果、前回同様今回も同程度のご負担をお願いすることとし、凡その目安として、顧問、参与には金二万円、常任幹事には金三万円、幹事には金二万円、一般会員には金一万円とすることとし、出席予定人員の検討を加え予算案を策定した。試算によると収入は参加会費、寄附金の合計は約六〇〇万円となり、支出は、祝宴費、記念特集号費用が大部分を占めることになったが、予算の編成方針、規模内容からみても当然のことである。右予算案は財務部会の審議を得、全体委員会で承認された。

四　右予算に基き、平成三年八月、常任幹事、幹事の各位に対し、中大法曹会のために格別のご配慮とご負担を賜わりたき旨の書面を発送し、九月には一般会員の参加をお願いする案内状を発送し、失念の会員には然るべくお願い申上げる等した結果、予算に近い額の収入があった。

五　四〇周年記念行事は予定どおりとゞこおりなく盛大裡に挙行された。本記念行事に関しての収支予算、決算はその範囲内において執行されたことはまことに喜ばしいことであると共に負担金にご協力下された中大法曹会の会員並びに本予算の執行に当り、且つ又、各種記念行事遂行のため、格別のご協力をいただいた記念行事実行委員長はじめ各部会長並びに各委員及び幹事長、副幹事長、事務局長、同次長の執行部の方々に對しましては、深甚なる感謝の念を捧げ、中大法曹会の今後の発展を祈念し、来るべき五〇周年のための一試石ともなれば喜びこれに過ぐるものはない。

次頁に、事務局長が作成した「収支決算報告書」を、資料として掲載することとした。

中央大学法曹会創立40周年記念行事

収支決算報告書

平成4年4月18日

収入の部		支出の部	
摘要	金額(円)	摘要	金額(円)
会員(寄附金を含む)	5,970,000	宴会費	1,927,130
中央大学	100,000	記念館使用料	110,931
中大学員会	30,000	コンパニオン	154,500
国会白門会	30,000	講師謝礼	100,000
南甲倶楽部	20,000	カメラマン謝礼	50,000
		印刷代等	263,000
		その他(テープ, 翻訳料, ハガキ, 郵券等)	1,053,767
		会報引当分・その他	2,490,672
合計	6,150,000	合計	6,150,000



中央大学法曹会創立四〇周年記念行事等報告

中央大学法曹会事務局長 中 津 靖 夫

中央大学法曹会は、平成三年一〇月八日（火）午後五時より、創立四〇周年記念行事を中大駿河台記念館において盛會裡に挙行致しました。

創立四〇周年記念行事実行委員会は、前もって設立されていた準備委員会を、平成三年五月二三日開催の平成三年度総会に併せ開催された幹事会において、実行委員会に改組する形で編成されました。

創立四〇周年記念行事は、実行委員会活動報告のごとく、実行委員の方々の精力的活動により、創立三〇周年記念行事にならない、所期の成果を挙げることができました。秋雨の中ではありましたが、これを盛會裡に挙行できたことは、中大法曹会の団結力と行動力を顕著に内外に示す結果となり、御同慶の到りに存じます。

なお、法曹会二四〇〇名のうちおよそ二四〇名の会員が出席したことを御報告申し上げます。

中央大学法曹会創立四〇周年記念行事実行委員会活動報告（明細）

年月日	議事・行事	摘要
3・5・23	平成三年度 総会 (幹事会・常任幹事会)	於・中央大学駿河台記念館 創立四〇周年記念行事準備委員会を実行委員会に改組
3・6・26	全体委員会	於・東京弁護士会館 (議題) 1 委員長・副委員長選任 2 部会編成・部会長の決定 3 その他
3・7・22	接待・記念式典 祝宴・講演 (合同部会)	於・東京弁護士会館 (議題) 1 開催日を平成三年一〇月八日(火)午後五時三〇分とする。 2 場所 中大駿河台記念館 3 記念事業の検討項目 (一) 記念式典の式次第決定の件 (二) 記念講演の講師及び演題の件 (三) 招待先決定の件 (四) 会費決定の件

<p>3 ・ 8 ・ 29</p>	<p>3 ・ 8 ・ 2</p>	<p>3 ・ 7 ・ 26</p>	
<p>全体委員会</p>	<p>全体委員会</p>	<p>財務部会</p>	
<p>於・東京弁護士会館 (議題)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会費の決定 2 祝宴の内容検討 3 招待先の検討 4 資金に不足が生じた場合の措置 	<p>於・東京弁護士会館 (議題)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 記念式典・記念祝賀会式次第の決定 2 招待者の検討 3 講演者の決定 4 その他 	<p>於・東京弁護士会館 (議題)(会費の決定)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幹事長・副幹事長 2 顧問・参与 3 常任幹事 4 幹事 5 会計監事 6 会員 7 事務局長・次長 	<p>(五) 記念特集号編集方針の件 (六) 出席者確保の件 (七) その他</p>

<p>3・9・10</p>	<p>記念式典 記念祝宴 (合同部会)</p>	<p>5 その他</p> <p>於・東京弁護士会館 1 行事内容の最終検討 2 その他</p>
<p>3・10・8</p>	<p>中大法曹会創立四〇周年記念講演・式典挙行</p>	<p>於・中央大学駿河台記念館・出席者二四〇名</p>
<p>4・1・18</p>	<p>記念特集号編集部会 座談会</p>	<p>於・中大駿河台記念館 「中央大学法曹会の現状と将来」</p>
<p>4・4・28</p>	<p>記念特集号編集部会 及び執行部会</p>	<p>於・東京弁護士会館「創立四〇周年記念特集号」の編集及び 発刊(二六〇〇部)</p>

中央大学法曹会創立四〇周年記念行事実行委員会委員名簿

一、委員長 松井 宣

二、接待部会(執行部) 栗原 惠三・杉山 茂久)

部 長 中津川 彰

副部長 本間 崇・柳沢 義信・田宮 甫・仲田 章

部 員 藤井 光春・福家 辰夫・横山 昭・石渡 光一・山本 卓也

白河 浩・田中 茂・大西 昭一郎・横溝 高至・諸永 芳春

田中 美登里・太田 修

三、式典部会(執行部) 深沢 守・神 洋明)

部 長 設楽 敏男

副部長 久木野 利光・松家里 明・大塚 功男

部 員 阿部 三郎・森田 洲右・服部 邦彦・秋知 和憲・吉本 英雄

奈良道 博・今村 敬二・鈴木 秀一・吉田 和夫・並木 茂

大久保 慶一・武井 豊

四、祝宴部会(執行部) 増田 浩千・中村 鉄五郎)

部 長 内山 弘

副部長 大高満範・若林秀雄・大平恵吾
部員 及川昭二・伊東正・堀合辰夫・篠原千廣・中村茂八郎

深沢守・大西裕・月山純典・川坂二郎・遠藤英毅

石黒竹男・諸永芳春・木村要・五島幸雄・坂口順造

五、記念講演部会（執行部 舟橋定之・須藤典明）

部長 川上正俊

副部長 榊原卓郎・高橋守雄

部員 堤淳一・栗原恵三・村重慶一・舟橋定之・佐藤歳二

小尾仁

六、財務部会（執行部 菅沼隆志・稲田寛）

部長 縄稚登

副部長 船戸実・岩田豊・小野田六二

部員 市川照己・鈴木康洋・安藤章・飯塚孝・伊藤忠敬

笠井盛男・吉岡征雄・大八木治夫

七、記念特集号編集部会（執行部 菅沼隆志・稲田寛）

部長 猪股喜蔵

副部長 北村忠彦・山崎源三・野宮利雄・高木新二郎・飯田英男

部員 浅見昭一・佐伯弘・須藤正彦・金沢恭男・原秀男

依田敬一郎・渡辺洋一郎・神洋明・遠山信一郎・木ノ元直樹
鈴木和憲・鈴木喜三郎・中津靖夫・渡辺秀雄

学校法人中央大学等役員名簿（中央大学法曹会関係）

（順不同・敬称略）

一、学校法人中央大学

◎理事長 山本清二郎

◎理事 猪股喜藏・木戸口久治・設楽敏男

◎監事 繩稚登

◎評議員会

副議長 赤坂正男

評議員 阿部三郎・石井嘉夫・猪股喜藏・市橋千鶴子・岩田豊

内山弘・大西保・太田常雄・岡田錫淵・押谷鞠雄

槽谷忠男・木川統一郎・木戸口久治・日下文雄・倉田雅充

児島平・坂本建之助・設楽敏男・篠原千廣・信部高雄

鈴木秀雄・高木典雄・高橋守雄・瀧澤國雄・竹村照雄

堂野達也・中津川彰・繩稚登・野宮利雄・原秀男

日野久三郎・藤井光春・松井宣・松岡登・水上喜景

水原敏博・安原正之・柳澤義信・山本清二郎・山本忠義

二 財団法人白門奨学会

依田 敬一郎 ・ 吉本 英雄 ・ 若林 秀雄

◎理事長 堂野 達也

◎理事 内山 弘 ・ 坂本 建之助

◎監事 倉田 雅充

◎評議員 石井 嘉夫 ・ 信部 高雄 ・ 高橋 守雄 ・ 中津川

杉山 英巳

◎選考委員会委員

安藤 章

◎募金委員会委員

委員長 山本 清二郎

委員 野宮 利雄

以上

中央大学学員会役員名簿（中大法曹会推薦）

	会 長	堂野達也
	副会 長	内山 弘
	参 与	石井一郎・石田寅雄・小 木貞一・太田常雄・木戸口久治 日下文雄・小池金市・鈴木秀雄・竹村照雄・松井 宣 八島三郎・山本清二郎
	常任幹事	赤坂正男・大西 保・木川統一郎・倉田雅充・瀧澤國雄
	幹 事	阿部三郎・新井弘二・猪股喜蔵・川坂二郎・坂本建之助
	設 案	敏男・信部高雄・篠原千廣・菅野谷純正・鈴木喜三郎
協 議 員	高橋守雄・長久保 武・繩稚 登・安原正之	
省 略		

中央大学法曹会役員名簿（平成三・四年度）

一、顧問・参与

(1) 顧問

石田寅雄
小池金市
堂野達也
瀧澤國雄
赤坂正男

(東弁)

倉田雅充
設楽敏男
信部高雄
藤井暹
山本清二郎

(二弁)

八島三郎
大西保
木戸口久治
坂本建之助
松井宣

(二弁)

(2) 参与

戸田宗孝
太田常雄
日下文雄
鈴木秀雄
水上喜景

(東弁)

小木貞一
岡田錫淵
梶原止
竹村照雄
寺尾正二

(一弁)

居林與三次
外村隆
鈴木近治

(二弁)

近藤三代次

二、幹事（○は常任幹事）

○繩 稚 登	高 橋 崇 雄	○須 藤 正 彦	白 井 正 明	真 田 淡 史	佐 々 木 敏 行	小 山 勲	楠 忠 義	北 村 一 夫	笠 原 克 美	金 沢 恭 男	太 田 孝 久	伯 母 治 之	石 井 芳 光	飯 塚 孝	安 藤 憲 一	○阿 部 三 郎
中 村 生 秀	堤 淳 一	瀬 川 徹	清 水 紀 代 志	○佐 伯 弘	桜 井 公 望	小 林 元 治	厚 井 乃 武 夫	木 戸 口 久 義	笠 井 浩 二	龜 井 忠 夫	大 辻 正 寛	奥 原 喜 三 郎	石 葉 泰 久	稲 田 寛	○市 川 照 巳	
○中 村 茂 八 郎	天 坂 辰 雄	高 木 茂	志 沢 徹	○榊 原 卓 郎	才 口 千 晴	小 島 敏 明	児 島 平	倉 田 哲 治	木 川 統 一 郎	川 瀬 仁 司	奥 野 善 彦	○小 竹 耕	植 松 功	石 渡 光 一	○猪 股 喜 蔵	
名 波 倉 四 郎	寺 口 真 夫	多 賀 健 三 郎	菅 沼 隆 志	坂 卷 国 男	佐 瀬 正 俊	小 林 信 明	小 林 宏 也	○久 木 野 利 光	岸 巖	春 日 寛	海 法 幸 平	○及 川 昭 二	遠 藤 和 夫	伊 藤 茂 昭	伊 東 正	
中 村 浩 紹	寺 井 一 弘	橋 節 郎	○鈴 木 康 洋	○篠 原 千 廣	佐 藤 隆 男	笹 原 桂 輔	紺 野 稔	黒 須 雅 博	北 村 忠 彦	神 谷 威 吉 郎	川 勝 勝 則	○大 高 満 範	内 丸 義 昭	伊 井 和 彦	飯 田 義 則	
															安 藤 貞 一	
															秋 知 和 憲	
															浅 見 昭 一	

宮島崇行	羽田忠義	奈良道博	○田中茂	鈴木英夫	篠原由宏	木ノ元直樹	大西昭一郎	安西愈	吉田哲	矢田英一郎	安原正之	増田彦一	○本間崇	○藤井光春	長谷川武弘	新津勇七	中村裕二
元木徹	深沢守	仲居康雄	網取孝治	鈴木則佐	柴田徹男	小屋敏一	荻原静夫	池田達郎	渡辺務	湯川將	山田茂	御園賢治	堀川文孝	深沢武久	橋本幸一	野島良男	中村治郎
森寿男	藤本猛	丹羽健介	寺本吉男	高橋勇次	島田一彦	今野昭昌	垣鏑繁	伊藤忠敬	○横山昭	○山岸憲司	村田豊	松永涉	船戸実	花水征一	原山庫佳	直井雅人	
○柳沢義信	○藤本博光	○原秀男	外村隆	○田口邦雄	○白河浩	齋藤祐一	加毛修	○岩田豊	吉田幸一郎	安田隆彦	○森田洲右	松崎勝一	福家辰夫	平松和也	濱秀和	永末栄司	
○山崎源三	松家里明	萩原平	成富安信	田中慎介	神洋明	佐々木和郎	川村延彦	飯田数美	(東弁 二七名)	吉住仁男	山本剛嗣	山本忠義	松代隆	堀合辰夫	○服部邦彦	西林経博	

○佐藤 歳二	川島 貴志郎	朝岡 智幸	○諸永 芳春	原 誠	中津 靖夫	多田 武	須田 昭太郎	三枝 信義	北川 秀二	○笠井 盛男	小野田 六二	石黒 竹男	有賀 正明	○吉本 英雄	山田 滋
佐藤 久夫	河野 信夫	荒木 勝己	山下 清兵衛	藤光 巧	中吉 章一郎	田中 美登里	鈴木 誠	猿山 達郎	橘高 郁文	加藤 康夫	○小野 道久	入倉 卓志	阿部 一夫	○依田 敬一郎	山本 政敏
佐藤 康	木村 要	生島 三則	雪下 伸松	古山 昭三郎	中村 鉄五郎	伊達 俊二	○高橋 守雄	櫻井 光政	木村 武夫	笠井 直人	大井 勅紀	○内山 弘	今中 美耶子	横溝 高至	山本 卓也
沢田 三知夫	小池 明彦	井上 廣道	行方 美彦	増田 浩千	根岸 清一	千葉 昭雄	滝沢 農	坂本 行広	駒沢 孝	○川坂 二郎	大塚 功男	上野 操	岩瀬 外嗣雄	○若林 秀雄	山田 賢治郎
新矢 悦二	小林 豊	川上 正俊	○吉田 和夫	村山 芳郎	野宮 利雄	栃木 敏明	○田宮 甫	○鈴木 喜三郎	釘澤 知雄	小海 正勝	○大平 恵吾	遠藤 英毅	飯畑 正男	○渡辺 洋一郎	八木 清文
			(二弁 五五名)											(一弁 五五名)	

○杉山英巳 鈴木勝利 須藤典明 高木新二郎 ○竹田稔

田中康郎 田村承三 並木茂 藤原康志 舟橋定之

松岡靖光 松本光雄 ○村重慶一 ○山本和敏

(裁判所 二九名)

飯田英男 栗原惠三 ○近藤太朗 佐々木博章 ○佐野眞一

杉山茂久 高野利雄 玉井直仁 土屋守 寺尾淳

寺西賢二 豊嶋秀直 樋田誠 戸谷勝尋 ○中津川彰

長山四郎 中嶋三雄 永野義一 堀江信之 堀口勝正

松浦恂 松田昇 松井永一 溝口昭治 ○宗像紀夫

三、會計監事 安田哲也 ○吉川亘 (檢察庁 二七名)

佐藤義行(東弁) 深沢 勝(二弁) 林田耕臣(二弁)

四、正・副幹事長・事務局長・次長

幹事長 野宮利雄(二弁) 副幹事長 舟橋定之(裁判所)

副幹事長 菅沼隆志(東弁) 副幹事長 栗原惠三(檢察庁)

副幹事長 深沢守(一弁)

副幹事長 増田浩千(二弁)

事務局長
同 次長
中 津 靖 夫 (二 弁)
同 次長
中 村 鉄 五 郎 (二 弁)
同 次長
榑 木 敏 明 (二 弁)
同 次長
稲 田 寛 (東 弁)

同 次長
神 洋 明 (一 弁)
同 次長
須 藤 典 明 (裁 判 所)
同 次長
杉 山 茂 久 (檢 察 庁)

中央大学法曹会 各種委員会委員名簿（平成三・四年度）

◎委員長

一、人事委員会（一〇名）

（東 弁） 秋 知 和 憲 ・ 石 渡 光 一 ・ 篠 原 千 廣 ・ 名 波 倉 四 郎

（一 弁）◎設 楽 敏 男 ・ 山 崎 源 三

（二 弁） 大 井 勅 紀 ・ 小 野 田 六 二

（裁判所） 鈴 木 勝 利

（検察庁） 仲 田 章

二、会報編集委員会（一〇名）

（東 弁） 大 谷 隼 夫 ・ 白 井 正 明 ・ 中 村 生 秀 ・ 服 部 邦 彦

（一 弁）◎豊 田 泰 介 ・ 福 吉 實

（二 弁） 大 平 恵 吾 ・ 猿 山 達 郎

（裁判所） 木 村 要

（検察庁） 小 林 域 泰

三、会則改正委員会（一〇名）

（東 弁）◎平 野 智 嘉 義 ・ 北 村 忠 彦 ・ 才 口 千 晴 ・ 堀 川 文 孝

(一 弁) 池田達郎・川村延彦

(二 弁) 笠井盛男・鈴木喜三郎

(裁判所) 松岡靖光

(検察庁) 五島幸雄

四、法職教育検討委員会(二〇名以内)

(東 弁) ◎中村茂八郎・伊井和彦・厚井乃武夫・須藤正彦・中村治郎

中村裕二・平松和也・安田隆彦

(一 弁) 荻原静夫・塚辺重雄・寺本吉男・細田良一

(二 弁) 新井嘉昭・釘沢知雄・中川隆博・吉田和夫

(裁判所) 小林豊

(検察庁) 佐野真一

五、大学問題委員会(五〇名)

(東 弁) 浅見昭一・阿部三郎・安藤章・飯塚孝・市川照己

伊東正・猪股喜蔵・及川昭二・金沢恭男・川勝勝則

久木野利光・児島平・紺野稔・斎藤暢生・坂巻國男

鈴木康洋・鈴木秀雄・高橋崇雄・滝沢国雄・縄稚登

藤井光春・本間崇・森田洲右・安原正之・山本忠義

(二 弁) 岡田錫淵・倉田雅充・設楽敏男・信部高雄・竹村照雄

田中慎介・寺尾正二・萩原平・柳沢義信・吉本英雄
依田敬一郎

(二舟) ◎高橋守雄・内山弘・大西保・加藤康夫・川坂二郎

小海正勝・坂本建之助・鈴木孟秋・田宮甫・根本隆
雪下伸松

(裁判所) 佐藤久夫・高木新二郎

(検察庁) 中津川彰・水原敏博

〔関係諸規程〕(資料)

学校法人中央大学基本規定(寄附行為)

(規程第一号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 総長(第四条—第九条)
- 第三章 役員及び顧問(第十条—第二十二条)
- 第四章 理事会(第二十三条—第二十五条)
- 第五章 評議員会(第二十六条—第三十四条)
- 第六章 資産及び会計(第三十五条—第四十一条)
- 第七章 収益事業(第四十二条・第四十三条)
- 第八章 基本規定(寄附行為)の変更(第四十四条)
- 第九章 合併及び解散(第四十五条・第四十六条)
- 第十章 公告(第四十七条)

第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は、学校法人中央大学と称する。

(事務所の所在地)

第二条 この法人は、事務所を東京都八王子市東中野七四二

番一に置く。

(目的)

第三条 この法人は、教育と研究とを行わせるため、次に掲げる学校及び研究所を設置する。

一 中央大学

大 学 院

法学研究科・経済学研究科・商学研究科・理工学研究科・文学研究科

法学部一部

法律学科・政治学科

法学部二部

法律学科・政治学科

法学部通信教育課程

経済学部一部 経済学科・産業経済学科・国際経済学科

経済学部二部

経済学科・産業経済学科・国際経済学科

商学部一部

経営学科・会計学科・商業・貿易学

商学部二部

経営学科・会計学科・商業・貿易学

理工学部一部

数学科・物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気工学科・電気・

電子工学科・工業化学科・応用化学科・管理工学科・情報工学科
理工学部二部 物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気工学科・電気・電子工学科・工業化学科・応用化学科・管理工学科

文学部一部 文学科・史学科・哲学科・社会学科

・教育学科

文学部二部 文学科

二 中央大学高等学校 定時制課程 普通科・商業科

三 中央大学杉並高等学校 全日制課程 普通科

四 中央大学杉並中学校

五 中央大学附属高等学校 全日制課程 普通科

六 日本比較法研究所

七 中央大学経理研究所

八 中央大学経済研究所

2 この法人は、私立学校法第二十六条の規定による事業を行う。

第二章 総長

(総長)

第四条 この法人に総長を置く。

2 総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を総括統理する。

3 総長の任期は、三年とする。ただし、任期満了の後においても後任の総長が就任するまでは、その職務を行う。

(総長の選任)

第五条 総長は、次に掲げる者で組織する委員会の選考した者について、理事会が選任する。

一 学長・研究所長及び高等学校長

二 学部長及び各学部教授会で互選した者各三人

三 理事会で互選した者五人

四 評議員会で互選した者若干人

五 事務局長及び副参事以上の職員から互選した者二人

2 前項第四号に定める委員の員数は、第三号の員数と合算して第一号、第二号及び第五号の員数の合計と同数とする。

(総長の選考委員会)

第六条 前条の選考委員会は、理事長が招集する。

2 委員会は、委員の互選により、委員長を定める。

3 委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

(総長の職務代行)

第七条 総長に事故があるとき、又は総長が欠けたときは、理事会が、その職務を代行する者を定める。

(教学審議会)

第八条 総長の諮問機関として、教学審議会を置く。

2 教学審議会に関する規則は、別に定める。

(教学審議会への諮問)

第九条 総長は、学校その他学術研究機関に関する規則の制定又は改廃並びに重要な学術研究機関の設置又は改廃について、教学審議会に諮問しなければならない。

第三章 役員及び顧問

(役員)

第十条 この法人に理事及び監事を置く。

2 理事及び監事の定数は、次のとおりとする。ただし、第十二条に定める職務上の理事は、定数外とする。

一 理事 十二人以上十七人以内

二 監事 二人以上三人以内

(理事の選任)

第十一条 理事は、評議員会の議決によって評議員その他の者から選任する。この場合において、各学部教授会が推薦する教授各一人を理事に選任するものとする。

(職務上の理事)

第十二条 総長、学長及び事務局長は、前条の規定にかかわらず、その在任中理事となるものとする。

2 学長の職務、任期及び選任等に関する規則は、別に定める。

(理事長)

第十三条 理事長は、選任理事のうちから理事会が選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総長たる理事を理事長に選任することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、学長たる理事を理事長に選任することはできない。

4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選によって、その職務を代行する者を定める。

(事業理事及び常任理事の選任)

第十四条 理事の互選によって、事業理事一人及び常任理事若干人を定める。

(監事の選任)

第十五条 監事は、評議員会の議決によって、評議員その他の者から選任する。

2 監事の互選によって、常任監事一人を置くことができる。(任期)

第十六条 役員(職務上の理事を除く。)の任期は、三年とする。ただし、補欠又は補充によって役員となる者の任期は、現在役員の残任期間とする。

2 役員は、任期満了の後においても、次期役員が就任するまでは、その職務を行う。

3 やむを得ない理由があるときは、評議員会は、評議員の三分の二以上の同意を得て、役員(職務上の理事を除く。)を解任することができる。

(理事長及び理事の職務権限)

第十七条 理事長は、この法人の業務を統理し、この法人を

代表する。

2 理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負う。

(総長たる理事の代表権)

第十八条 総長たる理事は、第四条第二項に規定する事項について、この法人を代表することができる。

(事業理事の職務権限)

第十九条 事業理事は、この法人の行う収益事業に関する事務を処理し、これについて法人を代表することができる。

(常任理事の職務権限)

第二十条 常任理事は、理事長を補佐し、その担当事務を処理する。

2 常任理事は、理事会が必要と認めるときは、特定の事項について、この法人を代表することができる。

(監事の職務権限)

第二十一条 監事は、この法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第二十二条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が評議員会の同意を得て委嘱する。

第四章 理事会

(理事会)

第二十三条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長

は、理事総数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示

して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。

2 理事会の議長には、理事長が当たるとする。理事長に故障があるときは、常任理事の互選によって議長を定める。

3 学部長、大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長、電子計算機センター所長、保健センター所長及び高等学校長は、必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

(理事会の議事)

第二十四条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数によって決定する。

3 理事の意見が可否同数のときは、理事長の決するところによる。

4 議事に関する記録は、理事長が署名し、事務局長が保管する。

(理事会の権限)

第二十五条 理事会は、この法人の一切の業務を決定する。

ただし、常務の執行については、理事長が常任理事と協議して決定する。

第五章 評議員会

(評議員会)

第二十六条 評議員会は、選任評議員及び職務上評議員で組織する。

(選任評議員の数及び被選資格)

第二十七条 選任評議員は、その定数を二百人以内とし、この法人の学員中、二十五歳以上の者から選任する。

2 次に掲げる者をこの法人の学員とする。

一 この法人の設置する大学の卒業生及び大学院の修了者
二 この法人の専任教職員

三 この法人の設置する学校の前身たる学校(英吉利法律学校、東京法学院、東京法学院大学及び中央大学予科・専門部・工業専門学校)の卒業者

四 財団法人中央大学から学員として推薦された者

五 学校法人中央大学評議員会において学員として議決して
た者

六 この法人に功労又は特別の縁故あるものとして学員会又は評議員二十人以上の推薦により、理事会において学員として議決した者

(評議員の選任)

第二十八条 選任評議員は、次に掲げる者で組織する選考委員会の選考した候補者について、評議員会が選任する。ただし、任期満了となる評議員は、この選任の議決に加わることはできない。

一 理事の互選による者三人

二 学部長及び各学部教授会で選任した教授各一人

三 事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者二人

四 評議員会議長

五 前各号に規定する者及び職務上の評議員を除く残留評議員で互選した者若干人

2 前項第五号に定める委員の数は、第一号の員数と合算して第二号及び第三号の員数の合計と同数とする。

3 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

(職務上評議員)

第二十九条 この法人の役員、顧問、学部長、図書館長、学部長、通信教育部長、研究所長、高等学校長及び事務局長は、その在任中評議員となるものとする。

(評議員の任期)

第三十条 選任評議員の任期は、四年とする。

2 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充評議員の任期は、そのつど、評議員会において定める。

4 選任評議員の解任については、第十六条第三項を準用する。

(議長及び副議長)

第三十一条 評議員会に議長及び副議長各一人を置く。

2 議長及び副議長は、評議員会において選任する。

3 議長及び副議長の任期は、各二年とする。ただし、補欠

の議長及び副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(会議)

第三十二条 評議員会は、理事長が招集する。招集状には、議題を明記しなければならない。

2 理事長は、評議員総数の三分の一以上の者から、会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

4 評議員会の議事は、別段の規定がある場合のほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 評議員は、他の評議員に委任して表決することができる。委任した評議員は、評議員会に出席した者とみなす。

6 会議に関する記録は、議長及び議長の指名した評議員二人が署名し、事務局長が保管する。

(議決事項)

第三十三条 次に掲げる事項については、評議員会の議決を経なければならない。

一 予算、決算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分

に関する事項

二 基本規定（寄附行為）の変更

三 この法人の業務に関する重要な規定の制定又は改廃

四 合併

五 私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に掲げる事由による解散

六 残余財産の処分に関する事項

(委員会)

第三十四条 評議員会は、その権限に属する事項を審議させるため、委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

第六章 資産及び会計

(資産)

第三十五条 この法人の資産は、現有の固定資産及び流動資産とする。

2 次の各号に掲げる収入は、すべてこの法人の資産とする。

一 資産から生ずる果実

二 学生生徒等納付金及び手数料

三 寄附

四 補助金

五 収益事業から生ずる利益金

六 その他の収入

(計算基準)

第三十六条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計

(以下「学校会計」という。)と収益事業に関する会計に

分け、学校会計は、文部大臣の定める学校法人会計基準の
定めるところにより処理しなければならない。

2 収益事業に関する余計は、公正な会計慣行に基づいて処
理しなければならない。

(資産処分の制限)

第三十七条 基本金に属する重要な固定資産の処分は、評議
員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なけれ
ばならない。

(予算)

第三十八条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、評議
員会の議決を経なければならない。

2 学校会計の予算は、総合、各学校及び経理研究所(講座
部)の予算に区分しなければならない。

3 収益事業に関する予算については、予定貸借対照表及び
予定損益計算書を作成しなければならない。

(決算)

第三十九条 この法人の決算は、毎会計年度の終了後二ヵ月

以内に、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査
報告書を添えて、評議員会の承認を求めなければならない。

(財務諸表の備置)

第四十条 この法人の作成する財務諸表は、監事の意見書及

び公認会計士又は監査法人の監査報告書とともに、常に事
務所に備えておかなければならない。

(会計年度)

第四十一条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌
年三月三十一日に終わる。

第七章 収益事業

(種類)

第四十二条 この法人が行う第三条第二項の事業は、出版業
並びに生命保険の募集及び生命保険契約締結の媒介に関す
る業務とする。

(利益金の処理)

第四十三条 収益事業に関する会計の利益金は、積立金と
して積み立てるほか、学校会計に繰り入れることができる。

第八章 基本規定(審附行為)の変更

(議決の方法)

第四十四条 この基本規定(審附行為)の変更は、評議員会
において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければな
らない。

第九章 合併及び解散

(議決の方法)

第四十五条 この法人の合併及び解散の議決については、前

条の規定を準用する。

(残余財産の帰属)

第四十六条 この法人が解散した場合における残余財産の帰属者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから選定する。

第十章 公 告

(公告)

第四十七条 この法人が、法令によってする公告は、事務所の掲示場に掲示して、行う。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(昭和二十九年三月一日)から施行する。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年十月八日から施行する。

(経過措置)

2 この基本規定(寄附行為)施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定(寄附行為)により選任された者と

みなす。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十九年六月二十六日から施行する。

附 則(規程第四百二十五号)

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(昭和五十一年十二月十六日)から施行する。

附 則(規程第四百二十六号)

この基本規定(寄附行為)は、評議員会の議決を経た日(昭和五十二年三月二十一日)から施行する。

附 則(規程第四百九十二号)

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(昭和五十三年四月一日)から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(昭和五十三年九月二十七日)から施行する。

(経過措置)

2 この基本規定(寄附行為)施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定(寄附行為)により選任された者と

みなす。

3 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する顧問は、この基本規定（寄附行為）により委嘱された者とみなす。

附 則（規程第八百三号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十八年五月三十日）から施行する。

附 則（規程第千三十九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和六十三年五月十八日）から施行する。

附 則（規程第千七百七号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成元年十二月二十二日）から施行する。

附 則（規程第千二百八号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成三年十二月二十日）から施行する。

施行 昭和二六・三・八
改正 昭和二七・七・二一

中央大学学員会会則

(名称)

第一条 本会は、中央大学学員会と称する。

(目的)

第二条 本会は、学員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 奨学援助及び学術研究に対する助成
- 二 各種研究会、講演会及び見学会の開催
- 三 父母連絡会との交流
- 四 学生との交流
- 五 会報の発行
- 六 学員名簿の編纂
- 七 その他必要と認める事業

(資格)

第四条 本会は、学校法人中央大学基本規定(寄附行為)に定める学員をもって組織する。

(本部及び支部)

第五条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台三丁目十

一番地に置く。

2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設置することができる。

3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。

4 支部長は、支部の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(役員)

第六条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 一人
- 二 副会長 七人以上十人以内
- 三 常任幹事 二十人以上二五人以内
- 四 幹事 八十人以上百人以上
- 五 会計監事 四人又は五人
- 六 協議員 七百人以上八百人以上
- 2 会長及び副会長は、その在任中常任幹事及び幹事の地位につき、前項に定める数の制限を受けない。
- 3 会長、副会長、幹事、会計監事及び支部長は、その在任中協議員の地位につき、第一項に定める数の制限を受けない。

(役員を選任)
第七条 会長、副会長、幹事及び会計監事は、協議員会にお

いて選任する。

2 協議員は、総会において選任する。

3 前二項の選任方法は、協議員会及び総会において定める。

4 常任幹事は、幹事の互選による。

(役員任期)

第八条 役員任期は、3年とする。

2 補欠又は補充によって選任された役員任期は、現任役員任期とする。

(役員職務権限)

第九条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。

3 常任幹事、幹事及び協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会及び協議員会において、おのおの所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査する。

5 会計監事は、常任幹事会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。

(名誉会長)

第十条 本会に名誉会長一人を置くことができる。

2 名誉会長は、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。

(顧問及び参与)

第十一条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、会長及び副会長に在任した者について、会長が

委嘱する。

3 参与は、本会の発展に功労があったと認められる者のうちから、幹事会の議を経て、会長が委嘱する。

4 顧問及び参与は、協議員会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。

5 顧問及び参与は、特別の事情があるときを除き、終身在任する。

(総会)

第十二条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年五月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 総会の招集は、開催日の2週間前までに学員に周知させる方法により行う。

5 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項について審議する。

(協議員会)

第十三条 協議員会は、定時協議員会及び臨時協議員会とする。

2 定時協議員会は、毎年5月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時協議員会は、会長が必要と認めたととき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 協議員百人以上が、連署をもって会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は、遅滞なく招集しなければならない。

5 前三項の招集は、開催日の二週間前までに通知を行う。

6 協議員会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

7 協議員会は、次の事項を審議する。

一 会長、副会長、幹事及び会計監事の選任

二 事業計画、事業報告、予算及び決算の承認

三 会則の改正、規程の制定及び改廃

四 名誉会長の推戴

五 その他本会の重要な事項

8 協議員会は、協議員の4分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

9 協議員会の議事は、特別の定めがあるときを除き、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

10 協議員は、書面により出席協議員に委任して、その権限を行使することができる。

(会長・副会長会議)

第十四条 会長・副会長会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長・副会長会議は、会長が議長となり、第三条に規定する事業その他本会の運営上必要な事項を審議する。

(幹事会)

第十五条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会は、会長が議長となり、学員の推薦、規則及び細則の制定又は改廃その他本会の運営上必要な事項を審議する。

(常任幹事会)

第十六条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項を審議する。

(委員会)

第十七条 本会は、必要に応じて幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)

第十八条 第3条第一号に定める事業を行うため、財団法人白門奨学会を設置する。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)

第十九条 本会は、別に定める規程により、協議員会の議を経て、学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(本会の経費)

第二十条 本会の経費は、学員会会費収入(以下「会費」と

いう。)、寄附金、事業収入、補助金及びその他の収入をも
つて充てる。

(会費)

第二十一条 会費は、三万円とし、第四条により学員となつたときに全額を納入するものとする。ただし、特別の事情がある者は、分割納入することができる。

2 学生は、学員となることを前提として、予め会費を預託することができる。

3 会費の納入及び預託に関する規程は、別に定める。

(会計年度)

第二十二条 本会の会計年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(会計処理)

第二十三条 本会の会計処理については、別に定める中央大
学学員会経理規程による。

(本部事務局)

第二十四条 本会に中央大学学員会本部事務局(以下「本部
事務局」という。)を置く。

2 本部事務局に局長を置き、局長は、その在任中、常任幹
事、幹事及び協議員の地位につき、第六条第一項及び第二
項に定める数の制限を受けない。

3 本部事務局に関する規程は、別に定める。

(会則の改正)

第二十五条 この会則の改正は、協議員会において、出席協

議員の三分の二以上の議決を経なければならない。

附則

(改正会則の発効)

1 この会則は、協議員会において議決されたときから効力
を生ずる。

(旧役員の任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に
退任する。ただし、この会則による役員が選任されるま
でおのおのその職務を行う。

(この会則により選任された役員の任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事
及び会計監事の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、
昭和六一年五月三十一日までとする。

4 この会則により、最初に選任された協議員の任期は、第
七条第一項の規定にかかわらず、昭和六一年六月三〇日ま
でとする。

(参与の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十一条
第三項により委嘱されたものとみなす。

(旧会則による会費完納者の取扱)

6 昭和五八年三月三十一日までに旧会則に定める会費を完
納した者は、第二十条に定める会費を完納したものとみなす。

(旧会則による分割納入者の取扱)

7 旧会則第十九条ただし書きにより会費の分割納入を継続

している者の会費は、第二十条の規定にかかわらず、二万円とする。ただし、昭和五十八年十二月三十一日までにその残額を完納しなければならない。

(昭和五十八年度の会計年度)

8 昭和五十八年度の会計年度は、第二十一条の規定にかかわらず、昭和五十八年一月一日から昭和五十九年三月三十一日までとする。

(昭和五十八年三月十二日施行)

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成二年五月二十五日から施行する。

(経過措置)

2 この会則施行の際、現に在任する会長、副会長、常任幹事、幹事、会計監事及び協議員は、その在任中、それぞれこの会則により選任された者とみなす。

中央大学法曹会会則

(制定昭四四・五・二七、改正昭五五・五・二七、平成二・五・一六、平三・五・二三)

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学会の支部とする。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の行事を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二、会報及び会員名簿の発行

三、研究会、講演会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事実

第四条 本会は中央大学学員で東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並びに本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織する。

幹事長は、本会の趣旨に賛同して会員にならうとする者の申出を受けたときは、常任幹事会の議を経て右の者を会員とするものとする。

第五条 本会に次の役員を置く。

一、幹事長

二、副幹事長

一名

五名

三、常任幹事 五十名以内

四、幹事 三百名以内

五、会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任する。但し、幹事は別に定める規定により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七条 役員の内任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。補欠、補充又は増員によって選任された役員の内任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

顧問及び参与は本会の管理運営につき随時その諮問に応えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることが出来る。

第九条 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学学会の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し幹事長に事故あるときは予め

定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。

会計監事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及び幹事会に出席して意見を述べることが出来る。

第十条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年五月中に幹事長がこれを招集する。

幹事長が必要ありと認めたとときは臨時総会を招集することが出来る。

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なく、これを招集しなければならない。

総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一名がこれに当たる。議長は幹事長より提案する議事を総会の審議に付する。

副議長は議長を補佐する。

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は年二回以上幹事長の招集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求をうけたときは遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。

幹事会において幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役員並びに中央大学学員の役員の各候補者に推薦

する事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもつて組織し、年四回以上幹事長の招集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を審議決定する。

第十三条 本会は必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十三条の二 本会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもって定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもつて支弁する。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならぬ。

第十六条 本会則は総会において出席会員の三分の二以上の

同意を得て改正することができる。

附則

この会則は、昭和五五年六月一日から施行する。

附則

第一条第二項及び第十三条の二の改正規定は、平成二年五月十六日から施行する。

附則

第五条第四号の改正規定は、平成三年五月二十三日から施行する。

会員の請求による臨時総会招集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により臨時総会の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 幹事候補者は左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。

- 一 東京弁護士会所属会員中より 一三〇名以内
- 二 第一東京弁護士会所属会員中より 五五名以内
- 三 第二東京弁護士会所属会員中より 五五名以内
- 四 都内各裁判所所属会員（判事出身の公証人を含む）中より 三〇名以内
- 五 都内各検察庁所属会員（検事出身の公証人を含む）中より 三〇名以内

第三条 削除（昭和五五年六月一日施行）

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

附則

第二条各号の改正規定は、平成三年五月二三日から施行する。

中央大学法曹会事務局規則

第一条 中央大学法曹会事務局本会（以下「事務局」という。）

に次の職員を置く。

一 事務局長 一人

二 事務局次長 若干人

第二条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経て、幹事長がこれを任免する。

第三条 事務局長は、幹事長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当事務について事務局長を補佐する。

第四条 幹事長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び事務処理に関する細則を定めることができる。

第五条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、平成二年五月十六日から施行する。

法職教育検討委員会規則

(設置)

第一条 本会に法職教育検討委員会(以下「本委員会」といふ)を置く。

(委員会の目的)

第二条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会の事業、その他、法職を目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査、検討及び協力することを目的とする。

とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

一 中央大学法曹会選出の

中央大学法職講座運営委員会委員

二 東京弁護士会ブロック

三 第一東京弁護士会ブロック

四 第二東京弁護士会ブロック

五 裁判所ブロック

六 検察庁ブロック

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置く。

委員長は第三条に定める委員のうち、同条第一号の委員を除いた委員で互選する。

委員長は会議を招集し、議長となる。

(審議事項)

第六条 委員会は第二条に定める目的を達成するため、随時審議決定する。



編集後記（編集部報告に代えて）

一、本会の創立四十周年に当たり、記念行事を実施しようという発議がなされたのは、説楽執行部発足後の平成二年三月である。

同年五月の総会で「記念行事準備委員会」が設置され、全体委員会で①規模、②内容、③方法、④組織などが検討され、⑤部会編成へとすすみ、部会ごとの検討結果を全体準備委員会で討議して実行に移す「準備」に入った。

二、創立満四十周年に当たる一九九〇年（平成三年）五月、野宮執行部の発足と同時に、準備委員会を「実行委員会」、その世話役の中心となって、企画・運営に携わることになった。

三、周年行事のうちで、四十年記念というのは大きな節目の「つなぎ」の役を受け持つという意味で、五十年への橋渡しをし、「記録」と「資料」などを収集するということに重点がおかれる。

今回の準備委員会でも、おおよそ、このような意見が大勢を占め、「新規」さよりも、三十周年を「踏襲」するしかたで記念行事を実行しようということになったのは、至極当然である。

記念特集号の編集部会でも、このような大勢（体制）のもとで、三十周年記念特集号「中大法曹No.7」の編集方針と編集結果を踏襲することにして、その作業をすすめることにした。

四、以上のような、「基本的」な姿勢・方針に従って、「特集号」を編集することにしたので、①体裁は、ほとんど三十周年記念特集号のそれに倣うことにした。②内容は、しかし、その後の十年の実績を回顧し、現在の時点において現状を直視し、将来を展望する意味で、「講演」のほかの特集や「座談会」のテーマ、そのうち方に工夫を凝らしてみた。

そういう趣旨で、大学問題委員会が主催した「法学部改革の課題」について、本学角田法学部長が中心となつてした説明や、これに対する質問などの記事をあらかじめ了解を得て掲載し、また、魅力ある大学の復活について理事である猪股の意見・提言を掲載させていただいた。

五、ご祝辞、ご講演いただいた来賓・先輩各位には、掲載を了解の上、加筆していただいたことにつき、厚くお礼を申し上げます。また、幹事長回顧として、三十周年以降十年間の元幹事長には、その努力の跡をふりかえった形で、「貴重」な回顧・追想文をよせて、この特集に花を供えていただいた。中津事務局長はじめ、

事務局次長には、資料の整理はじめ細大漏らさず編集の収集等で協力を受けた。記して謝意を表明したい。

六、座談会でも取り上げているように、「会報」は毎年発行するようにすべきであり、このような「特集号」も、常置委員会である会報編集委員会の所管とすべきであろう。私は、総会でも実行委員会でも、このように提言してみたりしたが、採り容れられなかったので、編集部会で引き続きこの事務を担当するようにして、この特集号を編集してみた。

その割合に、さしたる評価が得られそうもないのは、偏に部会長である私の非力のせいである。

創立五十周年記念特集号編集の一里塚の道標にとどまる。

創立四十周年記念特集号

編集部長 猪股喜蔵

中央大学出版部

〒192-03 東京・八王子・東中野 ☎0426(74)2351 振替東京8-8154

〈日本比較法研究所研究叢書〉

アメリカの大司法システム

小島 武司 他 編 アメリカ司法の底流にある社会思潮、訴訟手続の根底にある平等・論争主義、代替的紛争解決、裁判官・弁護士職業倫理などを追究。定価二九八七円

ロシア革命と良心の自由

小杉 末吉 著 人間の在り方を問い直すという問題意識のもと政府・教会・社会という三主体に即し十月革命過程における良心の自由問題の実相を検証。定価五〇四七円

〈日本比較法研究所翻訳叢書〉

国際民事訴訟の法理

P・シュロツァー 国際裁判管轄 国際送達 国際的な事案 解明と証拠収集 国際保全処分等、法理論的にも実務的にも貴重な論考を訳出。小島武司編訳。定価一一三三円

刑事精神鑑定例集

石田 武 編著 責任能力の判断をめぐる鑑定例を集録して事例毎に論評を加えた本書は精神医学と刑事法学の接点を検索する。医学用語解説を付す。定価一五四五〇円

◎定価は、消費税込みです。

中大法曹 第十三号

平成四年五月十四日 印刷

平成四年五月十九日 発行

(非売品)

発行人 野宮利雄

編集人 猪股喜蔵

発行所 中央大学法曹会

印刷所 株式会社高千穂印刷所

東京都板橋区向原二―二〇―一〇

電話(三九五六)六五五〇(代)

